

令和7年度 公文書公開請求(申出)の処理状況

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0001	4月3日	4月17日	請求	(請求人による通し番号2504-1) 『上尾市教育委員会交際費支出基準』(文末【資料】)について、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、面談のうえ、資料の開覧をさせていただき、かつ必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、仮に「文書不存在による非公開」処分とされる場合においても「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に向けて丁寧な情報提供をお願いいたします。 (1)『上尾市教育委員会交際費支出基準』は、最終改正として、令和5年9月25日教育長決裁とされています。そこで、最終改正前の『上尾市教育委員会交際費支出基準』が判別できる文書。なお、webで閲覧できる場合には、その旨を教示ください。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0002	4月3日	4月17日	請求	(2) 前記(1)で『上尾市教育委員会交際費支出基準』を令和5年9月25日に改正するにあたっての起案(決裁)文書。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0003	4月3日	4月17日	請求	(3)『上尾市教育委員会交際費支出基準』は教育長決裁とされていますが、同基準の改正にあたり、教育委員会の会議において報告事項とされたのか否かが判別できる文書・資料等。また、教育委員会の会議で報告がされていない場合にはその理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0004	4月3日	4月17日	請求	(4)『上尾市教育委員会交際費支出基準』の別表について、(4) - 1 ～ (4) - 5までの情報の開示を求めます。 (4)-1「総会・研修会及び懇談会等で飲食を伴うもの」とされていますが、「研修会で飲食を伴うもの」とは何であるのか、具体的な研修会名が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0005	4月3日	4月17日	請求	(4) - 2「行事等」とは何であるのか、具体的な行事名が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0006	4月3日	4月17日	請求	(4) - 3「平方のどろいんきょ」については、上尾市教育委員会のHPの上段に写真が掲載されていることから、上尾市教育委員会が「上尾市の誇れる行事」として扱っていることがわかります。そこで、「平方のどろいんきょ」が地域の行事であることが判別できる文書・資料等。	教育委員会	生涯学習課	一部公開	第2号
7-0007	4月3日	4月18日	請求	(4) - 4 海外派遣等の「せん別」とは何であるのか、判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0008	4月3日	4月17日	請求	(4) - 5 別表下部に「一部改正[令和4年2月1日教育長決裁]」という表記がされていますが、この「一部改正」前の別表の内容が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0009	4月3日	4月21日	申出	令和7年1月1日から令和7年3月31日に付番された住居表示台帳及び付番された年月日がわかるもの(住居表示台帳に記載されている場合は不要) ※町名・街区符号が分かるように複写していただくをお願いします。 ※同街区で台帳が複数になる場合は、該当する建物がある台帳のみで構いません。	市長	市民課	全部公開	
7-0010	4月4日	4月18日	請求	令和7年3月31日に市議会議長が要望内容を事前に文書にしてもらいたい、と〇〇に対し依頼したことについて、〇〇がどのような理由で文書を議会に直接渡したいと要望しているかを、議会事務局はメール又は文書で議会に報告することでした。このことについて、議会に対し議会事務局が文書で議会に報告した内容がわかるメール又は文書を請求致します。	議会	議事調査課	一部公開	第2号・第6号・第7号
7-0011	4月4日	4月18日	請求	(請求人による通し番号2504-2) 令和7年度当初に、上尾市教育委員会の〇〇教育長が今年度の教育行政を進めるにあたって教育委員会事務局に向けて示した文書・資料等(昨年度は「令和6年度 教育行政を進めるにあたって」という題目で2024.04.03に発出されていますが、それと同様の文書・資料等)。なお、開示の際は電子交付にてお願いします。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0012	4月4日	4月18日	請求	令和7年3月21日に、〇〇議員の教育長再任についての討論後、教育長から発言の取消を求められ、それについて教育総務課の部長、次長、課長と議会事務局の局長、事務局職員2名と〇〇議員の7名で協議を行ったとのことですが、協議の内容がわかる文書を請求致します。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0013	4月4日	4月18日	請求	令和7年3月21日に、〇〇議員の教育長再任についての討論後、教育長から発言の取消を求められ、それについて教育総務課の部長、次長、課長と議会事務局の局長、事務局職員2名と〇〇議員の7名で協議を行ったとのことですが、協議の内容がわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	非公開	文書不存在
7-0014	4月4日	4月17日	請求	(請求人による通し番号2504-3) 2024(令和6)年度中に上尾市に配置されている「法務官」に寄せられた相談の内容が判別できる文書・資料等。なお、開示の際は電子交付にてお願いします。	市長	総務課	全部公開	
7-0015	4月4日	4月17日	請求	令和5年度と6年度の、国民健康保険税の滞納者数の分かる文書	市長	納税課	全部公開	
7-0016	4月6日	4月16日	請求	(請求人による通し番号2504-4) 上尾市教育委員会教育長が使用した公用車について、下記の日程の「公用車運転日報」(または同趣旨の文書・資料)。なお、開示の際は電子交付にてお願いします。 2025年 2月1日 2月8日 2月9日 2月10日 2月16日 2月18日 2月26日 3月2日 3月9日 3月29日 4月6日 以上11日分	市長	総務課	全部公開	
7-0017	4月7日	4月18日	請求	(請求人による通し番号2504-5) 請求人が別途入手した【資料】に基づき、後述の(1)～(6)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いします。 (1) 上記の【資料】の2月20日に「業務改善表彰式」との記述が認められます。そこで、「業務改善表彰」の中身(表彰対象となった職員あるいは課名、また、どのような業務改善が対象となったのかなど)が判別できる文書・資料等。	市長	行政経営課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0018	4月6日	4月18日	請求	(2)上記【資料】の2月21日に「群協 研修会」との記述が認められます。そこで、2月21日の「群協 研修会」の中身が判別できる文書・資料等。(研修会資料等が想定されます)。	教育委員会	生涯学習課	全部公開	
7-0019	4月6日	4月17日	請求	(3)上記【資料】の2月25日に「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月25日の「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月25日の「学校訪問」の中身(学校名・訪問の目的など)が判別できる文書・資料等(学校から提供された文書・資料等が想定されます)。	教育委員会	学務課	全部公開	
7-0020	4月6日	4月21日	請求	(4)上記【資料】の2月27日に「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月27日の「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月27日の「学校訪問」の中身(学校名・訪問の目的など)が判別できる文書・資料等(学校から提供された文書・資料等が想定されます)。	教育委員会	学務課	全部公開	
7-0021	4月6日	4月20日	請求	(5)上記【資料】の2月28日に「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月28日の「学校訪問」の中身(学校名・訪問の目的など)が判別できる文書・資料等(学校から提供された文書・資料等が想定されます)。	教育委員会	学務課	全部公開	
7-0022	4月6日	4月20日	請求	(6)上記(3)・(4)・(5)の「学校訪問」の際に、〇〇教育長が市議会「最重要課題である」と答弁した「教員の働き方改革」について、どのような話をしたのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0023	4月6日	4月25日	請求	(請求人による通し番号2504-6) 請求人が別途入手した【資料1】【資料2】に基づき、後述の(1)・(2)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いします。 (1)【資料2】により、東中学校では、少なくとも2023(R5)年11月24日の時点において2025年の修学旅行では大阪・関西万博に行くことを前提としていたことが判別できます。 その一方で、【資料1】により、2025年3月の市議会答弁の時点で、学校教育長は東中学校が修学旅行で大阪・関西万博に行くことについて何らの文書・資料等を持ち合わせていないことも明記しています。つまり、東中学校が修学旅行で大阪・関西万博に行くことを上尾市教育委員会は1年3か月余り了承しなかったことになりましたが、このようなことは、請求人には到底考えられません。なぜならば、大阪・関西万博については、2024年3月28日に万博会場でメタンガスの爆発、その後ヒアリの発生などが報じられるなど、安全性の面でも強い懸念があることは周知の事実であり、旅行者によってその安全性が担保されるものではありません。 そこで、このような重要事実(東中が修学旅行で安全性が懸念されている大阪・関西万博に行くということ)について、東中学校から上尾市教育委員会事務局に連絡が届いた経緯等が判別できるすべての文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0024	4月6日	4月25日	請求	(2)前記(1)で示した2023(R5)年11月24日以降2025年3月の市議会答弁までの1年3か月余りの間に、教育長や学校教育部長をはじめとする教育委員事務局東中学校「学校訪問」する機会があったと思われます。その際、修学旅行についての話が出されたか否か、話が出たのであれば、その際に使用したことが判別できる文書・資料等。 そこで、2月28日に「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月28日の「学校訪問」の中身(学校名・訪問の目的など)が判別できる文書・資料等(学校から提供された文書・資料等が想定されます)。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0025	4月7日	4月16日	請求	(請求人による通し番号2504-7) 上尾市のHPに以下の説明があります。 この中に、【上尾市のステートメント「あなたに げんきを おくるまち」】との文言があります。このことについて以下の(1)～(3)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「上尾市のステートメント」の「ステートメント」とは、全国的には幾つかの自治体での用語の使用が認められるものの、行政が使用する用語としてはあまり一般的ではないと請求人は考えます。 また、上尾市のHP内検索では、「ステートメント」とは「あなたに げんきを おくるまち＝アッピーの説明」で使用されているのみであると思われます。そこで、「アッピー」の説明のみに「ステートメント」という用語を使用している理由や経緯が判別できる文書・資料等。 なお、上尾市行政(教育行政を含む)において、上記以外で「ステートメント」という用語を使用している例があれば、「上尾市情報公開条例」第26条に基づきご教示ください。	市長	行政経営課	非公開	文書不存在
7-0026	4月7日	4月16日	請求	(2)「あなたに げんきを おくるまち」という「ステートメント」が創設された経緯が判別できる文書・資料等(市民公募であるのかも含めて)。	市長	行政経営課	全部公開	
7-0027	4月7日	4月16日	請求	(3)普通に考えれば「あなたに げんきを おくるまち」の主語は「(市長を含めた)行政」と解釈できます。そこで、「あなたにげんきを おくる」の主語(主体)は何であるのか判別できる文書・資料等。	市長	行政経営課	全部公開	
7-0028	4月7日	4月18日	請求	(請求人による通し番号2504-8) 上尾市HPの教育委員会のページの冒頭には3枚の画像が掲載されています(本請求書文末【資料1】～【資料3】参照。最終閲覧日2025年4月7日)。 このことに関連して、後述の(1)～(5)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、担当課との面談により、文書・資料等を閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、もしも文書不存在な非公開処分とされる場合であっても、上尾市情報公開条例第26条に基づき、市民に対して丁寧な情報の提供をお願いします。 (1)上尾市HPの教育委員会のページの冒頭に【資料1】の「上尾シティハーフマラソン」の画像を掲載した経緯や掲載理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0029	4月7日	4月18日	請求	(2)上尾市教育委員会として、「上尾シティハーフマラソン」についてどう捉えているか(または教育行政の中でどう位置付けているのか)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	全部公開	
7-0030	4月7日	4月18日	請求	(3)上尾市HPの教育委員会のページの冒頭に【資料2】の「上尾市民音楽祭」の画像を掲載した経緯や掲載理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0031	4月7日	4月17日	請求	(4)上尾市教育委員会として、「上尾市民音楽祭」についてどう捉えているか(または教育行政の中でどう位置付けているのか)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	生涯学習課	全部公開	
7-0032	4月7日	4月21日	請求	(5)上尾市HPの教育委員会のページの冒頭に【資料3】の「平方のどろいんきょ」の画像を掲載した経緯や掲載理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0033	4月7日	4月21日	請求	(6)上尾市教育委員会として、「平方のどろいんきょ」についてどう捉えているか(または教育行政の中でどう位置付けているのか)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	生涯学習課	全部公開	
7-0034	4月7日	4月21日	請求	(請求人による通し番号2504-9) 【資料】のとおり、按分比が日本共産党会派よりも多いにもかかわらず、無会派の議員に「上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員」および「上尾伊奈資源循環組合議会議員」が割り振られています。その理由が判別できる文書・資料等の開示を求めます。 開示の際は、担当課との面談により、文書・資料等を閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、もしも文書不存在による非公開処分とされる場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に対して丁寧な情報の提供をお願いいたします。	議会	議会総務課	非公開	文書不存在
7-0035	4月7日	4月17日	請求	(請求人による通し番号2504-10) 令和7年3月3日付け上環政第669号文書により「一部事務組合管理者・議員報酬一覧」(下記資料1)が示されました。そこで、【資料1】の中に【参考】として「議員より要望のあった算出方法」とありますが、当該算出方法の詳細が判別できる文書・資料等の開示を求めます。 開示の際は、担当課との面談により、文書・資料等を閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、もしも文書不存在による非公開処分とされる場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に対して丁寧な情報の提供をお願いいたします。	市長	環境政策課	全部公開	
7-0036	4月8日	4月18日	請求	(請求人による通し番号2504-11) 請求人は、令和7年1月4日付で《上尾市のHPに、「市政への参加」として「市民対話」と「選挙」のみが掲載されている理由が判別できる文書・資料等」の開示を求めて情報公開請求をおこなった結果、同年1月17日に「上広第480-1号」他文書が示されました。すなわち、およそ15年前のカテゴリ一表に「市政への参加」が「市民対話」と「選挙」のみになっていることを根拠にして、それ以来上尾市HPへの掲載内容が変更されていない事実が明らかになりました。 その際、請求人は、「市民対話」と「市民へのアンケート」は違うことや、「市政の参加」として「選挙(とりわけ国政選挙)」について掲載しているのは不可解であることを伝えたところ、検討するということでした。 そこで、本年1月17日に請求人と面談して以降、本請求書受理日までの間に、上尾市のHPに掲載されている「市政への参加」の内容について上尾市としてどのような検討をしたのが判別できる文書・資料等。 開示の際は、担当課との面談により、文書・資料等を閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、もしも文書不存在による非公開処分とされる場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に対して丁寧な情報の提供をお願いいたします。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0037	4月10日	取下げ	請求	家屋調査実施時の部分評点数が記載されている文書	市長	資産税課	取下げ	
7-0038	4月13日	4月25日	請求	(請求人による通し番号2504-12) 本請求書文末の【資料1】～【資料4】等に基づき、「保育所英語体験事業」の予算・決算に関し、後述の(1)～(3)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、担当課との面談により、文書・資料等を閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、もしも文書不存在による非公開処分であっても、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に対して丁寧な情報の提供をお願いいたします。 (1)文末の【資料1】のとおり、令和7年4月11日付けの「上保育第36-3」号文書により、請求人に対して、『業務委託契約書(長期継続契約)』が「特定した文書」として示されました。しかしながら、当該文書は、市立保育所についてのみの契約書・特記仕様書であり、私立園への支払いが判別できる文書ではありません。 そこで、【資料3】備考欄に示されている私立園への支払額19,747,200円についての『業務委託契約書』(特記仕様書を含む)または同趣旨の文書・資料等。	市長	保育課	全部公開	
7-0039	4月13日	4月25日	請求	(2)文末の【資料4】の「令和5年度政策企画提案制度」における「本事業参加に参加した保育施設数」の目標値は、R6=22(公立12・私立10)、R7=27(公立12・私立15)、R8=33(公立12・私立21)とされています。 一方、【資料3】では、令和7年度予算として「亜私立校34校」が計上されています。方、【資料3】では、令和7年度予算として「私立園34校」が計上されています。 そこで、私立園について、政策企画提案制度『概要調書』の目標値と、令和7年度予算が大きく差異があることの説明が判別できる文書・資料等。	市長	保育課	非公開	文書不存在
7-0040	4月13日	4月25日	請求	(3)令和6年度の「保育所英語体験事業」にかかる決算額(案でも可)が判別できる文書・資料等。	市長	保育課	一部公開	第3号
7-0041	4月14日	4月28日	申出	確認申請受付台帳の写し 平成17年2月16日受付の物件	市長	建築安全課	非公開	文書不存在
7-0042	4月14日	4月28日	申出	上尾市ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援業務(公募型プロポーザル方式)の事業者選定(評価日令和7年3月7日)において参加した事業者の企画提案書(弊社除く)、評価基準ことの採点表、評価委員名簿	市長	こども支援課	一部公開	第2号・第3号
7-0043	4月14日	4月28日	請求	サポートルームティーチャーを中学校に配置しないと決定した理由、経緯がわかる文書を請求致します。	教育委員会	教育センター	非公開	文書不存在
7-0044	4月14日	4月28日	請求	昨年行ったスペシャルサポートルーム利用状況調査で、上平小・大石南中・平方東小・平方北小・瓦葺中について、何故利用者が半年間ゼロであったかを分析した文書を請求致します。	教育委員会	教育センター	全部公開	
7-0045	4月15日	4月24日	請求	(請求人による通し番号2504-13) 2025年4月1日～4月15日までの「市長用公用車」の運転日報(または同趣旨の記録)。開示の際は、電子交付によりお願いいたします。	市長	総務課	全部公開	
7-0046	4月15日	4月28日	請求	(請求人による通し番号2504-14) 上尾市立上尾中学校・太平中学校・東中学校・大谷中学校の計4中学校を対象に、令和7年度当初に決定された事項に関し、後述の(1)～(5)までの情報開示を求めます。なお、開示の際は電子交付にてお願いいたします。 (1)上尾中・太平中・東中・大谷中における、職員会議等で校長から示された「令和7年度の県費教職員の勤務時間の割り振り」が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0047	4月15日	4月28日	請求	(2)上尾中・太平中・東中・大谷中において、「令和7年度の部活動顧問が誰なのか」が判別できる文書・資料等。ただし、職員会議等で校長の職務命令により部活動の顧問を命じられたものであること。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0048	4月15日	4月28日	請求	(3)上尾中・太平中・東中・大谷中において職員会議等で校長から示された、「令和7年4月の「部活動予定表」(活動予定日と活動時間が判別できるものであること)。	教育委員会	指導課	一部公開	文書不存在
7-0049	4月15日	4月28日	請求	(4)上尾中・太平中・東中・大谷中において職員会議等で校長から示された、「生徒の完全下校時刻(季節等時期により変更される場合等も含めて)」が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0050	4月15日	4月28日	請求	(5)上尾中・太平中・東中・大谷中において職員会議等で校長から示された「部活動顧問に命じられた職員が、令和7年度の部活動の活動時間に顧問として何をすべきか」が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	一部公開	文書不存在
7-0051	4月15日	4月28日	請求	(請求人による通し番号2504-15) 「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」(以下、本請求書では「業務量管理規則」と略)に基づく教育職員の在校等勤務時間、およびその関連についての後述の(1)～(7)までの情報について、電子交付にて開示を求めます。 なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします。 (1)令和6年度中に「業務量管理規則」第3条第1項(1)で定めた「1箇月について45時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったのかを判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	教育委員会	学務課	一部公開	文書不存在
7-0052	4月15日	4月28日	請求	(2)令和6年度中に「業務量管理規則」第3条第1項(2)で定めた「1年について360時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったのかを判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	教育委員会	学務課	一部公開	文書不存在
7-0053	4月15日	4月28日	請求	(3)令和6年度中に「業務量管理規則」第3条第2項(1)で定めた「1箇月について100時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったのかを判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	教育委員会	学務課	一部公開	文書不存在
7-0054	4月15日	4月28日	請求	(4)令和5年度中に「業務量管理規則」第3条第2項(2)で定めた「1年について720時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったのかを判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	教育委員会	学務課	一部公開	文書不存在
7-0055	4月15日	4月28日	請求	(5)上尾市内各小・中学校に勤務する県費教職員の2025年3月分の「時間外在校時間数」が判別できる文書・資料等(勤務日数が0日の職員を除く)。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0056	4月15日	4月28日	請求	(6)「上尾市働き方改革基本方針」における目標は「時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」というものです。令和6年度末が経過している現在、この方針および結果に関しての上尾市教育委員会の見解が判別できる文書・資料等。なお、現段階で文書・資料等が存在しなくても、今後見解を示す予定がある場合にはその旨ご教示ください。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0057	4月15日	4月28日	請求	(7)〇〇上尾市教育委員会教育長は、市議会答弁で「教員の働き方改革は最重要課題」と明言しています。この答弁を踏まえ、「時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」という目標および結果について、〇〇教育長自身による「教育長としての見解」が判別できる文書・資料等。なお、現段階で文書・資料等が存在しなくても、今後〇〇教育長自身が当該見解を示す予定がある場合にはその旨ご教示ください。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0058	4月16日	4月30日	請求	上議第80号 令和7年4月16日 上尾市議会議長 【回答】 また、要望内容に対し、代表者会議では、令和6年度の事業については、9月に開催する決算特別委員会で審査しますと意見をいただいております。同日にその旨を〇〇様に電話にてお伝えしております。 上記の電話について、誰が〇〇に電話をし、どのようなやり取りがあったかがわかる文書	議会	議事調査課	一部公開	第2号
7-0059	4月18日	5月2日	請求	上議第74号 令和7年4月16日 〇〇様 上尾市議会議長 田中 一崇 4月8日付けでお問い合わせいただいた件について、次のとおりお答えします。 上記の回答について、どのように回答が作成されたか、その経緯がわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	一部公開	第2号
7-0060	4月22日	4月25日	申出	道路取扱方針記録簿 整理No.〇(R6) 表紙2枚 過去取扱表紙2枚	市長	建築安全課	一部公開	第2号
7-0061	4月25日	取下げ	請求	・6-1上尾市ポンプ場耐震診断調査業務(金入り設計書)	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0062	4月25日	取下げ	請求	・R6 雨水貯留施設詳細設計業務(金入り設計書)	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0063	4月25日	取下げ	請求	・6-3管渠実施設計業務(金入り設計書)	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0064	4月25日	取下げ	請求	・6-2管渠実施設計業務(金入り設計書)	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0065	4月25日	取下げ	請求	・6-1管渠実施設計業務(金入り設計書)	市長	下水道施設課	取下げ	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0066	4月25日	5月9日	請求	令和7年4月25日 上尾市議会議長 田中 一崇 【件名】 令和6年10月29日の議会の回答について 【回答】 質問1、2については、虚偽または違反ではないと考えております。この件につきましては、これまで回答してきた内容と同様な趣旨の質問であり、今後のご対応は終了させていただきます。上記の回答について、議会でどのような議論が行われ回答が作成されたかの経緯がわかる文書を請求致します。	議会	議会総務課	非公開	文書不存在
7-0067	4月25日	5月9日	請求	教育委員会4月25日回答 令和6年7月30日に、研修を行う旨の回答はいたしましたが、いつまでに実施することは回答しておりません。 従って、ご指摘の虚偽回答でも一切ないと考えます。 市全体の職員に対する公文書管理の研修は実施されており、教育委員会として、どのように研修を行うかについて現在検討しているところでございます。 上記の回答「教育委員会として、どのように研修を行うかについて現在検討している」ということがわかる文書を請求致します。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0068	4月26日	5月9日	請求	令和6年6月議会において、フリースクール等不登校児童生徒の支援を行う居場所の利用者への経済的支援を行うことを求めた「上尾市の不登校対策に関する請願」が採択され、不登校対策推進委員会で協議することとした。 不登校対策推進委員会が、協議内容を教育委員会に報告した文書を請求致します。 (不登校対策推進委員会の議事録ではなく、教育委員会に報告した文書です。)	教育委員会	教育センター	非公開	文書不存在
7-0069	4月27日	5月9日	請求	(請求人による通し番号2504-16) 請求人他市民1名は2025(令和7)年2月20日に上尾市政相談委員要綱第10条第2項の規定により「苦情申立書」(文末[資料1])を提出いたしました。その結果、令和7年4月18日付上市政第1号「苦情調査結果報告書」(文末[資料2])が発出され、調査の結果が示されました。 そこで、令和7年2月20日以降本請求書受理日までの間、上尾市教育委員会として当該「苦情申立書」に基づきどのように対応したのかが判別できる文書・資料等。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0070	4月18日	5月2日	請求	上議第74号 令和7年4月16日 〇〇 〇〇 様 上尾市議会議長 田中 一崇 4月8日付けでお問い合わせいただいた件について、次のとおりお答えします。 上記の回答について どのように回答が作成されたか、その経緯がわかる文書を請求致します。 4月8日付けの問い合わせを議会事務局が、いつ、どのようにして市議会議員全員に周知したかわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	全部公開	
7-0071	4月18日	5月2日	請求	上議第74号 令和7年4月16日 〇〇 〇〇 様 上尾市議会議長 田中 一崇 4月8日付けでお問い合わせいただいた件について、次のとおりお答えします。 上記の回答について30名の議員それぞれの賛否、意見がわかる文書を請求致します。	議会	議会総務課	非公開	文書不存在
7-0072	4月28日	5月12日	請求	開示資料SSR等利用状況及びSRT配置状況(令和7年1月)で、瓦葺中は備考欄で「スペシャルサポートルームの利用を希望する生徒は無し」と回答しています。 瓦葺中が、スペシャルサポートルームの利用を不登校生徒18名に勧め、それに対し18名全員が利用を希望しないとしたことがわかるヒアリング結果等の文書を請求致します。	教育委員会	教育センター	非公開	文書不存在
7-0073	4月30日	5月14日	請求	令和7年3月14日 議会事務局議事調査課の〇〇と〇〇の会話で子ども未来部への調査を決算審査の9月に行うのではなく、前倒しで対応してもらいたいと〇〇が要望したことに対し、〇〇氏が「議長に伝える」との回答でした。 どのように議長に伝えたかわかる文書を請求致します。 どのように対応するかは3月14日の時点では途中経過であるとのことでしたが、その後、どのように協議されたかわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	非公開	文書不存在
7-0074	5月1日	5月15日	請求	3月13日 子ども家庭総合支援センター所長 回答 ヤングケアラーの早期発見のため 任意の記名式アンケート調査を基に学校を訪問し、必要に応じ支援につなげられるよう面談を行っているところです。 任意の記名式アンケート調査の結果と分析をしたことがわかる文書を請求致します。 任意の記名式アンケート調査を基に学校を訪問し、必要に応じ支援につなげられるよう面談をどのように行ったかわかる文書を請求致します。 支援を必要とするヤングケアラーを決定するための手順を明文化した文書を請求致します。	市長	こども家庭保健課	一部公開	第2号・文書不存在
7-0075	5月3日	5月16日	請求	(請求人による通し番号2505-1) 「保育所英語体験事業」等に関連し、後述の(1)～(5)の情報の開示を求めます。 開示の際は、担当課との面談のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 なお、もしも文書不存在の場合は、上尾市情報公開条例第26条に基づき、市民に対して丁寧な情報の提供をお願いいたします。 (1)私立保育園等から提出された、令和6年度の「実績報告書」(該当するすべての私立保育園等からのもの)。	市長	保育課	全部公開	
7-0076	5月3日	5月16日	請求	(2)以下の令和7年度予算における「民間保育所運営費等補助事業」の内、「負担金、補助及び交付金」の内訳のすべてが判別できる文書・資料等(保育所英語体験事業についての補助金の予算額を含む)。	市長	保育課	全部公開	
7-0077	5月3日	5月16日	請求	(3)以下の「令和6年度上尾市政企画提案事業評価一覧」の「保育所英語体験事業」について、(3)-1～(3)-6までの情報の開示を求めます。 (3)-1上記「事業概要」で、「…今後(小学校)の英語教育必修化にスムーズに対応できるようにしていく」とありますが、「今後(小学校)の英語教育必修化」とは「いつ」のことなのかが判別できる文書・資料等。	市長	保育課	非公開	文書不存在
7-0078	5月3日	5月16日	請求	(3)-2上記(事業実績・効果等)で、「…英語体験事業を通して、小学校の英語教育にスムーズに対応できるようにするもの」と記述されています。そこで、令和6年度中の「保育所英語体験事業」について、小学校の関係者が視察に来たことが判別できる文書・資料等。	市長	保育課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0079	5月3日	5月16日	請求	(3)－3上記(事業実績・効果等)で、「…私立保育園等27園で英語体験事業を開始」とあります。一方、請求人が令和7年4月11日付け上保育第36-1号文書により開示を受けた「R6年度 英語体験事業実施保育所等一覧」(次頁資料)では、英語体験事業実施の私立保育園等は24園となっています。そこで、「…私立保育園等27園で英語体験事業を開始」の「27園」がどの保育園等なのかを判別できる文書・資料等。	市長	保育課	非公開	文書不存在
7-0080	5月3日	5月16日	請求	(3)－4上記(事業実績・効果等)で、「実施保育施設割合90.7%」と、それについての「目標値80%」の根拠が判別 できる文書・資料等。	市長	保育課	非公開	文書不存在
7-0081	5月3日	5月16日	請求	(3)－5「上記(事業実績・効果等)で、「英語体験が楽しいと回答した割合92.6%」については、R7.1.24保育課作成の「英語体験事業アンケート結果報告書」に記述されている数字であり、当該アンケートの対象施設は公立保育所12園となっていることから、私立保育園等にはアンケートを実施していないと思われます。そこで、「英語体験が楽しいと回答した割合92.6%」についての「目標値 80%」の根拠が判別できる文書・資料等。	市長	保育課	非公開	文書不存在
7-0082	5月3日	5月16日	請求	(3)－6上記(事業実績・効果等)で、「令和6年10月より、公立全12保育所及び私立保育園等27園で英語体験事業を開始」と記述されているにもかかわらず、当該アンケートの対象施設を公立保育所に限っている理由が判別できる文書・資料等。	市長	保育課	非公開	文書不存在
7-0083	5月3日	5月16日	請求	(4)令和6年2月26日に開催された市議会予算特別委員会、林田保育課長(当時)は、「(委託契約については)プロボノーザルを行って、随意契約を行う」と発言しています。そこで、「プロボノーザルを申し出た委託業者の数」と、プロボノーザルの内容が判別できる文書・資料等。	市長	保育課	全部公開	
7-0084	5月3日	5月16日	請求	(5)公立保育所12園の、令和7年3月分にかかる実施(または実績)報告書の類。ただし、英語体験事業をおこなった日時・時間等が判別できる文書・資料等であること。	市長	保育課	全部公開	
7-0085	5月5日	5月19日	請求	(請求人による通し番号2505-2) 文末の[資料1]および[資料2]に基づき、後述の(1) (2)の情報の開示を求めます。開示の際は、担当課職員と面談のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1)文末の[資料1]により、2024.07.31のコンプライアンス研修の講師は〇〇氏であることが判明しています。〇〇氏については、講師派遣サイトによれば次の略歴が確認できます。 すなわち、〇〇は、大学卒業後「電通PRセンター」に勤務しています。 「電通」については、2015年12月に発生した新人女性社員(高橋まつりさん)の悲惨な過労自殺がありにも有名です。また、高橋まつりさんが自殺するまでは、悪名高い「鬼十則」も存在していました。 以上の事実関係を踏まえたうえで、「なぜ電通PRセンターに長く勤務していた〇〇氏を講師に選んだのか」が判別できる文書・資料等	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0086	5月5日	5月19日	請求	(2)文末の[資料2]のとおり、請求人の政策提言について、畠山市長は次のとおり回答しています。このことに関し、後述の(2) -1、(2) -2についての情報の開示を求めます。 (2) -1「本市で研修実績がある5者」とは誰であるか、また、「研修実績」とは、何かが判別できる文書・資料等。	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0087	5月5日	5月19日	請求	(2) -2「公開を条件とした場合、本市からの研修業務の受注者がいなくなる恐れがある」と回答していますが、動画サイト(YouTube)を閲覧すると、「コンプライアンス研修」について、内容も含めて公開されています。そうした現状があるにもかかわらず、「公開を条件とした場合、本市からの研修業務の受注者がいなくなる 恐れがある」と回答した根拠が判別できる文書・資料等。	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0088	5月6日	5月20日	請求	(請求人による通し番号 2505-3) 文末の[資料 1] および[資料 2]に基づき、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1)令和7年2月25日付け上教指第2459-1号により請求人宛に黒塗りで示された「令和7年度イングリッシュサロン予算要求用資料」の黒塗りでない文書・資料等(文末の[資料1]・[資料2]参照)。	教育委員会	指導課	一部公開	第3号
7-0089	5月6日	5月20日	請求	(2)「令和7年度イングリッシュサロン」にかかる委託業者と上尾市が交わした契約書・特記仕様書の類。なお、未契約の場合は、「いつ契約するのか」についての情報の提供をお願いいたします。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0090	5月6日	5月20日	請求	(3)「令和7年度イングリッシュサロン」にかかる委託業者募集の状況が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0091	5月11日	5月23日	請求	教育委員会5月9日回答 再質問4 なお、教育総務課の職員が教育委員へ説明している事実を担当職員及び委員へ確認しているため、上尾市長、埼玉県教育委員会へ懲戒処分を要請をする予定はございません。 上記の回答「教育総務課の職員が教育委員へ説明している事実を担当職員及び委員へ確認している」について、どのように確認したか等その内容がわかる文書を請求致します。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0092	5月12日	5月20日	申出	確認済証を交付した旨の報告書一式	市長	建築安全課	全部公開	
7-0093	5月13日	5月20日	請求	令和4年7月1日開札の4-2公共(補)污水管渠築造工事金入り設計書	市長	下水道施設課	全部公開	
7-0094	5月13日	5月26日	請求	上議第 713 号 令和6年10月15日 〇〇 〇〇様 上尾市議会事務局長 このたびは、たいへん貴重なご意見を寄せていただき、ありがとうございます。 お寄せいただいたご意見について、次のとおりお答えします。 【件名】上尾市議会に質問します。 上記の回答について、回答が作成され決裁された経緯がわかる文書を請求致します。	議会	議会総務課	一部公開	第2号
7-0095	5月14日	5月28日	請求	(請求人による通し番号2505-4) 後述の(1)(2)についての情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1)「上尾市立平方北小学校再編検討協議会」委員の内、公募委員に応募した人数および合格者数(＝採用数)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0096	5月14日	5月28日	請求	(2)上記(1)の公募委員の選出にあたっての合否の判定基準・点数配分等が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課新しい学校づくり推進室	全部公開	
7-0097	5月14日	5月23日	請求	(請求人による通し番号2505-5) [資料]に基づき、後述の(1)(2)についての情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1)上記市政相談員への説明資料に「市民と直接対話する機会」としては、「市PTA連合会懇談会」のみと記載されています。 そこで、上尾市の教育委員と「市PTA連合会」との懇談会の日時・内容が判別できる文書・資料等。対象期間は令和5年度・6年度・7年度とします(令和7年度は本請求書受理日まで)。	教育委員会	生涯学習課	一部公開	文書不存在
7-0098	5月14日	5月23日	請求	(2)上記(1)の「市PTA連合会懇談会」への教育委員会側(＝教育長・教育委員・教育委員会事務局職員)の参加者名が判別できる文書・資料等(対象期間は令和5年度・6年度・7年度とします(令和7年度は本請求書受理日まで))。	教育委員会	生涯学習課	一部公開	文書不存在
7-0099	5月15日	5月29日	請求	(請求人による通し番号2505-6) [資料]に基づき、後述の(1)(2)についての情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1)令和6年10月1日付け上総経第688号文書の備考欄には、教育委員の人数を法定数よりも1名増員する(法改正前は5人→6人。現在は法定4人→5人に増員)理由として「市民の多様な意向を教育行政に一層反映することができるようにするため」が挙げられています。しかしながら、教育委員会の議案審議においては、少なくとも20年の長きにわたって「全員一致・異議無し」の状況が続き、事務局が提案する議案に対しての反対意見は皆無。 たとえば平方幼稚園廃園の際には、一人の反対もなく閉園を提案したところ、市議会で2度にわたって否決されるという事実があります。少し考えれば分かることですが、(議会がそうであるように)多様な意向があるならば、議案に対して賛否が分かれるのがむしろ普通だと思われます。 そこで、現在の上尾市教育委員それぞれが「市民の多様な意向を教育行政に一層反映することができるよう」ために教育委員に就任しているということが判別できる文書・資料等(教育委員個別の文書・資料等が望ましい)。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0100	5月15日	5月29日	請求	(2)請求人は、今のような状況では、教育委員会の会議は全く「市民の多様な意見は反映されていない」と思われることから、教育委員をわざわざ5人置く必要もなく、地教行法の「第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもって組織する。」にしたがって、4人でよいのではないかと考えています。 そこで、現状5人の教育委員について、どのようにすれば(手続き等を含めて)地教行法第3条前段(但し書き前)のとおり4人となるのか判別できる文書・資料等。なお、法令等に明記してある場合には、その旨ご教示ください。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0101	5月15日	5月29日	請求	教育委員会5月14日回答 議案・議案資料については定例会に先立ち、教育総務課職員が令和7年3月24日付け起案、同日付けで教育長決裁がされております。 決定した経緯を記録した文書は、この起案文書となります。 上記の起案文書を開示請求致します。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0102	5月9日	5月23日	請求	定期検査報告書(昇降機)全て、令和5年度	市長	建築安全課	全部公開	
7-0103	5月19日	5月21日	請求	令和6年度防衛省及び自衛隊の採用数について(通知)	市長	総務課	全部公開	
7-0104	5月16日	5月30日	請求	(請求人による通し番号2505-7) 今年度に予定されている上尾市内中学校の大阪・関西万博への修学旅行に関連し、後述の(1)～(6)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1)大阪・関西万博への修学旅行を予定している市内の中学校(太平中・東中・大谷中)において、大阪・関西万博開幕後(＝今年の4月13日以降)に下見をしているか、または予定をしているか否かが判別できる文書・資料等(旅行命令簿や復命書、あるいは学年会・職員会議等で示された予定表などが想定されます)。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0105	5月16日	5月30日	請求	(2)大阪・関西万博への修学旅行を予定している市内の中学校(太平中・東中・大谷中)において、生徒や保護者から懸念の声や疑問などが寄せられ、学年・学校としてどのように対応したのかが判別できる文書・資料等(保護者からの懸念や質問などの記録等とそれに対する回答や対応の記録などが想定されます)。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0106	5月16日	5月30日	請求	(3)大阪・関西万博への修学旅行を予定している市内の中学校(太平中・東中・大谷中)において、今年度に提案または報告された、修学旅行についての取り組み等が判別できる文書・資料等。ただし生徒名が含まれている場合は黒塗り可。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0107	5月16日	5月30日	請求	(4)大阪・関西万博への修学旅行を予定している市内の中学校(太平中・東中・大谷中)において、修学旅行について生徒・保護者に向けて学校・学年から発出した文書・資料等(今年4月以降に発出した「お知らせ」等が想定されます)。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0108	5月16日	5月30日	請求	(5)大阪・関西万博への修学旅行を予定している市内の中学校(太平中・東中・大谷中)において、今年度になってからの「旅行業者と打ち合わせ」の内容が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0109	5月16日	5月30日	請求	(6)上記(5)で、「万博会場の安全性の担保」および「熱中症対策」についてどう対応するのが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0110	5月16日	5月29日	請求	2025.05.16に上尾市HP(教育委員会のページ)に「教育委員会会議のお知らせ」が掲載されました。このことに関連し、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1)例年5月に「上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る〇年度(＝前年度)の実施状況について」が報告されていますが、なぜ今年度は「上尾市教育委員会が保有する行政文書(公文書)の公開に係る令和6年度の実施状況について」(同趣旨を含む)が報告事項になっていないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0111	5月16日	5月29日	請求	(2)「上尾市教育委員会が保有する行政文書(公文書)の公開に係る令和6年度の実施状況」が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0112	5月19日	5月29日	申出	上平中学校校舎等更新設計業務の設計金額、設計内訳(単価、数量、金額)	教育委員会	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第7号
7-0113	5月19日	5月29日	申出	小中学校施設更新方法等検討支援業務の設計金額、設計内訳(単価、数量、金額)	教育委員会	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第7号
7-0114	5月19日	5月28日	申出	総合福祉センター大規模改修工事実施設計業務の設計金額、設計内訳(単価、数量、金額)	市長	施設課	一部公開	第7号
7-0115	5月19日	5月29日	申出	太平中学校・平方東小学校校舎等更新設計業務の設計金額、設計内訳(単価、数量、金額)	教育委員会	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第7号
7-0116	5月19日	5月29日	申出	西中学校校舎等更新設計業務の設計金額、設計内訳(単価、数量、金額)	教育委員会	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第7号
7-0117	5月20日	6月3日	請求	「上尾市立上平北小学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」の作成において作成した児童、保護者、教職員のヒアリングに関連する記録一式。	教育委員会	指導課	非公開	第2号
7-0118	5月20日	6月3日	申出	平成11年7月14日 道路(通路)取扱い方針記録簿NO.15 測距図のみ	市長	建築安全課	一部公開	第2号・第3号
7-0119	5月21日	5月23日	請求	・令和6年度市町村募集事務委託費の実績報告について	市長	総務課	全部公開	
7-0120	5月21日	5月23日	請求	・自衛官募集等の推進に係る募集事務の細部について(上尾市の回答部分)	市長	総務課	全部公開	
7-0121	5月22日	6月2日	申出	令和7年4月30日開札 上平中央三丁目地内(県道上尾久喜線、外5路線)配水管布設工事 のアルミ矢板及び支保工材資料の算出根拠(計算過程が全てわかるもの)、通水試験工の算出根拠(計算過程が全てわかるもの)	水道事業(市長)	水道施設課	一部公開	第7号
7-0122	5月22日	6月2日	申出	令和7年4月30日開札 柏座三丁目地内(市道1008号線、外1路線)配水管布設工事 のアルミ矢板及び支保工材資料の算出根拠(計算過程が全てわかるもの)、通水試験工の算出根拠(計算過程が全てわかるもの)	水道事業(市長)	水道施設課	一部公開	第7号
7-0123	5月22日	6月2日	申出	令和7年4月30日開札 平方地内(市道1003号線、外2路線)配水管布設工事 のアルミ矢板及び支保工材資料の算出根拠(計算過程が全てわかるもの)、通水試験工の算出根拠(計算過程が全てわかるもの)	水道事業(市長)	水道施設課	一部公開	第7号
7-0124	5月22日	6月5日	申出	開札日:令和5年1月27日(金) 件名:浄水場運転監視及び保守点検業務(長期継続契約)に係る金入り設計書の写し	水道事業(市長)	水道施設課	一部公開	第7号
7-0125	5月23日	6月6日	請求	「令和6年度ヤングケアラーに関するアンケート調査」の結果と、家族の世話をしていると回答した小学生412名、中学生203名について、ヤングケアラーを早期発見するためにどのような分析をしたかがわかる文書を請求致します。	市長	こども家庭保健課	非公開	第2号
7-0126	5月26日	6月9日	請求	(請求人による通番号 2505-9) 「保育所英語体験事業」に関連し、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1)私立保育園等から提出された「補助金等実績報告書」に関連し、令和6年度に補助を受けた全ての私立保育園等が英語指導者派遣業者(同趣旨の企業を含む)に支払ったことが判別できる「領収書」「支払い報告書」の類。	市長	保育課	非公開	文書不存在
7-0127	5月26日	6月9日	請求	(2)「令和6年度上尾市保育所等英語体験事業にかかる申請契約書の写し」(同趣旨の文書・資料等を含む)。対象は、令和6年度に補助を受けた全ての私立保育園等とします。	市長	保育課	一部公開	第2号・第3号
7-0128	5月26日	6月6日	請求	上ご家保第207号 令和7年5月22日 ○○様 こども家庭保健課長 (質問5への回答) また、アンケート調査の中で支援が必要なヤングケアラーは、現時点で5人です。 上記の5名について、支援が必要なヤングケアラーと判断した経緯がわかる文書を 請求致します。	市長	こども家庭保健課	非公開	第2号
7-0129	5月26日	6月9日	請求	令和7年3月以降の○○の問い合わせに対する市議会議長名での回答について、 議会事務局が回答を市議会議員全員に周知、報告したことがわかる文書を請求致します。	議会	議会総務課	全部公開	
7-0130	5月27日	6月4日	請求	上尾市東町2丁目1641-11に関し、同土地の所有者と上尾市との間で結ばれた借地契約に関する契約書	市長	施設課	一部公開	第2号
7-0131	5月27日	6月4日	請求	契約成立の経緯を記載した文書等の一切。	市長	施設課	一部公開	第2号
7-0132	5月27日	6月10日	請求	上議第254号 令和7年5月26日 上尾市議会議長 田中 一崇 このたび5月15日に電話にてお問い合わせいただいた内容につきまして、以下のとおりご回答申し上げます。 ○○様から3月10日にいただいたご要望は、上尾市職員倫理条例第11条の例外規定に当たる余地もあると考えますが、より慎重を期すため、神田様から5月15日にいただいたご指摘の内容も踏まえ、要望等記録兼報告書を作成することとしました。 上記の要望等記録兼報告書を開示請求致します。	議会	議事調査課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0133	5月28日	6月11日	請求	2025/05/28 〇〇様 お問い合わせいただいた件について、不登校対策推進委員長から教育センターで聞き取りを行った内容を回答させていただきます。 上記の聞き取りを行った内容がわかる文書を請求致します。	教育委員会	教育センター	一部公開	第2号
7-0134	5月29日	6月12日	請求	(請求人による通し番号2505-10) 本請求書文末の[資料 1]～[資料 4]に基づき、上尾市HP(および教育委員会のページ)において2025年5月27日(以下、日付の年号はすべて2025年)に更新された「教育に関するアンケート(第4期上尾市教育振興基本計画策定に関わる市民アンケート)」(以下、本請求書では「アンケート」と略します)に関連し、後述の(1)～(6)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1)[資料 1]・[資料 2]の「アンケート」にかかる起案・決裁(または同意旨の)文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0135	5月29日	6月12日	請求	(2)「アンケート」の受付時期は5月23日～6月7日となっていますが、更新年月日は5月27日です。請求人の知る限り、ある市議会議員のインスタグラムには5月24日付けで「アンケート」について言及されていました。しかしながら、その時点では上尾市HP(教育委員会のページを含む)には「アンケート」について掲載されていませんでした。 そこで、「アンケート」の受付開始が5月23日であるにもかかわらず、なぜ更新月日が5月27日であるのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0136	5月29日	6月12日	請求	(3)「アンケート」については、教育委員会の2025年1月～5月までの定例会・臨時会の議事(議案および報告事項)となっています。にもかかわらず、唐突にこの「アンケート」を実施した理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0137	5月29日	6月12日	請求	(4)「アンケート」は、市のHPでは、[資料 3]・[資料 4]の「実施中のアンケート」および「市政への参加＝市民アンケート」として掲載されています。その理由が市民に向けて明確に判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0138	5月29日	6月12日	請求	(5)「アンケート」を「電子アンケート」のみとした理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0139	5月29日	6月12日	請求	(6)本請求書受理日までの「アンケート」提出件数が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0140	5月28日	6月6日	申出	市長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間内の者に限ります。	消防長	消防総務課	一部公開	第2号・第3号・第7号
7-0141	5月28日	6月5日	申出	市長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間内の者に限ります。	市長	建設管理課	一部公開	第2号・第3号・第7号
7-0142	5月29日	6月10日	請求	(請求人による通し番号2505-11) 本請求書文末の[資料 1]～[資料 3]に基づき、上尾市立図書館が実施している利用者アンケートに関連し、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 なお本請求書に関しての担当課については広報広聴課を想定しています。 (1)[資料1]のとおり、上尾市立図書館では、「令和7年度モニタリング調査(利用者アンケート)」を[web]および[紙]で実施しています。 そこで、なぜこのアンケートについて[資料2J][資料3J]の上尾市HPに掲載しないのが判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0143	5月29日	6月10日	請求	(2)[資料2J][資料3J]の(実施中の)アンケートとして上尾市HPに掲載する際の基準(どのようなアンケートであれば掲載するのか)は何か判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0144	5月28日	6月9日	申出	市長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間内の者に限ります。	市長	こども発達センター	一部公開	第2号・第3号・第7号
7-0145	5月28日	6月3日	申出	市長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間内の者に限ります。	市長	生活環境課	一部公開	第2号・第3号・第7号
7-0146	5月28日	6月9日	申出	市長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が4万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間内の者に限ります。	市長	こども支援課	一部公開	第2号・第3号・第7号
7-0147	5月30日	6月10日	請求	尾山台 夏祭り 補助金の利用明細	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号
7-0148	5月28日	6月5日	申出	市長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間内の者に限ります。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第2号・第3号・第7号
7-0149	5月28日	6月6日	申出	市長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間内の者に限ります。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0150	6月1日	6月13日	請求	(請求人による通し番号2506- 1) 下記【事実関係①・②】および文末の〔資料 1〕～〔資料 5〕に基づき、上尾市内小中学校教育職員にかかる「時間外在校等時間」関連し、後述の(1)～(5)についての情報の開示を求めます。開示の際は、担当課職員と面談のうえ、開示された文書・資料等を閲覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 【事実関係①】〔資料1〕の『上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針』では、「時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」と具体的な目標が掲げられています。 ところが、〔資料 2〕・〔資料 3〕のとおり、「月45時間以内、年360 時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」という目標を達成した小・中学校は1校もありませんでした。 【事実関係②】〔資料4〕のとおり、西倉副上尾市教育委員会教育長は、2023(令和5)年 9 月の市議会 般質問の席上、「学校における働き方改革」につきまして、教職員が毎日健康で子どもたちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むために解決しなければならない最重要課題であると捉えております。現在、本市では、上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針に基づきまして、教職員の多忙化解消、負担軽減に取り組んでおります。その結果、時間外在校等時間の縮減や年次休暇取得状況の改善など、少しずつではありますが、喜望に成果を上げているものと認識しております。今後も引き続き、学校における働き方改革に全力で取り組み、教職員の負担軽減に努め、「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の具現化を目指してまいります。」と答弁しています。 (1)学校現場の状況を客観的に見れば到底達成できないと思われる「時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和 6年度末までに100%に」という目標について、上尾市教育委員会が「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」として掲げた理由が判別できる文書・資料等。目標として掲げた「時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和 6年度末までに100%に」が達成できなかったことについて、上尾市教育委員会(または事務局)として、当然総括なり検証の場を設けたと考えられます。その内容が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	全部公開	
7-0151	6月1日	6月13日	請求	(2)目標として掲げた「時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和 6年度末までに100%に」が達成できなかったことについて、上尾市教育委員会(または事務局)として、当然総括なり検証の場を設けたと考えられます。その内容が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0152	6月1日	6月13日	請求	(3)西倉教育長が【事実関係②】のとおりに市議会で答弁しているにもかかわらず、上尾市教育委員会が目標として掲げた「時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」が達成できなかったという厳然たる事実について、西倉教育長が「市内小・中学校の校長に向けて何らかのメッセージを発出していると考えられますが、そのことが判別できる文書・資料等(たとえば、教育長名で発出された文書や、校長会等で教育長として発信した内容が分かる校長会議等の資料などが想定されます)。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0153	6月1日	6月13日	請求	(4)西倉教育長は、市議会答弁の中で「今後も引き続き、学校における働き方改革に全力で取り組み、教職員の負担軽減に努め、「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の具現化を目指してまいります。」と述べています。しかしながら、請求人が情報公開請求した結果、とりわけ中学校では、校長が定めた休憩時間と、これも校長が定めた「生徒の部活動の開始時間」が重なっており、部活動顧問はその活動の場に行かざるを得ないという、違法状態がまかり通っています。そこで、西倉教育長が「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の具現化と、中学校における違法な勤務状態とが矛盾しない(＝ダブルスタンダードでもない)ことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0154	6月1日	6月13日	請求	(5)〔資料5〕は、開示された上尾市立大谷中学校にかかる資料です(職員名は黒塗りされていませんでしたが、本請求書では職員名が判別できないよう、請求人により加工してあります)。この資料によれば、令和 6 年 10 月の時間外在校等時間が【169 時間12分】という職員がいることが判別でき、まさに「異常事態」とも言えます。 そこで、この職員がなぜ169時間12分も時間外勤務をしたのか、また、校長によるこの職員への対応が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0155	6月2日	6月12日	申出	【案件名】: 学校ICT支援業務 【公告日】: 令和7年1月17日 上記案件の仕様書等入札資料一式	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0156	6月3日	6月17日	請求	(請求人による通し番号2506- 2) 上尾市内小・中学校全校における県費教職員の「休憩時間」取得に関して、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、担当課と面談し、開示された資料を閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条 による情報提供をお願いいたします。 (1)上尾市内全小・中学校では、年度当初に各校長が勤務時間の割り振りをおこない、その中に条例に基づく「45分の休憩時間(実際には、長期休業日等を除き20分と25分などの分割付与)」が含まれていると思われます。 そこで、市内小・中学校の各校長から県費教職員に向けて、「休憩時間には実際に休憩すること」と伝えられていることが判別できる文書・資料等(職員会議等での「指示・伝達事項」や校内で共有されている連絡事項等が想定されます)。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0157	6月3日	6月17日	請求	(2)市内全校の校長が、「時間外在校等時間のカウントの際には、取れなかった休憩時間も加える」旨伝えていることが判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0158	5月28日	6月9日	申出	市長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が4万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間内の者に限ります。	市長	子育て支援センター	一部公開	第2号・第3号・第7号
7-0159	6月3日	6月13日	申出	平成5年度 確認申請台帳 No.438	市長	建築安全課	一部公開	第2号
7-0160	6月3日	6月17日	請求	(請求人による通し番号2506- 3) 上尾市教育委員会の教育委員全員分の令和 6 年度における「勤務日数・時間数」が判別できる文書・資料等。なお、教育委員としての業務に従事した日数および時間数であること。 開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	一部公開	文書不存在
7-0161	6月3日	6月17日	請求	(請求人による通し番号 2506- 4) 上尾市教育委員会教育長の令和7年5月分および6月分の予定表・動静表の類。 開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第 26 条による情報提供をお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0162	6月1日	6月20日	申出	情報公開請求事項 1 2025年3月における職員の離職者について ①ハローワークに提出した大量離職通知書(提出していない場合はその理由がわかるもの)	市長	職員課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0163	6月1日	6月20日	申出	②同通知書提出の有無にかかわらず、2025年3月31日における会計年度任用職員離職者の職種※1別の人数及び男女別の人数がわかるもの(例:集計表や決裁書など) ※1:職種別の例:事務職、保育士等、放課後児童指導員、看護師、相談員、技能・労務職員、給食調理員、教員・講師、図書館職員など)をお願いします。	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0164	6月1日	6月20日	申出	③同通知書提出の有無にかかわらず、2025年3月31日における臨時的任用職員離職者の職種※1別の人数及び男女別の人数がわかるもの(例:集計表や決裁書など) ※1:職種別の例:事務職、保育士等、放課後児童指導員、看護師、相談員、技能・労務職員、給食調理員、教員・講師、図書館職員など)をお願いします。	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0165	6月1日	6月20日	申出	2 会計年度任用職員の再度の任用について ①2025年度以降も「公募を終えない再度任用の上限回数」がある場合、その上限回数がわかるもの	市長	職員課	全部公開	
7-0166	6月1日	6月20日	申出	②総務省による「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」の改正通知(2024年6月28日)を受けての検討内容がわかるもの	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0167	6月1日	6月20日	申出	③ 再度の任用希望者のうち、再度任用不可となった職種別人数とその理由がわかるもの(例:「合否決定」や「再任用不可」の集計表や決裁書など)	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0168	6月1日	6月20日	申出	3 2024年度離職者への再就職支援措置などについて ①再就職援助のためにとった措置および再就職支援体制と従事した職員数がわかるもの	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0169	6月1日	6月20日	申出	②再就職先確保の状況がわかるもの 総務省「会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知)」(2024年12月27日)と大量離職通知書の⑦、⑧を踏まえてお願いします	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0170	6月1日	6月20日	申出	4 会計年度任用職員のハラスメント相談窓口及び権利救済制度について※2 ①新規採用や再度の任用時における改正労働施策総合推進法に基づくセクハラ・マタハラ・パワハラなどの相談窓口を周知していることがわかるもの ※2:総務省「令和5年度『措置要求及び審査請求の状況等に関する調査』の結果を踏まえた地方公共団体における措置要求、審査請求及び苦情処理の適正な運用等について」(2024年10月11日)では、会計年度任用職員に対しても「必要な周知」を促しています。	市長	職員課	全部公開	
7-0171	6月1日	6月20日	申出	②非現業職員の在職時や再度の任用時に於ける権利救済制度(人事委員会または公平委員会への勤務条件に関する措置要求・不利益処分に関する審査請求など)を周知したことがわかるもの	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0172	6月1日	6月20日	申出	③ 会計年度任用職員で地方公営企業職員と技能労務職員について、それぞれの職種別人数がわかるもの	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0173	6月1日	6月20日	申出	④ 地方公営企業職員や技能労務職員の苦情を解決する「苦情処理共同調整会議※3」設置の有無、及び在職時や再度の任用時にその存在を周知していることがわかるもの ※3:地方公営企業等の労働関係に関する法律第13条によって組合(混合組合含む)がある場合は必置となっています	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0174	6月3日	6月13日	申出	昭和60年度 建築確認申請台帳 No.752	市長	建築安全課	一部公開	第2号
7-0175	6月5日	6月10日	申出	屋外広告物許可期間更新申請一式 許可番号 4-095	市長	都市計画課	全部公開	
7-0176	6月5日	6月30日	請求	(請求人による通し番号 2506- 5) (本請求は、請求人による通し番号[2506- 1] の追加請求となります。) 請求人による情報公開請求の結果、令和7年4月28日付上教学第104号他文書により公開された。上尾市立大谷中学校職員にかかる「令和 6年度時間外在校等時間」について、後述の(1)~(9)についての情報の開示を求めます(文末[資料]を参照してください。職員名については上教学第1 0 4号文書により特定された文書として公開されていますが、本請求書では伏せてあります)。 開示の際には、すでに提出した請求人による通し番号 [2506- 1] の決裁と併せて、面談のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。ただし、[2506- 1] にかかる文書・資料等の開示と同時の開示が間に合わない場合には、本請求 [2506-5] については、別の日程で閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1)文末の[資料]の [No.5 職員]にかかる令和 6 年4月の「時間外在校等時間」は、115 時間44分となっています。そこで、[No. 5 職員]の「時間外在校等時間」が 100 時間を超えた主な理由および [No.5 職員]に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0177	6月5日	6月30日	請求	(2)文末の[資料]の [No.10 職員]にかかる令和6 年 10 月の「時間外在校等時間」は、100 時間 32分となっています。また、他の月(4月・6月)もほぼ 100時間となっています。そこで、[No.10 職員]の「時間外在校等時間」が 100 時間を超えた主な理由および [No. 10 職員]に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0178	6月5日	6月30日	請求	(3)文末の[資料]の [No. 11 職員]の「時間外在校等時間」は、4 月・5月・6月・9月はそれぞれ 100 時間を超えており、また、他の月(10月・11月)もほぼ100時間となっています。そこで、[No.11 職員]の「時間外在校等時間」が100時間を超えた主な理由および [No.11職員]に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0179	6月5日	6月30日	請求	(4)文末の[資料]の [No.12 職員]の令和6年6月・10月の「時間外在校等時間」は、100時間を超えています。そこで、[No.12 職員]の「時間外在校等時間」が100時間を超えた主な理由および [No. 12 職員]に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0180	6月5日	6月30日	請求	(5)文末[資料]の [No. 13 職員]については、請求人による通し番号 [2506- 1] により令和6年10月の「時間外在校等時間」が169時間12分となっていることから、校長がどのような指導をしたかについてはすでに情報公開請求しています。そのことに加えて、他の月(4月・6月・7月・9月・11月・12月)も 100時間を超えています。そこで、[No.13 職員]の「時間外在校等時間」が(10月も含め)7カ月にわたって100時間を超えた主な理由、および [No. 13 職員]に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0181	6月5日	6月30日	請求	(6)文末の[資料]の[No.14職員]については、令和6年5月・6月の「時間外在校等時間」が100時間を超えています。そこで、[No.14職員]の「時間外在校等時間」が100時間を超えた主な理由および[No.14職員]に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0182	6月5日	6月30日	請求	(7)文末の[資料]の[No.15職員]については、令和6年4月および令和7年3月の「時間外在校等時間」が100時間を超えています。そこで、[No.15職員]の「時間外在校等時間」が100時間を超えた主な理由および[No.15職員]に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0183	6月5日	6月30日	請求	(8)文末の[資料]の[No.24職員]については、令和6年4月・5月・6月・7月および10月すなわち5か月の「時間外在校等時間」が100時間を超えています。そこで、[No.24職員]の「時間外在校等時間」が5か月にわたり100時間を超えた主な理由、および[No.24職員]に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0184	6月5日	6月30日	請求	(9)情報公開請求による文書・資料等の開示により、市内の他の中学校に比べて、大谷中学校は圧倒的に教育職員の時間外在校等時間が多いということが明らかになっています。校長としてそのことについてどう考えているのか、また、市教委からどのような「指導」が与えられたかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0185	6月9日	6月19日	申出	令和6年4月1日以降、本書受理日まで提供された、建設工事に係る資料の再資源化等の関する法律第10条1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、下記住所を工事の場所とするもの。なお、全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届け出のあるものを請求するものです。 また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。付随する別表や様式第2号などは不要です。 1上尾市愛宕1-9-6 2上尾市愛宕2丁目15-20 3上尾市栄町6-30 4上尾市宮本町9-13 5上尾市原市3606-25 6上尾市原市3862-7 7上尾市戸崎1-39 8上尾市今泉1-25-1 9上尾市今泉1丁目15-1 10上尾市今泉1丁目18番地4 11上尾市小敷谷948番地56 12上尾市上野516 13上尾市上野61-30 14上尾市番谷331-21 15上尾市番谷3-112 16上尾市西宮下4丁目430-2 17上尾市大字原市3862-7 18上尾市中分1丁目27-6 19上尾市東町2丁目10-35-9 20上尾市相座2丁目4-5 21上尾市富士見2-18-18 22上尾市塚原1636-15 23上尾市平方1824-8 24上尾市平方4284-1 25上尾市本町3-8-8 26上尾市本町4-7-6 27上尾市本町6丁目2-32 28上尾市緑丘2-9-34	市長	建築安全課	一部公開	第2号
7-0186	6月10日	取下げ	請求	2024年11月29日に上尾市子ども家庭課児童福祉課へ電話にて妻が子らへ行っている虐待の相談をしたいとの旨を伝え面談日程を決めた履歴と相談内容、2024年12月10日に上尾市東保健センターへ訪問し妻が子らへ行っている虐待の相談を行った履歴と相談内容の開示をできればと考えております。 6月下旬まで使用したいのでお手数ではありますが宜しくお願いいたします。	市長	こども家庭保健課	取下げ	
7-0187	6月10日	6月24日	請求	(請求人による通し番号2506-6) 上尾市発行『指定管理者制度基本方針[第4版vol.1]』のP.27では、指定管理者に対して実施する監査について言及されています。 そこで、令和5年度および令和6年度に、上尾市の指定管理者に対して監査をおこなったことが判別できる文書・資料等の開示を求めます。具体的には、監査の対象となった指定管理者名、監査の時期、監査内容、監査結果等が判別できる文書・資料等が想定されます。 開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。	監査委員	監査委員事務局	一部公開	第3号
7-0188	6月12日	6月18日	申出	屋外広告物等許可期間更新申請書一式(上都屋第4-123号)	市長	都市計画課	一部公開	第2号・第3号
7-0189	6月12日	7月23日	請求	(請求人による通し番号2506-7) 上尾市の「健康プラザわくわくランド」に関連し、後述の(1)～(8)についての情報の開示を求めます。 開示の際は、別途提出の請求書[請求人による通し番号[2506-8]]と併せて、文書・資料等を閲覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1) 2022(令和4)年4月1日から現在(本請求書受理日)までの間に「健康プラザわくわくランド」が1週間以上休館した期間および休館の理由が判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号
7-0190	6月12日	7月24日	請求	(2)「シンコースポーツ・協栄共同事業体」が「健康プラザわくわくランド」の指定管理者となった経緯が判別できる全ての文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第1号・第2号・第3号
7-0191	6月12日	7月24日	請求	(3)「シンコースポーツ・協栄共同事業体」と「健康プラザわくわくランド」との指定管理者に関する契約内容が判別できる全ての文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号
7-0192	6月12日	7月23日	請求	(4)「健康プラザわくわくランド」にかかるR4年度・R5年度・R6年度の収支の内訳の状況が判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号
7-0193	6月12日	7月23日	請求	(5)健康プラザわくわくランドと、その指定管理者であるシンコースポーツ・協栄共同事業体それぞれの令和4年度以降の「自己評価」(同趣旨の評価を含む)の内容が判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号
7-0194	6月12日	6月26日	請求	(6)健康プラザわくわくランドと、その指定管理者であるシンコースポーツ・協栄共同事業体それぞれについての令和4年度以降の「外部評価」(同趣旨の評価を含む)の内容が判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	非公開	文書不存在
7-0195	6月12日	7月23日	請求	(7)健康プラザわくわくランドの休館が長期にわたっていることについて、利用者や市民からどのような質問や意見が寄せられているか、また、それについて市側または指定管理者がどのように対応しているかが判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0196	6月12日	7月23日	請求	(8)健康プラザわくわくランドの指定管理者が、コンプライアンスやハラスメント防止についてどのように取り組んでいるのかが判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	全部公開	
7-0197	6月12日	7月23日	請求	(請求人による通し番号2506-8)稼働停止中の上尾市「健康プラザわくわくランド」に關し、2025.6.9に開催された市議会文教経済常任委員会席上での市側による説明、および[資料1]～[資料4]を踏まえ、後述の(1)～(11)についての情報の開示を求めます。 開示の際は、別途請求の【請求人による通し番号[2506-7]】と併せて、文書・資料等を閲覧したうえで、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1)2025.6.9に開催された市議会文教経済常任委員会での市側による説明で言及された、上尾市と指定管理者との「基本協定」の内容が判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号
7-0198	6月12日	7月24日	請求	(2)「健康プラザわくわくランド休館に伴う補償金」〔資料1〕〔資料2〕について、市議会文教経済常任委員会、市は「温水配管(排管)から漏水し、わくわくランドが休館したのは、上尾市も指定管理者とも「過失によらない不可抗力のため」と説明しています。そこで、温水配管(排管)からの漏水が「過失によらない不可抗力」であることが判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第2号・第3号
7-0199	6月12日	7月24日	請求	(3)健康プラザわくわくランドにおける「温水配管(排管)」について、休館前にどのような点検作業がおこなわれていたのかが判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第2号
7-0200	6月12日	7月24日	請求	(4)健康プラザわくわくランドの温水配管(排管)の漏水にかかる工事費用、修理業者、修理期間が判別できる文書・資料等(今後の予定を含む)。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号
7-0201	6月12日	7月24日	請求	(5)〔資料2〕の[補償額 41,810,184円]についての繰部にわたる明細が判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号
7-0202	6月12日	7月24日	請求	(6)健康プラザわくわくランドにかかるR4・R5・R6・R7の指定管理料。なお、「不用額返還料」が生じた場合は返還額とその明細が判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号
7-0203	6月12日	7月23日	請求	(7)〔資料1〕〔資料2〕により、健康プラザわくわくランド休館に伴う補償金を支払うことが補正予算として計上されています。そこで、「利用者収入」「自主事業収入」「年間利用者に係る返還金」それぞれについて、上尾市が補填しなければならない根拠が判別できる文書・資料等。 ※補填金額の算出基礎ではなく、「上尾市が補填をしなければならない理由および根拠」が判別できる文書・資料等であること。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号
7-0204	6月12日	7月23日	請求	(8)〔資料2〕の「利用者収入」や「自主事業収入」は、指定管理者による役務の提供を含めての額だと思われず。一方、休館中は指定管理者による役務の提供はほとんど無いと考えられるにもかかわらず、補償金額を満額支払うと決めた根拠や経緯が判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号
7-0205	6月12日	7月23日	請求	(9)〔資料2〕に「自主事業収入(提案事業)」と掲載されていますが、〔資料3〕によれば、「自主事業」は指定管理者による企画提案事業、「提案事業」は市が概要を定めたうえで指定管理者に実施させる事業、と棲み分けがされています。そこで、〔資料2〕に示されている「自主事業収入(提案事業)」が何を指すのかが判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号
7-0206	6月12日	6月26日	請求	(10)〔資料4〕は「指定管理者制度基本方針基本方針[第4版vol.1]」P.28より転記した資料です。この中に、「指定機関の途中で、指定の事務中に予期できなかった中・大規模改修を行う必要が生じ、施設を休業する場合は…」とありますが、健康プラザわくわくランドを休館することが中・大規模改修にあたるのか否か、およびその理由が判別できる文書・資料等。	市長	西貝塚環境センター	非公開	文書不存在
7-0207	6月12日	7月25日	請求	(11)〔資料4〕は「指定管理者制度基本方針基本方針[第4版vol.1]」P.28より転記した資料です。この中に、(4)利用料金制採用施設の収入減収分として、「休業等により減収となる利用料金収入」と、減少する施設管理経費の支出等の見込み額を適切に精算したうえで、必要に応じて指定管理料を財政課と事前協議し、変更します。」とあります。そこで、指定管理者および財政課との協議をいつ、どのようにおこなったのかが判別できる文書・資料等(時系列での経緯が望ましい)。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第3号・文書不存在
7-0208	6月13日	6月27日	請求	2025/05/28 〇〇様 お問い合わせいただいた件について、不登校対策推進委員長から教育センターで聞き取りを行った内容を回答させていただきます。 上記について、教育センターが不登校対策推進委員長から聞き取りをおこなったことがわかる文書、例えばメールでやり取りをしたのであればやり取りのメール、電話、面談でヒアリングしたのであれば、いつヒアリングをしたどのような回答であったかを記録した文書を請求致します。	教育委員会	教育センター	全部公開	
7-0209	6月16日	6月30日	請求	(請求人による通し番号 2506-9)上尾市は令和7年度予算の内、「社会福祉協議会補助事業」として221,600 千円計上しています。このことに関連して、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 開示の際は、面談のうえ、資料の閲覧をさせていただき、かつ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、仮に「文書不存在による非公開」処分とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第 26 条に基づき、市民に向けて丁寧な情報提供をお願いいたします。 (1)令和 6 年度の「社会福祉協議会補助事業」の決算額が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	非公開	第6号
7-0210	6月16日	6月30日	請求	(2)上尾市が把握している「社会福祉協議会」の職員の人数が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	一部公開	第2号
7-0211	6月16日	6月30日	請求	(3) 令和 7 年 2 月27日の市議会「予算特別委員会」で配布された資料によれば、「事務局人件費補助金」として 164,608,000 円予算計上されており、その内訳としては、会長(1名)・事務局長(1名)・常勤職員(16.5名)・再雇用職員(1名)・非常勤職員(1名)計 21.5 名となっています。 そこで、予算計上の資料として、この 21.5 名の「役職名」「年齢」「それぞれの人件費の年額」の詳細が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	一部公開	第2号
7-0212	6月16日	6月30日	請求	(4)右の表は、公表されている「福祉 13 支部拠点と上尾市福祉協議会」です。 そこで、社会福祉協議会 13 支部の拠点を 右の一覧表の住所とした理由が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在
7-0213	6月16日	6月30日	請求	(5)右表で、上尾市社会福祉協議会が平塚724 番地に置かれた理由が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0214	6月16日	6月30日	請求	(5)右表で、上尾市社会福祉協議会が平塚724番地に置かれた理由が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	全部公開	
7-0215	6月16日	6月30日	請求	(7)以下は、社会福祉協議会主催で令和7年2月4日に開催された「第34回地域福祉を考える集い」の動画(YouTube)画面です。また、社会福祉協議会のHP(トップページ)では、この講演について、次のように掲載しています。 社会福祉協議会のHPでこのように宣伝しており、配信から2か月経過しているにもかかわらず、YouTubeの視聴回数は118回となっています。 そこで、この動画作成に要した費用の額と、視聴回数が極めて少ないことに対する社会福祉協議会の対応が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在
7-0216	6月16日	6月30日	請求	(8)以下は、令和7年2月27日の市議会「予算特別委員会」で配布された資料の内、本請求にかかわる部分です。この資料に関し、後述の情報の開示を求めます。 (8)-1上記の表の内、「ボランティアセンター臨時職員2名の件費内訳」が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	一部公開	第2号
7-0217	6月16日	6月30日	請求	(8)-2上記の表の内、「上尾西地域福祉センター(ほほえみ)臨時職員4名の件費内訳」が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	一部公開	第2号
7-0218	6月16日	6月30日	請求	(8)-3上記の表の内、「管理経費補助金 人件費」の内訳が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	一部公開	第2号
7-0219	6月16日	6月30日	請求	(9)社会福祉協議会の職員について、公務員(上尾市職員)と同等かそれ以上の給与を支払っている根拠となる文書・資料等。	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在
7-0220	6月16日	6月30日	請求	(10)社会福祉協議会の職員の給与等について、上尾市が負担する理由が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	全部公開	
7-0221	6月17日	7月1日	請求	(請求人による通し番号2506-10) 上尾市長である畠山稔氏は、「上尾伊奈資源循環組合」の管理者となっています。 このことに関連して、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 開示の際は、面談のうえ、資料の閲覧をさせていただき、かつ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、仮に「文書不存在による非公開」処分とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第28条に基づき、市民に向けて丁寧な情報提供をお願いいたします。 (1)令和6年1月1日から令和7年6月まで(＝本請求書受理日まで)の間に上尾市長である畠山稔氏が「上尾伊奈資源循環組合」の管理者として従事した日時・時間・従事した業務内容が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	全部公開	
7-0222	6月17日	6月30日	請求	(2)「上尾伊奈資源循環組合」の管理者である畠山稔氏に対して、「上尾伊奈資源循環 組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例」により、月額報酬20,000円が支払われていると思われまます。 一方で、「上尾伊奈資源循環組合」設立にあたっては、当初の案では、管理者報酬は0円でした。それを同組合の臨時総会における伊奈町議の提案で現行の報酬額になったという経緯があります。すなわち、畠山稔氏は、もともと「上尾伊奈資源 循環組合」の管理者報酬は受け取る意思が無かったと推察いたします。 そこで、上尾市長である畠山稔氏が「上尾伊奈資源循環組合」の管理者報酬を自主的に返納していることが判別できる文書・資料等。	市長	環境政策課	非公開	文書不存在
7-0223	6月17日	7月1日	請求	(3)令和6年1月1日から令和7年6月まで(＝本請求書受理日まで)の間に畠山稔氏が「上尾伊奈資源循環組合」の業務(2月と8月の議会定例会等)であるにもかかわらず、上尾市の公用車を使用していることが判別できる文書・資料等(令和6年2月・令和6年8月・令和7年2月の上尾伊奈資源循環組合定例会への出席等が想定されます)。	市長	総務課	全部公開	
7-0224	6月18日	7月1日	請求	(請求人による通し番号2506-11) 上尾市長である畠山稔氏が市の公用車(市長専用車)を使用できる基準が判別できる文書・資料等(どうした場合に市の公用車が使用できて、どのような時には公用車を使用できないのが判別できる文書や資料であること。たとえば、市長自らが医療機関で受診する際などには公用車を使用できない、あるいは市長としての業務以外には公用車を使用できないなどの基準や目安であること)。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、仮に「文書不存在による非公開」処分とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に向けて丁寧な情報提供をお願いいたします(備考欄に記入するなど)。	市長	総務課	全部公開	
7-0225	6月18日	7月2日	請求	(請求人による通し番号2506-12) [資料1]～[資料3]に基づき、西倉剛上尾市教育委員会教育長の令和7年5月8日～同年5月16日の勤務等に関連して、後述の(1)～(10)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、仮に「文書不存在による非公開」処分とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に向けて丁寧な情報提供をお願いいたします(備考欄に記入するなど)。 (1)[資料1]に掲載されている5月8日・5月9日の「関東地区都市教育長協議会」にかかる西倉教育長の「旅行命令簿」および「復命書」(同趣旨の文書を含む)。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0226	6月18日	7月2日	請求	(2)5月8日の夜間に「情報交換会」と掲載されていますが、その内容が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0227	6月18日	7月2日	請求	(3)前記(2)の「情報交換会」で入手した資料等が上尾市教育委員会(事務局を含む)で共有されていることが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0228	6月18日	7月2日	請求	(4)[資料2]に掲載されている5月14日・5月15日・5月16日の「全国都市教育長協議会」にかかる西倉教育長の「旅行命令簿」および「復命書」(同趣旨の文書を含む)。	教育委員会	教育総務課	一部公開	文書不存在
7-0229	6月18日	7月2日	請求	(5)5月14日の夜間および5月15日の夜間に「情報交換会」と掲載されていますが、その内容が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0230	6月18日	7月2日	請求	(6)前記(5)それぞれの「情報交換会」で入手した資料等が上尾市教育委員会(事務局を含む)で共有されていることが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0231	6月18日	7月2日	請求	(7)5月15日に「全国都市教育長協議会参加者お出迎え」との記述がありますが、この業務の内容と、「なぜくお出迎え」が必要なのか(＝どのような根拠でくお出迎えをしなければいけないのか)その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0232	6月18日	7月1日	請求	(8)前記(7)でくお出迎えとなるものを教育長自らがおこなっている場合、つまり、そのような言わば「お出迎え文化」とも言うべき悪しき習慣を全国の都市教育長が共有している場合には、ひいては上尾市内の各学校を教育長や教育委員が訪問する際にもくお出迎えを強いることに繋がるのではないかと請求人は危惧します。 そこで、市内小中学校に教育長や教育委員が訪問する際などには「(校長・教頭を含め)くお出迎えなどは不要である」との連絡を差出していることが判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0233	6月18日	7月1日	請求	(9)5月8日～5月16日の間に西倉教育長が上尾市の公用車を使用している場合、それにかかる「公用車運転日報」または同趣旨の文書・資料等。なお、公用車運転日報について情報公開請求すると、内容が判別できない文書・資料等が開示されるケースが多いことから、開示される資料は文字や数字が明確であること。	市長	総務課	全部公開	
7-0234	6月18日	7月2日	請求	(10)上尾市HP(教育委員会のページ)にて公表されている「教育委員会交際費」では、「令和7年5月15日全国都市教育長協議会情報交換会8,000円」という記述があります。それでは、[資料1]に掲載されている令和7年5月8日の「関東地区都市教育長協議会情報交換会」においては「教育委員会交際費」の支出がされていないにもかかわらず、[資料2]の「令和7年5月15日全国都市教育長協議会情報交換会」について「教育委員会交際費」をなぜ支出しているのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0235	6月19日	6月20日	請求	令和7年度自衛官募集事務主管課長会議等について(通知)	市長	総務課	一部公開	第7号
7-0236	6月19日	6月20日	請求	令和7年度における募集事務地方公共団体委託費の配分	市長	総務課	一部公開	第7号
7-0237	6月19日	6月30日	請求	工事設計書等情報提供申出書	市長	建設管理課	全部公開	
7-0238	6月22日	7月7日	請求	(請求人による通し番号2506-14) 2025(令和7)年6月17日の市議会一般質問での、井上茂議員の質問と畠山稔市長の答弁(下記枠内)に関連して、後述の(1)～(9)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、面談のうえ、文書・資料等を閲覧させていただき、かつ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、以下の項目の中で、もしも「文書不存在による非公開」との処分となった場合には、「上尾市情報公開条例」第26条により、市民に向けて丁寧な情報の提供をお願いいたします。 以下の(1)～(9)までの情報公開請求についての「開示対象期間」は畠山市長2期目就任以降、現在(本請求書受理日)までとします。 (1)市長による答弁①では、「市長への政策提言制度と市政への問い合わせ制度を中心に多様な手段により広く市民の声を聞く機会を設けています」と述べているとおり、「市長への政策提言制度」と「市政への問い合わせ制度」は、「市民の声を聞く機会」のみに留まっており、かつ、回答に要する時間(1)期間も、数日10日以上となっています(つまり、面と向かっての「対話」ではないことを市長自らが明らかにしていることとなります)。 実際、市のHPによれば、R6年度の47件の政策提言に対する回答では、「調査研究していく」「実施する予定は無い」「参考とする」「ご意見として承る」などの表現が圧倒的に多くなっています。一方、タウンミーティングの場合はどうかと言えば、市長と市民とが顔を合わせて、その場での意見交流や議論が可能であり、上尾市の「市長への政策提言制度」や「市政への問い合わせ制度」とは、本質的に制度の性格が異なると請求人は考えています。 そこで、「市への政策提言制度と市への問い合わせ制を中心に手段により広く市民の声を聞く機会を設けていることが「タウンミーティングと同様である」と市長が判断した理由が判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0239	6月22日	7月7日	請求	(2)市長による答 ①の下線 について「設定したテーマに沿った座談会やイベントや会合」とは具体的には何であるか また 当該座談会やイベントや会合に集まった市民が 何人であったかが判別できる文書・資料等。たとえば、『広報あげお』2025年1月号で、6ページを割いて掲載された「市長新春座談会」は、記事の中で明らかにされたとおり、小さい頃から英会話教室(民間と思われる)に通っていた経験を持つ、つまり、幼い頃から英語に親しむことができた「英語好き」な中学生3名との座談会でした。「市長新春座談会」に出席した生徒たちの顔ぶれを見ると、中学生海外研修に参加した生徒(＝昨年度の海外派遣事業に行けた生徒は22人。対象となる今年度の上尾市の中学校3年生の数は1848人。つまり、98.8%の生徒は、実際に体験していないという意味で昨年度の海外派遣とは無縁でした)や、英語弁論大会での優勝者などが集められているのが特徴です。すなわち、ごく普通の一般の中学生との座談会ではないのです。請求人は、この「市長新春座談会」も「設定したテーマに沿った座談会」としてカウントされているのか否かに強い関心を寄せています。	市長	広報広聴課	全部公開	
7-0240	6月22日	7月7日	請求	(3)前記(2)の「設定したテーマに沿った座談会やイベントや会合」それぞれの出席者が公によるものであるのか判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	全部公開	
7-0241	6月22日	7月7日	請求	(4)市長による答弁①の下線部について、市長は「タウンミーティングと同様」と述べています。 そこで、市長が答弁で言及したタウンミーティングはいずれの自汗体の例であるのか判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0242	6月22日	7月7日	請求	(5)市長による答弁②において、市長がなぜ「参加者に対し、公平な発言機会の確保」をタウンミーティングの課題として挙げたのかその理由が判別できる文書・資料等(実際に他の自治体でそうした課題が認められる場合はその実例も含む)。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0243	6月22日	7月7日	請求	(6)市長による答弁②において、市長がなぜ「運営コストの問題」をタウンミーティングの課題として げたのかその理由が判別できる文書・資料等(実際に他の自治体でそうした課題が認められる場合はその実例も含む)。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0244	6月22日	7月4日	請求	(7)市長による答弁③において、市長は「私は全部その場でメモします。それを、あの、すぐではないかもしれないけれど、すぐ、あの、市長室(注:以上は市長発言のまま)のほうにおろして、「これを各職場で検討しろ」ということでやります」と発言しています。そこで、市長がおろした市民からの要望や意見 および各担当部署がどのように対応したのか判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	一部公開	第2号
7-0245	6月22日	7月7日	請求	(8)市長による答弁③において、市長は「中には大きな問題もあるし(以下略)」と発言しています。そこで、市長の答弁にある「大きな問題」とは何であるかが判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0246	6月22日	7月4日	請求	(9)市長による答弁③において、市長は「できるだけ下におろして回答するようにしています」と言っています。そこで 市のこの言を付ける文書・資料等。	市長	秘書政策課	一部公開	第2号・第3号
7-0247	6月21日	7月4日	請求	(請求人による通し番号2506-13) 令和 7 年度の「イングリッシュサロン」開催と参加者募集について、後述の(1)～(5)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、本請求にかかる情報の開示日より前にweb等で公表された場合にはその旨ご教示ください。 (1)令和 7 年度「イングリッシュサロン」計画(予定)表(日程・会場・定員等が判別 できる文書・資料等)。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0248	6月21日	7月4日	請求	(2)令和 7 年度「イングリッシュサロン」に関して、委託業者(ジョイトークイーストジャパンと推認されます)と上尾市との間で交わした契約書・特記仕様書の類。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0249	6月21日	7月4日	請求	(3)令和7年度「イングリッシュサロン」に関し、市内小中学校の校長宛てに教育委員会から発出した文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0250	6月21日	7月4日	請求	(4)前記(3)にかかる文書・資料等にかかる上尾市教育委員会事務局内の起案(決裁)文書。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0251	6月21日	7月4日	請求	(5)令和 7 年度「イングリッシュサロン」について、保護者・児童生徒向けに発出した参加者募集のお知らせ(同趣旨の文書・資料等)の類。なお、保護者対象のメール 送信である場合にあっては、その内容が判別できる文書・資料等であること。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0252	6月23日	7月3日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/パブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビュアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりに力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真 1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部はじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/パブラボ]2025/04/15 付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	総務課	全部公開	
7-0253	6月23日	取下げ	請求	市内各保育園の入園者の最定点数(過去5年分全て)園ごとに公開してください。	市長	保育課	取下げ	
7-0254	6月24日	7月8日	請求	令和7年3月21日に、坂東議員が討論後に教育長から発言の取消を求められ、発言を訂正したことについて、下記の規則に基づき取消し、訂正の手続きが行われたことがわかる文書を請求致します。 上尾市議会会議規則 (発言の取消し又は訂正) 第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。	議会	議事調査課	一部公開	第6号
7-0255	6月25日	7月8日	請求	(請求人による通し番号2506-16) 「令和7年度上尾市中学生海外派遣研修事業(同趣旨の事業等を含む)」に関し、後述の(1)～(6)についての情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「令和7年度上尾市中学生海外派遣研修事業(同趣旨の事業等を含む)」にかかる『実施要領(同趣旨の要項等を含む)』。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0256	6月25日	7月8日	請求	(2)前記の『実施要領(同趣旨の要項等を含む)』を発出するにあたっての、上尾市教育委員会事務局内部での起案(決裁)文書。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0257	6月25日	7月8日	請求	(3)「令和 7 年度上尾市中学生海外派遣研修事業(同趣旨の事業等を含む)」の募集にあたり、市内の各中学校の生徒、校長、保護者等にどのような連絡をしたのが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0258	6月25日	7月8日	請求	(4)2025(令和7)年6月7日に、上尾市中学生海外派遣研修にかかる「結団式」が開催されたと思われますが、当該「結団式」の席上で配布された全ての文書・資料等(「結団式」の式次第等を含む)。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0259	6月25日	7月8日	請求	(5)2025(令和7)年6月7日に、上尾市中学生海外派遣研修にかかる「結団式」の席上での西倉剛上尾市教育委員会教育長の「あいさつ」の内容が判別できる 文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0260	6月25日	7月8日	請求	(6)前記の「結団式」の際、「保護者への説明会」も行われていると思われますが、その際、「保護者(生徒)の負担金」について、どのような説明がされたのが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0261	6月25日	7月9日	申出	・29-42上尾市橋梁定期点検業務(平成29年度発注) 予定価格算出根拠 (代価表を含む金入り委託費内訳書)	市長	道路河川課	非公開	文書不存在
7-0262	6月25日	7月9日	申出	・5-72 橋梁修繕設計業務(本町橋外2橋)(令和6年度発注) 予定価格算出根拠 (代価表を含む金入り委託費内訳書)	市長	道路河川課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0263	6月23日	7月4日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	IT推進課	全部公開	
7-0264	6月23日	6月30日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (4)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	危機管理防災課	全部公開	
7-0265	6月23日	7月4日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (5)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	財政課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0266	6月23日	7月1日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (6)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	納税課	全部公開	
7-0267	6月23日	7月2日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (7)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	こども支援課	全部公開	
7-0268	6月23日	7月2日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (8)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	保育課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0269	6月23日	6月30日	請求	〈請求人による通し番号2506-15〉 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (9)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	青少年課	全部公開	
7-0270	6月23日	7月3日	請求	〈請求人による通し番号2506-15〉 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (10)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	健康増進課	全部公開	
7-0271	6月23日	7月7日	請求	〈請求人による通し番号2506-15〉 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (11)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	高齢介護課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0272	6月23日	7月4日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部ははじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (12)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	交通防犯課	全部公開	
7-0273	6月23日	7月1日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部ははじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (13)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	市民課	全部公開	
7-0274	6月23日	7月2日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部ははじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (14)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	保険年金課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0275	6月23日	7月7日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部ははじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (15)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	西貝塚環境センター	一部公開	第6号
7-0276	6月23日	7月7日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部ははじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (16)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	農政課	一部公開	第6号
7-0277	6月23日	7月1日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部ははじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (17)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	環境政策課ゼロカーボン推進室	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0278	6月23日	6月30日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (18)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	環境政策課	全部公開	
7-0279	6月23日	7月3日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (19)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	商工課	全部公開	
7-0280	6月23日	6月30日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (20)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	都市計画課	一部公開	第6号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0281	6月23日	6月30日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/パブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真 1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部はじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/パブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (21)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	みどり公園課	全部公開	
7-0282	6月23日	7月7日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/パブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真 1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部はじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/パブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (22)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	建築安全課	全部公開	
7-0283	7月7日	7月14日	申出	屋外広告物申請書一式 上都屋第6-017号	市長	都市計画課	全部公開	
7-0284	6月23日	6月30日	請求	請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/パブラボ] の2025年 4 月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真 1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部はじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/パブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文・等ただし行政・など 上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	水道事業(市長)	経営総務課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0285	6月23日	7月2日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部ははじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (15)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	市長	下水道施設課	全部公開	
7-0286	6月23日	6月30日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部ははじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (15)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	水道事業(市長)	水道施設課	全部公開	
7-0287	6月23日	7月2日	請求	《請求人による通し番号2506-15》 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部ははじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (15)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	教育委員会	教育総務課新しい学校づくり推進室	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0288	6月23日	7月2日	請求	〈請求人による通し番号2506-15〉 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (15)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	教育委員会	図書館	全部公開	
7-0289	6月23日	7月1日	請求	〈請求人による通し番号2506-15〉 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (15)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	消防長	警防課	全部公開	
7-0290	6月23日	7月1日	請求	〈請求人による通し番号2506-15〉 [Public Lab/ブラボ] の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビューアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部をはじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/ブラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (15)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	消防長	指令課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0291	6月23日	6月30日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/プラボ]の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。 小田(注:インタビュアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。 この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部はじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。 以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/プラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー (15)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。 そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文・資料等であること。	消防長	予防課	全部公開	
7-0292	6月26日	7月8日	請求	(請求人による通し番号2506-17) 請求人は「上尾市中学生海外派遣研修事業(同趣旨の事業等を含む)」の「参加者負担金」について知りたいと考え、過日情報公開請求いたしました。 それにより入手した上尾市教育委員会発出の文書「第31回(令和6年度)上尾市中学生海外派遣研修事業実施要項」では、「参加者の負担は人当たり8万円とする。(ただし、パスポート取得に係る手数料等の個人的な費用は、別途個人負担とする。)」との記載がされています。 そこで、上尾市教育委員会が保有する、過年度の「上尾市中学生海外派遣研修事業実施要項」(同趣旨の事業等を含む)で、参加者の負担額が判別できる文書・資料等の開示を求めます。ただし、公開にあたっては以下の点についてご留意願います。 ①令和6年度分を除く(すでに入手しているため)。 ②上尾市教育委員会が保有している最も古い文書・資料等における参加者負担額が8万円の場合は、当該最古年度の文書。 たとえば、上尾市教育委員会として保有している「上尾市中学生海外派遣研修事業実施要項」の内、最も古い文書が2017(平成29)年度分であり、そこに記載されている参加者負担額が8万円である場合は、その年度分だけで可。 (例) R5「上尾市中学生海外派遣研修事業実施要項」参加者負担額8万円 → 不要 H29「上尾市中学生海外派遣研修事業実施要項」参加者負担額8万円 → 要 (H29年度分が保有する最古の文書で、かつ参加者負担額が8万円の場合) ③参加者負担額が8万円以外の場合→該当の年度分全ての開示をお願いいたします。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0293	6月28日	7月10日	請求	(請求人による通し番号 2506-18) (1)令和6年度上尾市一般会計予算書(諸収入／雑入)に、「中学生海外派遣保護者負担金 1,674千円」と掲載されていますが、この内訳(予算積算基礎)および令和6年度の決算額が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0294	6月28日	7月10日	請求	(2)令和7年度上尾市一般会計予算書(諸収入／雑入)に、「中学生海外派遣保護者負担金 2,100千円」と掲載されていますが、この内訳(予算積算基礎)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0295	6月29日	7月11日	請求	(請求人による通し番号2506-19) 令和6年度(または暦年でも可)市内各中学校の学校別「光熱水費」の内訳が判別できる文書・資料等。 ※月別・項目別が望ましい(例:〇〇中学校〇月電気代〇円など)ですが、わかる範囲で可。なお、開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0296	6月29日	7月11日	請求	(請求人による通し番号2506-20) 上尾市一般会計令和7年度予算の(款)9教育費(項)3中学校費の内、「警備保障委託料」が5,010(千円)計上されています。このことについて、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。なお、開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)当該警備保障会社と上尾市との間で交わした契約書および特記仕様書。 (2)各学校を閉める時刻(=セッ時刻)」についての取り決めが判別できる文書・資料等。 (例)「夜中の12時になってもセッされない場合には、警備保障会社から学校に確認の電話を入れる」などの取り決め事項等が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第3号・第5号
7-0297	6月29日	7月11日	請求	(請求人による通し番号2506-21) 請求人は2025年5月30日に「市長への政策提言」をおこなったところ、市のHPに「市長への政策提言回答集」として下記[資料]のとおりに掲載されました。 このことに関し、後述の(1)～(4)の情報の開示を求めます。 開示の際は、面談のうえ、文書・資料等を閲覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1)上記「件名・内容」および「回答」を市HPに掲載するにあたっての記案(決裁)文書。	市長	広報広聴課	全部公開	
7-0299	6月30日	7月11日	請求	(2)請求人が実際に提出した政策提言は、「教育委員の定数を地教行法第3条前段のとおり4名とする」という「件名」のほか、政策提言の理由や、政策提言をどのようにして実現するかについて、(1)～(5)まで具体的に挙げています。 ところが、市HPに掲載されたのは、「件名」だけであり、「内容」も「件名」と同じものでした。そこで、なぜ請求人の政策提言の理山や提言をどのように実現するのかについて掲載しなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	全部公開	
7-0300	6月30日	7月11日	請求	(3)市側(実施機関)の回答については、その「弁明」のための十分なスペースが保証されていると請求人は考えています。そこで、なぜ請求人の「政策提言」に比して実施機関側の「回答」に割かれているスペースが圧倒的に多いのか、その理由が市民に判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0301	6月30日	7月11日	請求	(4)畠山市長は、2期目の公約として、「公正な政治・公平な行政の推進～透明でクリーンな上尾市の実現!」を掲げています。にもかかわらず、なぜ市民からの政策提言の扱い(HPでの掲載)について、「公正・公平」ではないのか、その理由が市民に判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0302	7月1日	7月15日	請求	6月27日の〇〇と議会事務局職員との電話でのやり取りを記録した要望等記録兼報告書等の文書を請求致します。	議会	議事調査課	一部公開	第2号・第6号
7-0303	7月3日	7月17日	請求	(請求人による通し番号2507-1) 上尾市立平方小学校・上平小学校・鴨川小学校・瓦葺小学校における2025年3月分の学校日誌。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0304	7月3日	7月8日	申出	戸崎公園北側未利用地実施設計業務金入設計書	市長	みどり公園課	全部公開	
7-0305	7月3日	7月11日	請求	上尾市図書館本館改修設計業務における契約候補者の提案書	教育委員会	図書館	全部公開	
7-0306	7月4日	7月15日	請求	(請求人による通し番号2507-2) 2025年6月の土曜日に上尾市内の公民館(4か所)において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 2025年6月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳(それぞれの日程について、小学生〇名・中学生〇名)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0307	7月4日	7月15日	請求	(2) 上記各公民館ごとに「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」および市役所職員(教委関係者以外の職員・市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのかが判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0308	7月4日	7月15日	請求	(3) 上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるのかが判別できる文書・資料。 なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているのかが判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0309	7月4日	7月11日	申出	令和7年4月1日から令和7年6月30日に付番された住居表示台帳及び付番された年月日がわかるもの(住居表示台帳に記載されている場合は不要) ※町名・街区符号が分かるように複写していただくをお願いします。 ※同街区で台帳が複数ある場合は該当する建物が記載されている台帳のみで構いません。	市長	市民課	全部公開	
7-0310	7月4日	取下げ	申出	契約の金入設計書(内訳書含む) 「上尾市ポンプ場ストックマネジメント計画(第2期)策定業務」(令和7年6月20日開札)	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0311	7月4日	取下げ	申出	契約の金入設計書(内訳書含む) 「上尾市管路ストックマネジメント計画(第2期)策定業務」(令和7年6月20日開札)	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0312	7月7日	7月18日	請求	(請求人による通し番号2507-3) 上尾市社会福祉協議会に関し、後述の(1)～(7)までの情報の開示を求めます。開示の際は、担当課と面談し、文書・資料等を閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1) 請求人宛に発出された「上福第292-10号(令和7年6月30日付)」により、「管理経費補助金内訳」が部公開されました。その中で、「運営費補助金と折半」との記載がされています。いずれも上尾市からの補助金ですが、管理経費補助金と運営費補助金を分けている理由が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在
7-0313	7月7日	7月18日	請求	(2) 社会福祉協議会事務局職員(常勤・非常勤)の給与に関する規程(同趣旨の文書・資料等を含む)。	市長	福祉総務課	全部公開	
7-0314	7月7日	7月18日	請求	(3) 社会福祉協議会補助事業の補助金額が毎年増額されている(令和3年度を除く)理由と根拠が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	全部公開	
7-0315	7月7日	7月18日	請求	(4) 「社会福祉法人上尾市社会福祉協議会補助金交付要綱」第2条第2項では、次のように定められています。 「補助対象経費に該当する人件費(社協事務局職員に係るものに限る)は、雇用することについて市の承認を得られた者に係る人件費に限るものとする。」 このことに関し、以下の情報の開示を求めます。 (4)-1 事務局人件費補助金を支出している「21.5人」(上尾市議会令和7年3月定例会予算特別委員会資料によります)を承認した理由および経緯が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	全部公開	
7-0316	7月7日	7月18日	請求	(4)-2 「社会福祉法人上尾市社会福祉協議会補助金交付要綱」第2条第2項により承認する際の基準や目安が判別できる文書・資料等(承認する・しないの差異が判別できる文書・資料等)。	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在
7-0317	7月7日	7月18日	請求	(5) 事務局人件費補助金を支出している「21.5人」それぞれの勤続年数が判別できる文書・資料等	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在
7-0318	7月7日	7月18日	請求	(6) 令和8年度の「社会福祉法人上尾市社会福祉協議会事務局職員の「採用募集要項」では、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・社会福祉士主任任用資格・介護支援専門員・看護師・保育士の有資格者(取得見込みを含む)が採用の条件となっており、このことに関し、以下の情報の開示を求めます。 (6)-1 現在の職員「21.5人」についても同様の採用であったのかが判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在
7-0319	7月7日	7月18日	請求	(6)-2 令和8年度に採用された場合、「有資格者」は、その保有資格の職種に採用となるのかが判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在
7-0320	7月7日	7月18日	請求	(7) 社会福祉協議会についての情報公開は、社会福祉法第59条の2などに基つき、上尾市でもHPでも定款や役員名簿等が公開されています。 そのこととは別に、上尾市社会福祉協議会へ直接情報公開請求をする際に、どのような手続きが必要なのかが判別できる文書・資料等(たとえば、千葉市では「社会福祉法人千葉市社会福祉協議会情報公開規程」、木更津市では「社会福祉法人木更津市社会福祉協議会情報公開規程」が定められていますが、上尾市社会福祉協議会における同趣旨の規程の有無も含めて文書・資料等の開示を求めます)。	市長	福祉総務課	全部公開	
7-0321	7月7日	7月14日	申出	屋外広告物申請書一式 上都屋第6-133号	市長	都市計画課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0322	7月7日	7月18日	請求	6月17日の井上茂議員の一般質問に対する市長の答弁 いろんな会合とかいろんな集会とか、まあ、お呼ばれして行きます。 そうすると必ず1人ずつ来て、「市長、これ、これ、これ」っていうことで、かなりの数が私のところへ来ます。 私は全部その場でメモしちゃいます。 それを、あの、すぐではないかもしれないけれど、すぐ、あの、市長室のほうにおろして、「これを各職場で検討しろ」ということでやります。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0323	7月11日	7月16日	申出	道路(道路取捨方針)記録簿、頭紙	市長	建築安全課	全部公開	
7-0324	7月14日	取下げ	申出	令和6年度下記委託業務の代価表を含む金額入り設計書(当初分) (上下水道部 下水道施設課) ・上尾市雨水出水浸水想定区域図作成業務	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0325	7月14日	取下げ	申出	令和6年度下記委託業務の代価表を含む金額入り設計書(当初分) (上下水道部 下水道施設課) ・6-1上尾市ポンプ場耐震診断調査業務	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0326	7月14日	取下げ	申出	令和6年度下記委託業務の代価表を含む金額入り設計書(当初分) (上下水道部 下水道施設課) ・6-1管路施設耐震診断調査業務	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0327	7月14日	取下げ	申出	令和6年度下記委託業務の代価表を含む金額入り設計書(当初分) (上下水道部 下水道施設課) ・上尾公共下水道事業計画変更・事業認可申請図書作成業務	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0328	7月14日	取下げ	申出	令和6年度下記委託業務の代価表を含む金額入り設計書(当初分) (上下水道部 下水道施設課) ・芝川右岸第8排水区基本設計業務	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0329	7月14日	7月28日	請求	(請求人による通し番号2507- 4) (1) 上尾市の「中学生海外派遣研修事業」の「参加負担金」は以下のとおりです。 令和6年度 1人当たり8万円(生活保護受給及び就学援助対象者3万7千円)令和7年度 1人当たり10万円(生活保護受給及び就学援助対象者5万円) そこで、令和6年度に比べて令和7年度は1人当たり2万円(生活保護受給及び就学援助対象者は1万3千円)増額になった理由(増額に至った算出基礎)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0330	7月14日	7月28日	請求	(2) 前記(1)のとおり、「参加負担金」が増額になったことについて、参加生徒あるいは保護者にどのように説明したのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0331	7月16日	取下げ	申出	令和7年6月20日開札 「上尾市ポンプ場ストックマネジメント計画(第2期)策定業務」 金額入り設計書(業務委託料内訳書) 一式	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0332	7月16日	取下げ	請求	令和7年度に発注された「上尾市ポンプ場ストックマネジメント計画(第2期)策定業務」の金入り設計図書	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0333	7月21日	8月4日	請求	上尾市議会の回答、上議第421号は、 「議長としての見解」については回答の必要がないため、回答いたしかねます。 として回答を拒否したものです。 回答拒否について職員課は、十分な検討を行ったうえで対応したものであるならば、適正な対応であるとしています。 上議第421号の回答が、回答拒否について十分な検討を行った上での回答であったことがわかる文書を請求致します。	議会	議会総務課	一部公開	第2号
7-0334	7月23日	8月6日	請求	(請求人による通し番号2507- 5) 上尾市のHPに次の記載があります(最終閲覧日 2025. 07. 22) このことに関して、以下の(1)～(3)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、担当課は市民協働推進課を想定しています。 (1) 上記の通り上尾HPには、1994以降、毎年ロッキヤーバレーに中学生の派遣を行っているとの記載があります。そこで、1994年以降、ロッキヤーバレー市の中学生が上尾市に派遣されたことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0335	7月23日	8月6日	請求	(2) 前記(1)について、上尾市の中学生が毎年ロッキヤーバレー市に派遣されているにもかかわらず、ロッキヤーバレー市の中学生が上尾市を訪れる機会がほぼ無いとするならば、国際交流としては極めて片務的であると請求人は考えます。そこで、上尾市としてロッキヤーバレー市との交流についてどのような見解を有しているのか(片務的であるか否かを含めて)が判別できる文書・資料等。	市長	市民協働推進課	非公開	文書不存在
7-0336	7月23日	8月6日	請求	(3) ロッキヤーバレー市との交流をオンラインでおこなっている場合、どのように実施をしているのか(日時、参加者など)が判別できる文書・資料等。なお、対象とする期間は直近の5年間とします。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0337	7月24日	7月30日	請求	(請求人による通し番号 2507- 6) 『第4期上尾市教育振興基本計画策定に関する市民アンケート』の間1～間10までの「その他」の意見のすべてが判別できる文書・資料等。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0338	7月26日	8月8日	請求	(請求人による通し番号2507- 7) 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、令和7年度現在、上尾市が公益的法人等へ市職員を派遣していることが判別できる文書・資料等(派遣している場合は、該当するすべての公益的法人等の名称、派遣人数等が判別できる文書・資料等であること)。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	市長	職員課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0339	7月26日	8月8日	請求	(請求人による通し番号2507- 8) 請求人は、令和 7年 1月30日付け上総第 1447号文書にかかる審査請求をおこなっているところです。 その過程で、請求人は2025年5月13日付けで審査庁である上尾市長畠山稔氏に『反論書(正本・副本)』を提出しましたが、現在、審査請求関連のいずれの機関からの連絡が途絶えています。 この事実に基づき、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 請求人が2025年5月13日に『反論書(正本・副本)』を提出して以降、本請求書受理日までの間、次の各機関(※)相互のやり取り(文書のみならず、メール等でのやり取りを含みます)が判別できる文書・資料等。 (※)各機関について * 審査庁＝審査庁としての上尾市長畠山稔氏 * 処分庁＝処分庁としての上尾市長畠山稔氏 * 上尾市情報公開・個人情報保護審査会＝市が設置した機関(高松佳子会長) (1)～1 2025年5月13日以降の、審査庁と処分庁とのやり取り。	市長	職員課	一部公開	第2号
7-0340	7月26日	8月8日	請求	(1)～2 2025年5月13日13以降の、審査庁と「上尾市情報公開・個人情報保護審査会(高松佳子会長)」とのやり取り。	市長	職員課	全部公開	
7-0341	7月26日	8月8日	請求	(1)～3 2025年5月13日13以降の、処分庁と「上尾市情報公開・個人情報保護審査会(高松佳子会長)」とのやり取り。	市長	総務課	非公開	文書不存在
7-0342	7月26日	8月8日	請求	(2)上尾市が定めている(内規や目安を含む)「審査請求人が『反論書』を提出して以降の標準的な事務処理にかかる日数およびその根拠」が判別できる文書・資料等。	市長	総務課	非公開	文書不存在
7-0343	7月26日	8月8日	請求	(請求人による通し番号2507- 9) 請求人は情報公開請求により、令和7年4月18日付け上教総第51号文書の通知を受け、「令和7年度第1回部課長会議資料」として西倉教育長名による「令和7年度教育行政を進めるにあたって」の文書の開示がされました。 そこで、令和7年度の第2回以降現在(本請求書受理日)までの上尾市教育委員会事務局内の「部課長会議資料」の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0344	7月26日	9月5日	請求	(請求人による通し番号2507- 10) 西倉教育長名による令和7年4月2日付け文書「令和7年度教育行政を進めるにあたって」には、次のような記載があります。 そこで、この文言の内、「特別教室等へのエアコン設置」の「等」が学校内のどの施設(または部屋)を指すのか判別できる文書・資料等。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0345	7月26日	9月5日	請求	(請求人による通し番号 2507- 11) 【資料】等に基づき、学校の給食室へのエアコン設置について、後述の(1)～(9)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料】①に、「給食室のエアコン設置についてはかねてから要望が上げられていた」とありますが、具体的に「誰(あるいはどの団体)から」「いつ」「どのように」エアコン設置の要望があったのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0346	7月26日	9月5日	請求	(2)【資料】②に、「現場で働く調理員とは定期的に意見交換を行っており」とありますが、そのことが判別できる文書・資料等。なお、対象期間は令和5年度以降、本請求書受理日までとします。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0347	7月26日	9月5日	請求	(3)【資料】③に、「調理員からも給食調理室へのエアコンの設置の要望を受けていた」とありますが、「いつ」「どんな内容で」給食調理室へのエアコン設置の要望を受けていたのか判別できる文書・資料等。なお、対象期間は令和5年度以降、本請求書受理日までとします。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0348	7月26日	8月20日	請求	(4)【資料】④に、「既設の給食室にエアコンを設置することが何故「特殊な施設環境」であるのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0349	7月26日	8月20日	請求	(5)【資料】⑤に、「空調機の設置や関係配線、配管設置に係る工事施工の困難な状況」とありますが、市民から見ても「困難な状況」ということが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0350	7月26日	8月20日	請求	(6)【資料】⑥に、「常に換気をしている環境下における冷房効率の非効率的な環境」とありますが、なぜ常に換気をしている環境だと冷房効率が非効率になるのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0351	7月26日	9月5日	請求	(7)【資料】⑦に、「この点をご理解していただいた」とありますが、具体的に「誰(あるいはどの団体)」が」「どの点を」理解したのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0352	7月26日	9月5日	請求	(8)令和4年の9月市議会で「請願第16号 小中学校における特別教室及び給食調理室へのエアコン設置に関する請願」が採択されて以降、本請求書受理日まで、上尾市教育委員会(教育長、教育委員、事務局職員)が市内の小中学校に赴き、現地の状況を確認したことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0353	7月26日	8月20日	請求	(9)本請求書受理日現在、上尾市内中学校の給食調理室にエアコンが設置されているかどうか(設置されている場合は学校名)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0354	7月27日	8月8日	請求	(請求人による通し番号 2507-12) 【資料】等を含め、「学校における働き方改革」に関連し、後述の(1)～(9)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)上記「回答」に記述されている「現在、市内小・中学校においては、最早入校時間を原則午前7時30分、最遅退校時間を原則午後7時30分としている」ことが、市内小中学校教職員に周知されていることが判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	全部公開	
7-0355	7月27日	8月8日	請求	(2)『上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針(令和4年9月1日～令和7年8月31日)』において「市内小・中学校においては、最早入校時間を原則午前7時30分、最遅退校時間を原則午後7時30分とする」との記載がされていますが、どうして記載されていないのか、その理由が判別できる文書・資料等。 なお、請求人が見落としている場合にはその旨ご教示ください。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0356	7月27日	8月8日	請求	(3)令和6年度および令和7年度に、市内全中学校において校長または教育委員会として「最早入校時間を原則午前7時30分、最遅退校時間(時刻)を原則午後7時30分とする」と教職員に通知したことが判別できる文書・資料等。 なお、開示資料が(1)と重複する場合はその旨ご教示ください。	教育委員会	学務課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0357	7月27日	8月8日	請求	(4)令和7年6月2日～6月30日の平日(稼業日)の午後7時30分に、太平中学校および大谷中学校の校長自身がそれぞれの学校の教職員の退勤を実際に確認していることが判別できる文書・資料等。 なお、もしも文書不存在の場合であっても、それぞれの校長自身が教職員の最 遅退勤時刻を現認しているか否かについて、上尾市情報公開条例第 26 条による丁寧な情報提供をお願いいたします。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0358	7月27日	8月8日	請求	(5)太平中学校の学校日誌(対象期間は2025年6月16日～7月18日分とします)。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0359	7月27日	8月8日	請求	(6)大谷中学校の学校日誌(対象期間は2025年6月16日～7月18日分とします)。	教育委員会	学務課	一部公開	第2号
7-0360	7月27日	8月8日	請求	(7)本請求書受理日から見て直近の「働き方改革推進委員会」(校長・教頭等対象。同趣旨の組織を含む)の『会議録』または同推進委員会で話された内容の記録。	教育委員会	学務課	全部公開	
7-0361	7月27日	8月8日	請求	(8)本請求書受理日から見て直近の「働き方改革懇談会」(教員等対象。同趣旨の会 合等を含む)の『会議録』または同懇談会で話された内容の記録。	教育委員会	学務課	全部公開	
7-0362	7月27日	8月8日	請求	(9)上記「回答」には、「教育委員会といたしましても、その改善に向けてあらゆる取組を推進しているところでございます」との記述があります。そこで、教育委員会として「最遅退校時間(時刻)」を遵守させるための警備保障によるセット時刻の確認をおこなっていることが判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0363	7月27日	8月8日	請求	市政への問い合わせについて、9月1日から市議会に関する意見・要望や議会事務局への問い合わせなどは、市議会ホームページに設置する専用の申請フォーム等で受け付けることとなったことについての経緯、及びこの件に関する広報広聴課との議会事務局の協議内容がわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	全部公開	
7-0364	7月29日	8月8日	請求	令和7年3月31日に市議会議長が要望内容を事前に文書にしてもらいたい、と〇〇に対し依頼したことについて、〇〇がどのような理由で文書を議会に直接渡したいと要望しているかを、議会事務局はメール又は文書で議会に報告することとした。 このことについて、議会に対し議会事務局が文書で議会に報告した内容がわかるメール又は文書を請求致します。	議会	議事調査課	全部公開	
7-0365	7月30日	8月8日	請求	(請求人による通し番号 2507-13) 次の【資料】あるいは中学生海外派遣に関する市予算に関し、後述の(1)～(7)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)上記【資料】[取りまとめ文書]を发出するにあつての「起案・決裁文書」(または上尾市教育委員会事務局内部で「取りまとめ文書」を发出することについて 共有したことが判別できる文書・資料等)。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0366	7月30日	8月8日	請求	(2)[取りまとめ文書]では、保護者負担は①航空運賃②バス代③食費の 3 項目であり、令和7年度の3項目費用合計(生徒1名あたり)は255,174円となっています。そこで、この255,174円の算出基礎が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号・第3号
7-0367	7月30日	8月8日	請求	(3)上尾市の令和7年度予算(歳出)では、中学生海外派遣研修事業として次のように計上されています。(単位千円) (3)－1 上尾市の令和7年度予算(歳出)の内、「需用費」の内訳が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0368	7月30日	8月8日	請求	(3)－2 上尾市の令和7年度予算(歳出)の内、「役務費」の内訳が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0369	7月30日	8月8日	請求	(3)－3 上尾市の令和7年度予算(歳出)の内、「委託料」の内訳が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号・第3号
7-0370	7月30日	8月8日	請求	(4)[取りまとめ文書]に記載されている「現地研修に係る費用」の明細が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号・第3号
7-0371	7月30日	8月8日	請求	(5)以下は上尾市の令和7年度当初予算(歳入)からの引用ですが、「中学生海外派遣保護者負担金」として2,100(千円)計上されています。 それでは、この令和7年度当初予算額が(案)として計上された時期がいつであるのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0372	7月30日	8月8日	請求	(6)[取りまとめ文書]で「上記費用の50%を受益者負担割合(保護者負担額)とする」とした理由・根拠が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0373	7月30日	8月8日	請求	(7)請求人による情報公開請求および審査請求の結果、「令和6年度上尾市中学生海外派遣研修事業に参加する生徒の負担金を1人あたり8万円・生保受給及び就 学援助対象者は3万7千円とした理由や根拠が判別できる文書・資料等」については、上尾市教育委員会として十分渉猟したにもかかわらず、根拠となる文書・資料は存在しないことが明らかになっています。 また、令和6年度よりも令和7年度の「参加負担金」が増額になったことについて、参加生徒あるいは保護者にどのように説明したのか判別できる文書・資料等も存在しないことが情報公開請求により明らかになっています。 以上の事実関係を踏まえて、[とりまとめ文書]において、上尾市教育委員会として【令和7年度以降の整理】として「負担額の考え方」を示した理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0374	7月30日	8月8日	請求	議事調査課作成 6月27日の電話対応を記録した要望等記録兼報告書で、下記のように記載されている「6月27時点では決裁が完了していなかった文書」を請求致します。 「事務局を介してとの表現は要望者が直接的に発言したものでない」との趣旨の補記をすることについて対応状況を尋ねられ、6月27日時点では決裁が完了していなかったことから	議会	議事調査課	一部公開	第2号・第6号
7-0375	7月31日	8月12日	申出	令和6年4月 上尾市水道工事 設計単価表(見積単価や建設物価単価などの黒塗りしておらず、明記した単価表)	水道事業(市長)	水道施設課	全部公開	
7-0376	8月1日	8月8日	請求	(請求人による通し番号2508-1) 2025年7月の土曜日上尾市内の公民館(4か所)において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)2025年7月上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳(それぞれの日程について、小学生〇名・中学生〇名)が判別できる文書・資料等	教育委員会	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0377	8月1日	8月8日	請求	2)上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」及び市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのかが判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0378	8月1日	8月8日	請求	(3)上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるか否かが判別できる文書・資料。なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているのかが判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0379	7月31日	取下げ	請求	計画通知受付台帳 平成3年度 NO.〇	市長	建築安全課	取下げ	
7-0380	8月2日	8月14日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」について、どのように起案、決裁がされたかがわかる文書を請求致します。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0381	8月3日	8月15日	請求	(請求人による通し番号2508-2) 以下の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)上尾市が「公益的法人等派遣法(公益的法人等への 般職の地方公務員の派遣等に関する法律)」により 般社団法人あるいは 般財団法人等に上尾市職員を派遣していることが判別できる文書・資料等(派遣団体名・派遣職員名等が判別できる文書・資料等であること)。なお、対象期間は直近の5年(度)とします。	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0382	8月3日	8月15日	請求	(2) 上尾市が保有している「上尾市地域振興公社」の事務局の組織および同公社の運営に関する事項が判別できる文書・資料等(同公社のHPに記載されている情報を除く)。	市長	行政経営課	一部公開	第2号・第3号
7-0383	8月5日	8月19日	請求	上議第243号 令和7年5月26日 【件名】 議会の5月15日の議会総務課の回答について 【回答】 回答する必要がないため回答いたしかねます。 回答拒否について職員課は、十分な検討を行ったうえで対応したものであるならば、適正な対応であるとしています。 上議第243号の回答が、回答拒否について十分な検討を行った上での回答であったことがわかる文書を請求致します。	議会	議会総務課	非公開	文書不存在
7-0384	8月7日	8月21日	請求	(請求人による通し番号 2508-3) 以下の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 なお、本請求書は請求人による「市長への政策提言」への市長からの回答に関する情報公開請求であることから、請求の宛先は「実施機関である上尾市長」であることを申し添えます。 (1) 令和7年8月5日付け「上広第168号」文書にかかる決裁(起案)文書。	市長	広報広聴課	一部公開	第2号
7-0385	8月7日	8月21日	請求	(2)前記「上広第168号」文書は、「上尾市長 畠山稔」が差出人となっていますが、電子交付とはいえ、「市長の職印」を押印した形跡が認められません。それはなぜなのか、また、公文書として有効なのか判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0386	8月8日	8月22日	請求	(請求人による通し番号2508-4) 以下の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 【資料】のとおり、「令和7年度市長への政策提言 件数表」は、本請求書提出日現在(HP最終閲覧日時:2025.08.08 10:30am)、「5月末日時点」となっています。請求人の理解では、6月分の市長への政策提言とその同答送付はすでに終了していると思われます。そこで、なぜ本請求書提出日現在(2025.08.08)になっても、「6月末日時点」の「市長への政策提言件数表」が掲載されないのか、その理由が判別できる文書・資料等 なお、本請求書が受理され、情報公開請求に対する決定通知書が交付される間に「6月末日現在」の政策提言件数表が公表された場合でも、本請求書を取り下げることはありませんので、よろしくお願い致します。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0387	8月8日	8月22日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	教育委員会	学校保健課	非公開	文書不存在
7-0388	8月8日	8月22日	請求	(請求人による通し番号2508-5) 現在上尾市において実施されている「イングリッシュサロン」(以下、ES と表記)に関して、後述の(1)～(3)(各枝番)についての情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) もともとES は上尾市の「政策企画提案制度」により採用されたという経緯があります。そこで、「政策企画提案制度」に応募して採用された「学校教育部指導課」として、次の各項目についての情報の開示を求めます。なお、項目により 開示する情報が重複する場合はその旨教示ください。 (1)-1 ESに関する指導課の「自己評価」が判別できる直近の文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0389	8月8日	8月22日	請求	(1)-2 ESについての指導課の「総括」が判別できる直近の文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0390	8月8日	8月22日	請求	(1)-3 ESについては、どこの会場でも参加者が設定された定員を超えたことが一度もなく、想定よりも児童生徒が集まらないことや、今年度は会場数の減少を余儀なくされるなど、市民の視座からは「この企画は失敗であった」と結論付けられます。それらの事実を踏まえたうえで指導課としての「反省事項」が判別できる直近の文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0391	8月8日	8月22日	請求	(1)-4「政策企画提案概要調査書」に「事業実施の効果」が記載されていますが、指導課として、本請求書受理日現在、事業実施の効果についてどのように捉えているかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0392	8月8日	8月22日	請求	(2)『政策企画提案 概要調査書』によれば、ES は「市長公約に掲げる政策に合致するもの」であり、事業効果として、「参加生徒が生きた英語に触れ、実践的な英語力の向上を図ることができる」とされています。そこで、現在までの ES の状況について、次の項目について指導課としてどのように市長に伝えているのかが判別できる文書・資料等の開示を求めます。 (2)-1「参加者数が想定より少なかったこと」について指導課としてどのように市長に伝えているのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0393	8月8日	8月22日	請求	(2)-2「今年度は会場数を減少せざるを得なかったこと」について指導課としてどのように市長に伝えているのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0394	8月8日	8月22日	請求	(2)～3「今年度は参加費を徴収していること」について指導課としてどのように市長に伝えているのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0395	8月8日	8月22日	請求	(2)～4「事業効果」について指導課としてどのように市長に伝えているのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0396	8月8日	8月22日	請求	(3)文末の【資料1】【資料2】は、請求人が「市長への政策提言制度」により、市長宛てに政策提言した内容と、それに対する畠山稔市長からの「回答」です。 このことに関し、次の情報の開示を求めます。 (3)～1 畠山稔市長からの「回答」と称するものは、その殆どが上尾市教育委員会の視点からESについて述べたものであり、しかもそれはすでに公表されている内容であり、目新しいものはありません。その一方で、請求人による「市長への政策提言」への回答としては「毎月の公民館別参加者数の公表は考えておりません」との文言のみとなっています。 そこで、市民として一生懸命考えた政策提言にもかかわらず、それについての市長の回答が「毎月の公民館別参加者数の公表は考えておりません」という、まさに「木で鼻を括る」対応になぜなったのか、担当課内部の検討過程も含めて、その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0397	8月8日	8月22日	請求	(3)～2 請求人は、「市長への政策提言」において、「例月のESの公民館別参加者数を公表することで、年度の中途から参加しようとする児童・生徒にとって[参加者が多いことから(または少ないから)参加してみよう]といった動機付けの一つになると考えられること」を理由の一つに挙げています。このことについて、畠山稔 上尾市長および学校教育部指導課の見解が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0398	8月8日	8月22日	請求	(3)～3 請求人は、上記政策提言において、「現在、情報公開請求することにより各公民館別のES参加者が公開されており、参加者数は個人情報には当たらないことから、HPで公開しても何ら問題がないこと」を理由の一つに挙げています。このことについて、畠山稔 上尾市長および学校教育部指導課の見解が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0399	8月8日	取下げ	請求	先日添付の申請を行いました、この度は小規模企業共済に加入申請のため資料として提出しましたが、先方の処理上税務署の印鑑のある原本が必要と伺いました。 今年から開業届に係る仕組みが変わったようで登録時には頂戴できませんでしたので税務署より発行される印鑑付きの証明になる開業届の原本を頂戴したくお願い申し上げます。	市長	総務課	取下げ	
7-0400	8月8日	8月22日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	広報・聴政課	全部公開	
7-0401	8月8日	8月21日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	危機管理防災課	全部公開	
7-0402	8月8日	8月20日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	高齢介護課	非公開	文書不存在
7-0403	8月8日	8月21日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	教育委員会	図書館	非公開	文書不存在
7-0404	8月8日	8月21日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	商工課	全部公開	
7-0405	8月8日	8月22日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	教育委員会	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0406	8月8日	8月22日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	教育委員会	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0407	8月8日	8月20日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0408	8月8日	8月21日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	交通防犯課	非公開	文書不存在

[illegible]

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0424	8月8日	8月21日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	教育委員会	図書館	非公開	文書不存在
7-0425	8月8日	8月20日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0426	8月8日	9月30日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	健康増進課	全部公開	
7-0427	8月8日	9月30日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	みどり公園課	全部公開	
7-0428	8月8日	9月30日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	みどり公園課	全部公開	
7-0429	8月8日	9月30日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	交通防犯課	非公開	文書不存在
7-0430	8月8日	8月18日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	健康増進課	全部公開	
7-0431	8月8日	8月22日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	教育委員会	学校保健課	非公開	文書不存在
7-0432	8月8日	8月21日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	商工課	非公開	文書不存在
7-0433	8月8日	8月19日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	障害福祉課	全部公開	
7-0434	8月8日	8月21日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	道路河川課	全部公開	
7-0435	8月8日	8月21日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。 要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	市長	道路河川課	一部公開	第2号
7-0436	8月8日	8月22日	請求	(1)「上尾市では、オープンデータの推進に取り組み、公開可能なデータを順次公開していきます」との記述があります。そこで、昨年度から現在までの間に、「どのようにオープンデータの推進に取り組んだのか」および「公開可能などのようなデータを公開してきたのか」以上のことが判別できる文書・資料等。	市長	IT推進課	全部公開	
7-0437	8月8日	8月22日	請求	(2)公開されている「埼玉県オープンデータポータルサイト」から「自治体／上尾市」→「イベント一覧」→ダウンロードすると、Excelファイルが表示され、その中に「平方祇園祭のどろいんきょ行事」があることが判別できますが、平方のどろいんきょは今年度は中止であることは上尾市のHPでも周知されています。つまり、データの内容が正しく更新されていないと思われます。以上の事実を踏まえて、次の情報開示を求めます。 (2)ー1「イベント一覧」が更新された年月日が判別できる文書・資料等。	市長	IT推進課	全部公開	
7-0438	8月8日	8月21日	請求	(2)ー2「平方祇園祭のどろいんきょ」は今年は中止になっているにもかかわらず、そのことが明らかにされていません。それはなぜなのか判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0439	8月8日	8月21日	請求	(3)請求人は、上尾市が実施している「イングリッシュサロン(以下ES)」の会場別参加者について、毎月情報公開請求しており、全面的に公表されています。すなわち、二次利用が可能となっています。そのことから、市のHPで公表してほしいと市長に提言したところ、市長から理由も示されずに「ESの参加者数の公表は考えていない」と断られてしまいました。 そこで、オープンデータの「イベント一覧」の中にESを入れたうえで毎月の参加者数を公表すること自体は技術的に可能であることが判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0440	8月12日	8月26日	請求	小・中のALT派遣業務に関わる、直近の審査評価点、審査員の部署、役職、氏名。 その他入札に関わる資料一式。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0441	8月13日	8月26日	請求	(請求人による通し番号2508-7) (1)2025.05.23に開催された市議会総務常任委員会の「所管事務調査」において配布された「市の外郭団体に対する市の関与のあり方」についての指針(同趣旨の文書を含む)および同時に配布された文書・資料等。	市長	行政経営課	全部公開	
7-0442	8月13日	8月26日	請求	(2)上記「指針」が市のHP等で公開されていることが判別できる文書・資料等。 なお、すでに公開されている場合はその旨をご教示ください。	市長	行政経営課	非公開	文書不存在
7-0443	8月13日	8月26日	請求	(3)上記「指針」がHPなどで公開されていない場合、その理由(公開していない理由)が判別できる文書・資料等。	市長	行政経営課	非公開	文書不存在
7-0444	8月14日	8月8日	請求	8月12日の〇〇と議会事務局職員との面談について、どのようなやり取りがあったかがわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	非公開	文書不存在
7-0445	8月15日	8月28日	請求	8月12日に議会事務局と面談した際に、「市の具体的な事務事業に関する質問ではなく、回答の必要がないため、回答いたしかねます。」というコピペの回答について、「市政の問い合わせ制度でお答えする内容が、市の事務事業なのかどうかを質問ごとに判断している」との発言が次長よりありました。 令和7年4月以降で議会事務局が、「市の具体的な事務事業に関する質問ではなく、回答の必要がない」とした回答について、市の事務事業なのかどうかを質問ごとに判断していることがわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	非公開	文書不存在
7-0446	8月15日	8月29日	請求	(請求人による通し番号2508-8) (1)教育総務課課長は、「毎年度、学校事務説明会において、各学校に対しては、必要な経費については公費で支出すること、必要な予算は予算要求をおこなうことを指導している」と述べています。このことが判別できる文書・資料等。 ただし、対象期間は今年度を含めて直近の5年(度)間とします。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0447	8月15日	8月29日	請求	教育総務課課長は、「令和7年5月8日付け文書により、小中学校における適正な予算執行について発出し、学校運営に要する費用について保護者へ経済的負担を転嫁することのないよう、寄附受納に際しての留意事項を通知している」と述べています。このことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0448	8月17日	8月29日	請求	(請求人による通し番号2508-9) [資料]に基づき、教科書採択にかかる「専門部会」に関し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)本請求書受理日から見て直近の教科書採択(小学校・中学校とも)にかかる「専門部会」の開催期日および出席者の職名・氏名が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0449	8月17日	8月29日	請求	(2)教科書採択にかかる「専門部会」の委員選出についての基準や目安等が判別できる文書・資料等。教育委員会事務局内で共有されているれば、メモあるいは指導課等の内部文書・資料等でも可。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0450	8月17日	8月29日	請求	(3)2025.08.06に開催された上尾市議会文教経済常任委員会[所管事務調査]の席上、指導課長は、[資料]のとおり、教科書採択の際の「専門部会」の人選について問われ、「学校訪問などの際に人柄等を見て、これから上尾市で中心になってもらいたい、管理職になってもらいたい教員に声をかけ、専門部会に出てもらっている」と述べていますが、この発言は明らかに「学校訪問」の趣旨を逸脱しているのみならず、教育委員会事務局の職員としても問題のある発言であると請求人は考えています。 そこで、指導課長のこの発言が、指導課職員による「学校訪問」の趣旨から逸脱していない(＝適正であり、問題は無い)ことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0451	8月17日	9月4日	請求	(請求人による通し番号2508-10) 以下の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)令和6年度に「林間学校」が市内のどの小・中学校、どの学年で実施されたのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0452	8月17日	9月4日	請求	(2)令和7年度に「林間学校」が市内のどの小・中学校、どの学年で実施されたのか(または実施される予定なのか)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0453	8月17日	9月4日	請求	(3)「林間学校」に参加する児童・生徒には上尾市から1人あたり3,000円の補助が出ていると思われませんが、その補助の根拠となる文書・資料等(どうして補助をするのかが判別できる文書・資料等であること)。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0454	8月17日	9月4日	請求	(4)修学旅行については、なぜ児童・生徒(要・準要保護児童生徒を除く)に向けての補助(林間学校における児童生徒1人あたり3,000円の補助と同趣旨の補助)がされないのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0455	8月18日	9月1日	請求	上議第496号について ・起案者、決裁者がわかる文書	議会	議事調査課	一部公開	第2号
7-0456	8月18日	9月1日	請求	・「要望等記録兼報告書は職員の返答や言動の詳細を記録することを求められているものではない」ということが明記された規則、規程等	議会	議事調査課	非公開	文書不存在
7-0457	8月18日	9月1日	請求	・個々の要望ごとに「その場で要件が終了し、職員が要望者に対し改めて対応し、又は回答する必要があるもの」と等であるかどうかを判断したことがわかる文書	議会	議事調査課	非公開	文書不存在
7-0458	8月18日	9月1日	請求	・上尾市公文書管理条例第4条に違反しないかどうかを協議したことがわかる文書	議会	議事調査課	非公開	文書不存在
7-0459	8月22日	9月4日	申出	上尾市ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援業務について最優秀事業者の ①企画提案書 ②採点表 ③契約金額	市長	こども支援課	一部公開	第2号・第3号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0460	8月24日	9月26日	請求	2508-11 (1)令和5年度～令和7年度(令和7年度は本請求書受理日まで)において、上尾市内の小・中学校の学校運営協議会の中で、「上尾市学校運営協議会規則」第4条に基づき、当該校の運営全般について教育委員会又は校長に対して意見を述べたことが判別できる文書・資料等(当該意見の内容についても判別できる文書・資料等であること)。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0461	8月24日	9月26日	請求	(2)令和5年度～令和7年度(令和7年度は本請求書受理日まで)において、上尾市内小・中学校の学校運営協議会の中で、当該校の施設・設備について、老朽化や不具合などを実際に見学(現状把握)している学校運営協議会があるか否かが判別できる文書・資料等(見学・現状把握した施設等の名称を含む)。	教育委員会	指導課	一部公開	文書不存在
7-0462	8月24日	9月26日	請求	(3)前記(2)において、当該校の老朽化や不具合が学校運営協議会委員と学校側で共有できた場合、その後どのように対応したのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0463	8月24日	9月4日	請求	(4)(文末[資料1]参照)上尾小学校において、令和2(2020)年8月31日以降、本請求書受理日までの間に、『CSN(Community School News)』が発行されたことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0464	8月24日	9月4日	請求	(5)前記(4)について、『CSN』の発行が休止または中止されている場合、その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0465	8月24日	9月5日	請求	(6)【資料1】の『CSN』には、校長の発言として、「在校時間No.1→教材研究・保護者対応、資料作成、コロナ禍への対応等…教育熱心な先生方の過労が心配です」と記述されています。そこで、この『CSN』発行後、上尾小の校長として「先生方の過労が心配」であるが故に、どのような対策を講じたのか判別できる文書・資料等(後任の校長の取組みを含む)。	教育委員会	学務課	全部公開	
7-0466	8月24日	9月4日	請求	(7)上尾小学校では、【資料2】のとおり、平成31(2019)年2月5日付けの文書で「学校運営協議会委員」を保護者から公募しています。そこで、この公募制度が現在も継続しているか否かが判別できる文書・資料等(現在は保護者から学校運営協議会委員の公募を継続していない場合には、その理由が判別できる文書・資料等)。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0467	8月24日	9月5日	請求	2508-12 (1)上尾市教育委員会事務局に任用されている「指導主事」が、学校訪問が可能となる法的根拠が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0468	8月24日	9月5日	請求	2025.08.08に開催された上尾市議会文教経済常任委員会[所管事務調査]における委員から、「教科書採択の際の専門部会は、どうやって人選しているか」と問われた指導課長は「学校訪問などの際に人柄等を見て、これから上尾市で中心になってもらいたい、管理職になってもらいたい教員に声をかけ、専門部会に出てもらっている」と発言しています。そこで、この発言が正當化される法的根拠およびその解釈が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0469	8月25日	9月26日	請求	(請求人による通し番号2508-13) 「上尾市学校運営協議会規則」に関し、以下の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「上尾市学校運営協議会規則」第5条では、「協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする」と定められています。 そこで、上尾市内全小・中学校における「学校運営協議会」による対象学校の運営状況等についての評価が判別できる文書・資料等。なお、当該評価は規則で定められていることから、上尾市教育委員会として当然保有し共有していると考えられます。したがって、いたずらに期限を延長することなく、「上尾市情報公開条例」第12条第1項で定められた期限内での情報の開示をお願いいたします。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0470	8月25日	9月4日	請求	(2)「上尾市学校運営協議会規則」第12条では、「教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする」と定められています。 そこで、上尾市委員会として市内外小・中学校運営協議会委員に対して必要な研修をおこなっていることが判別できる文書・資料等で直近のもの。	教育委員会	指導課	一部公開	第7号
7-0471	8月25日	9月8日	請求	(請求人による通し番号2508-14) 以下は、上尾市のHP「上尾市の基本情報」から[審議会の会議の公開／お知らせ]を転記したものです(請求人による最終閲覧日時:2025.08.25 15:30)。 見てわかるとおり、2025年8月19日更新[会議の開催結果]として、 * 令和7年度第1回上尾市社会教育委員会議 * 令和6年度第2回上尾市社会教育委員会議 * 令和6年度第1回上尾市社会教育委員会議 以上3つの会議が並んでいます。この中の令和6年度第1回上尾市社会教育委員会議は、令和6年7月18日、つまり1年以上前に開催されている会議です。 これらの事実関係を踏まえて、後述の(1)～(4)の情報の開示を求めます。開示された文書・資料等は、面談のうえ、必要に応じてコピーさせていただきます。 (1)令和6年度第1回上尾市社会教育委員会議・令和6年度第2回上尾市社会教育委員会議・令和7年度第1回上尾市社会教育委員会議、以上3つの会議の開催結果をHPに掲載するにあたっての決裁文書。	教育委員会	生涯学習課	全部公開	
7-0472	8月25日	9月8日	請求	(2)なぜ前記(1)の3つの会議について、上尾市HPの「新着情報」[会議の開催結果]として掲載しなかったのか(下記資料参照)。その理由が判別できる文書・資料等(他の会議の開催結果は新着情報として掲載されています)。	教育委員会	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0473	8月25日	9月8日	請求	(3)なぜ前記(1)の3つの会議について、上尾市HPの教育委員会のページに掲載しなかったのか(下記資料参照)。その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0474	8月25日	9月8日	請求	(4)なぜ1年以上も前に開催された令和6年度第1回上尾市社会教育委員会議の開催結果について、今になってHPに掲載したのか、その理由が市民にも明確に判別できる文書・資料等。なお、もしも「文書不存在による非公開処分」が下された場合には、請求人は審査請求の手続きをさせていただきますので、関連文書・資料等を十分渉猟のうえ、開示していただくようお願いいたします。	教育委員会	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0475	8月25日	9月5日	請求	議事調査課8月25日回答 〇〇様への架電時の最初に「5月27日にいただいたメールに対するご回答という形で6月11日に回答差し上げてまして、一応そちらの回答をもって6月11日に改めて確認のご連絡をいただいたものに対する回答ということにさせていただければ」と説明させていただいた、ということがわかる電話の録音データを請求致します。	議会	議事調査課	非公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0476	8月27日	9月10日	請求	9月1日から市議会に関する問い合わせなどは、「市政への問い合わせ制度」ではなく、市議会ホームページに設置する専用フォーム等で受け付けることとなるが、運用のルールは8月25日の委員会で決定することとした。 8月25日の委員会でどのように運用のルールを決定したか、その経緯がわかる文書、及び市議会の運用ルールがわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	全部公開	
7-0477	8月28日	9月1日	請求	(請求人による通し番号 2508-15) 上尾市のHPIに記載されている「市長行動記録」および「交際費明細書」に関連して、後述の(1)～(10)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、項目により、公開する文書・資料等が重複する場合はその旨ご指示ください。 (1) 2025年7月10日にかかる「市長行動記録」および「7月分交際費明細書」については、次のように公表されています。 そこで、畠山市長が出席した「民生委員・児童委員委嘱状伝達式」の滞在時間(何時に到着して何時までいたのか)が判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在
7-0478	8月28日	9月11日	請求	(2)前記(1)の3件の伝達式・懇談会・総会以外の2025年7月10日の市長の公務が何であったかが判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0479	8月28日	9月11日	請求	(3)出席した順序は不明ですが、畠山市長は2025年7月10日に「あげお古紙リサイクル協議会令和7年度総会」で5,000円、「上平地区自治会連合会懇談会」で4,000円、それぞれ市の公金が交際費として支出されています。 「上尾市交際費支出基準」では総会、研修会及び懇談会等で飲食を伴うもの」について市の公金(交際費)を支出するとなっておりますが、総会、研修会及び懇談会が同じ日に連続した場合においても公金が支出できることが判別できる文書・資料等。なお、本項目が「文書不存在により非公開」の処分とされた場合には、請求人は「同じ日に総会、研修会及び懇談会等が連続する場合に市の公金(交際費)を支出する根拠は認められない」と判断いたします。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0480	8月28日	9月11日	請求	(4)「あげお古紙リサイクル協議会令和7年度総会」において、なぜ市の公金(交際費)を5,000円支出しなければならないのかが判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	一部公開	第2号
7-0481	8月28日	9月4日	請求	(5)前記(4)で飲食を伴う場合、「どこで」「どのくらいの時間」飲食をしたのか、および同行した市の職員の有無が判別できる文書・資料等。	市長	環境政策課	非公開	文書不存在
7-0482	8月28日	9月4日	請求	(6)「あげお古紙リサイクル協議会令和7年度総会(飲食を伴う場を含む)」において、市長が「要望」等を受けた場合、その要望の内容およびその要望についてのその後の対応が判別できる文書・資料等。	市長	環境政策課	非公開	文書不存在
7-0483	8月28日	9月11日	請求	(7)「上平地区自治会連合会懇談会」において、なぜ市の公金(交際費)を5,000円支出しなければならないのかが判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	一部公開	第3号
7-0484	8月28日	9月11日	請求	(8)前記(7)で飲食を伴う場合、「どこで」「どのくらいの時間」飲食をしたのか、および同行した市の職員の有無が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0485	8月28日	9月11日	請求	(9)「上平地区自治会連合会懇談会(飲食を伴う場を含む)」において、市長が「要望」等を受けた場合、その要望の内容およびその要望についてのその後の対応が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	一部公開	第2号・第3号
7-0486	8月28日	9月10日	請求	(10)2025年7月10日の「公用車(市長が使用した公用車)運転日報」または同趣旨の文書・資料等。なお、「公用車運転日報」を情報公開請求すると、開示された資料の多くは文字が不鮮明であったり、あるいは数字の未記入や全体的な不備が見られます。そうすると市民が検証不能になってしまいますので、正確で鮮明な文書・資料の開示をお願いいたします。	市長	総務課	全部公開	
7-0487	8月28日	9月11日	請求	(請求人による通し番号 2508-15) 上尾市のHPIに記載されている「市長行動記録」および「交際費明細書」に関連して、後述の(1)～(10)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、項目により、公開する文書・資料等が重複する場合はその旨ご指示ください。 (1) 2025年7月10日にかかる「市長行動記録」および「7月分交際費明細書」については、次のように公表されています。 そこで、畠山市長が出席した「上平地区自治会連合会懇談会」の滞在時間(何時に到着して何時までいたのか)が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0488	8月28日	9月4日	請求	(請求人による通し番号 2508-15) 上尾市のHPIに記載されている「市長行動記録」および「交際費明細書」に関連して、後述の(1)～(10)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、項目により、公開する文書・資料等が重複する場合はその旨ご指示ください。 (1) 2025年7月10日にかかる「市長行動記録」および「7月分交際費明細書」については、次のように公表されています。 そこで、「あげお古紙リサイクル協議会令和7年度総会」の滞在時間(何時に到着して何時までいたのか)が判別できる文書・資料等。	市長	環境政策課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0489	8月29日	9月12日	請求	(請求人による通し番号2508-16) 本請求書は、市長が公約を達成したとして上尾市のHPに掲載している「全国初、英語の地域クラブ(イングリッシュサロン)」という記述が虚偽の可能性があると疑念から情報公開請求をおこなうものです。開示の際は、面談のうえ開示された文書・資料を閲覧し必要に応じてコピーを取らせていただきます。 【事実関係①】上尾市のHP掲載資料 以下は上尾市HP「市長のページ」に掲載されている「市長公約(2期目3年目)」に係る上尾市の取組状況」の内、「子育て世代が頑張れるまち」からの引用です。 この中に、以下の記述があります。 【事実関係②】「政策企画提案概要調書」より 上尾市の「イングリッシュサロン」とは、もともと政策企画提案制度により実施された企画です。「政策企画提案概要調書」には次の記述があります。 「事業実施の効果」に「埼玉県内で初の英語に係る地域クラブの設立であり…」との記述がされています。また、「事業実施スケジュール」には、令和6年度の4月以降のスケジュールが記載されています。 【事実関係③】請求人の調べによる資料 請求人が検索したところ、すぐに次の資料があることがわかりました。参照URL https://ikomaengi1she1ub.blog.spot.com/ このとおり、生駒市では2023年11月から「新たな地域クラブ」として市内小・中学生を対象にした英語クラブの活動をおこなっています。 【事実関係①～③から導き出される結論】 【事実関係①】で市長が「全国初」と強弁しても、【事実関係②】の「政策企画提案」で提案者自らが「埼玉県内で初(＝全国初ではない)」と述べていること、また、【事実関係③】で、奈良県生駒市では2023年11月から「新たな地域クラブ」として英語クラブを立ち上げていることから、市長の公約実現としての「全国初、英語の地域クラブ(イングリッシュサロン)」という記述は明らかに虚偽ということになります。 そこで、上記【事実関係①～③から導き出される結論】を覆すだけの根拠(＝上記の上尾市HPの記述が正しいとする根拠)が判別できる文書・資料等の開示を求めます。	市長	指導課	全部公開	
7-0490	8月30日	取下げ	請求	上議第564号 令和7年8月29日 【回答】 なお、本人に話を聞いた上で、対応については必要な指導を行っております。 上記の回答「本人に話を聞いた上で、対応については必要な指導を行っている」ということがわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	取下げ	
7-0491	8月30日	取下げ	請求	上議第534号 令和7年8月28日 【件名】 議会事務局の対応について 【回答】 「議長としての見解」については回答の必要がないため、回答いたしかねます。 また、「この質問を議員全員に周知した日時」については、市の具体的な事務事業に関するご質問でなく回答の必要がないため、回答いたしかねます。 上記の回答について、起案者、決裁者がわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	取下げ	
7-0492	8月29日	9月8日	請求	道路取扱い方針記録簿 平成12年度No13の上尾市上町一丁目973番地先の私道の取り扱いについて	市長	建築安全課	全部公開	
7-0493	9月2日	9月16日	請求	公文書非公開決定通知書 上議第555号 令和7年8月28日 上記の通知書について、起案者、決裁者がわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	全部公開	
7-0494	9月2日	9月12日	請求	学校教育部次長 島田 栄一 氏 回答(9月2日) 職員に対しては、引き続き、地方公務員法等に基づき指導してまいります。 以上回答とさせていただきます。 上記の回答の通り、学校教育部次長が教育センターの石橋氏に対し地方公務員法等に基づき指導したことがわかる文書を請求致します。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0495	9月2日	9月16日	請求	上議第551号、上議第552号について、起案者、決裁者がわかる文書を請求致します。	議会	議会総務課	全部公開	
7-0496	9月2日	9月16日	請求	(請求人による通し番号2509-1) 2025年8月の土曜日に上尾市内の公民館(4か所)において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 2025年8月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳(それぞれの日程について、小学生0名・中学生0名)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0497	9月2日	9月16日	請求	(2) 上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」および市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのかが判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0498	9月2日	9月16日	請求	(3) 上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるか否かが判別できる文書・資料。 なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているのかが判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0499	9月3日	9月16日	請求	(1) なぜ【資料1】を【資料2】に修正したのかが判別できる文書・資料等(とりわけ、「定員25名」の削除の理由が判別できる文書・資料等)。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0500	9月3日	9月17日	請求	(2) 【資料1】および【資料2】それぞれについて、HPに記載するにあたっての決裁文書。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0501	9月3日	9月18日	請求	(3) 【資料3】は、情報公開請求をしなれば公開されない資料ですが、これによれば、7月の最も参加者が多かった日(7/5)は、4会場で47名の美参加者であったことが判別できます。 一方、2025.09.03更新の上尾市HP(教育委員会のページ)には、次の文言が掲載されています。「今年度は80名を超える参加申し込みがあり、各会場10から20名程度の市内中学生が外国人ALTと日本人コーディネーターのもと、楽しく活動をしています。」これについて、請求人はごく普通に考えて80名という人数は「美数」であると考えています。そこで、この文言の中の「今年度は80名を超える参加申し込みがあり」が事実であることが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0502	9月3日	9月19日	請求	(4) 今年度のイングリッシュサロンについて、小学生の参加を認めているのか否かが判別できる文書・資料等(小学生の参加を認めていない場合には、その理由が判別できる文書・資料等であること)。	教育委員会	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0503	9月3日	9月20日	請求	(5)【資料4】は、請求人による「市長への政策提言」に対する市長の「回答」と称するものですが、請求人の政策提言についての「回答」と思われる部分は、「毎月の公民館別参加者数の公表は考えておりません」のみの文言となっています。つまり、実際には何らの理由も示されていません。 市長および担当課によるこうした「回答」と称するものを示すことは、事実に基づき一生懸命考えたうえで政策提言している市民に対して、極めて礼を失した対応であると請求人は考えています。 この政策提言にあたり、請求人は、政策提言の理由を(1)～(4)まで挙げたうえで提言していますが、市長の「回答」と称するものには、請求人の提言理由について全く言及していません。 そこで、「なぜ、イングリッシュサロンの公民館別参加者数を公表しないのか」についての、担当課すなわち指導課としての理由が判別できる文書・資料等	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0504	9月3日	9月16日	請求	いつもお世話になりありがとうございます。 以下の資料の開示をお願いします。 1 地下タンク貯蔵所 給油取扱所 一般取扱所における地下貯蔵タンクを有する施設一覧 上記の設置者名 住所 電話番号 をお願いします。	消防長	予防課	一部公開	文書不存在
7-0505	9月3日	9月16日	請求	2 直接埋設1重殻タンク一覧 上記の設置者名 住所 電話番号 をお願いします。	消防長	予防課	一部公開	文書不存在
7-0506	9月4日	9月17日	請求	(請求人による通し番号 2509-3) 上尾市のHP に以下の記載がされています。このことに関して、後述の(1)～(3)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「市長への政策提言制度運用要領」について、「令和7年9月1日付け一部改正を行いました」と記載されていますが、どこがどう改正されたのか、また、改正の理由が判別できる文書・資料等(決裁文書等を含む)。	市長	広報広聴課	全部公開	
7-0507	9月4日	9月17日	請求	(2)「市政への問い合わせ制度運用要領」について、「令和7年9月1日付け一部改正を行いました」と記載されていますが、どこがどう改正されたのか、また、改正の理由が判別できる文書・資料等(決裁文書等を含む)。	市長	広報広聴課	全部公開	
7-0508	9月4日	9月17日	請求	(3)上記(1)・(2)について、令和7年9月1日付けで改正されたことが「新旧対照表」などで市民に公表されていることが判別できる文書・資料等(公表されている場合、どこに掲載されているのかも含めて)。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0509	9月7日	9月19日	請求	(請求人による通し番号2509-4) 以下の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、面談のうえ、資料を開覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1)教職員の働き方改革に関連して、上尾市教育委員会は「令和6年度から、最早上校時間を原則午前7時30分、最遅退校時間を原則午後7時30分と設定している」と市民に説明しています【資料1】。 また、校長会議においても、「最早上校時刻小中7時30分 最遅退校時刻小中19時30分」と説明しています。【資料2】 しかしながら、実際には、上尾小学校では、「※少なくとも朝は7時以降の入校!」【資料3】あるいは、「最早上校時刻…7時 最遅退校時刻…19時 ※上尾市が推奨している小学校の時刻設定です」【資料4】など、明らかに上尾市教育委員会(事務局)の説明や方針とは異なった内容を「校長室だより」で職員に伝えています(見方によっては、校長が市教委の説明や方針を著しく軽視しているとも言えます)。 そこで、請求人による情報公開請求の結果、こうした上尾小での対応(すなわち、市教委の説明や方針とは異なった内容を職員に伝えているということ)が判明して以降、上尾市教育委員会として、上尾小学校の校長に何らかの指導をしたことが判別できる文書・資料等	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0510	9月7日	9月19日	請求	(2)教育委員会定例会で採択された『上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針(令和7年9月1日～令和10年8月31日)』では、「原則最早上校時刻午前7時30分、最遅退校時刻午後7時30分を推進します。(市教委・学校)」とされています。しかしながら、上述のように、学校によっては、校長による恣意的な方針の逸脱がおこなわれるのではないかと懸念が生じます。 そこで、このような懸念を払拭するために、上尾市教育委員会(事務局)としてどのように対応するのか(＝本請求書で言及した上尾小校長のような逸脱行為が明らかになった場合にどうするのか)が判別できる文書・資料等	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0511	9月10日	9月16日	請求	(請求人による通し番号2509-5) 学校運営協議会に関し、後述の(1)～(4)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)令和6年10月2日に上尾公民館で開催された「令和6年度上尾市コミュニティ・スクール研修会」で配布された資料一式。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0512	9月10日	9月16日	請求	(2)上記(1)の研修会に出席した学校がどこなのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0513	9月10日	9月16日	請求	(3)上記(1)の研修会の出席者にアンケート等を取っていた場合、その結果が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0514	9月10日	9月16日	請求	(4)「令和7年度上尾市コミュニティ・スクール研修会」の開催(予定)文書。	教育委員会	指導課	一部公開	第7号
7-0515	9月11日	9月25日	請求	(請求人による通し番号2509-6) 大石小学校の「ひだまりルーム」【資料1】、および関連する【資料2】(SSR資料)に関連し、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料1】により、同じ教室であるにも関わらず、曜日によって部屋の名称も開設時間帯も異なることが読み取れますが、児童・保護者の理解不足という懸念や、場合によっては混乱するのではないかと考えられます。そのことを避けるために、「当該教室の表示(掲示)はどうするのか」、あるいは児童や保護者に何らかの連絡をしたと思われるが、そのことが判別できる文書・資料等、ただし、引用した【資料1】(『学校だより2025年9月号』)を除きます。	教育委員会	教育センター	全部公開	
7-0516	9月11日	9月25日	請求	(2)請求人が示した【資料2】は、市民(本請求書における請求人とは異なる市民)が情報公開請求の結果入手した資料(各学校のSSR資料の内、大石小関連部分)ですが、市の「サポートルームティーチャー」については、請求人の理解では市から報酬が支払われているため、「ボランティア」ではないと考えられます。それにもかかわらず、【資料2】の備考欄には「学校応援団のボランティアによる週1日開設」との説明がされています。その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育センター	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0517	9月11日	取下げ	請求	請求人と上尾市広報広聴課とのR7.7.19以降のメールのやり取り	市長	広報広聴課	取下げ	
7-0518	9月11日	取下げ	請求	請求人と上尾市職員課とのR7.7.19以降のメールのやり取り	市長	職員課	取下げ	
7-0519	9月11日	9月25日	請求	上議第568号について、起案者、決裁者がわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	全部公開	
7-0520	9月14日	9月25日	請求	(請求人による通し番号2509-7) 上尾市HPIに[令和7年8月5日「上尾の魅力発信」に係る市長座談会を開催しました](2025年9月8日更新)の記事が掲載されています。 この記事に関連し、後述の(1)～(5)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)この記事には、「市内で情報発信や魅力づくりに積極的に取り組まれる、須田商店専務取締役の須田悦正様、株式会社ビー・ワイッシュ 代表取締役の長沼大策様、株式会社マミラス代表取締役の市倉育江様、パブリシंक株式会社代表取締役の林博司様の4名にお越しいただきました。」とあります。 そこで、この4名の人選方法についての詳細が判別できる全ての文書・資料等(公券であるのか、それとも市から指名または依頼したのか判別できる文書・資料等であること)。	市長	広報広聴課	全部公開	
7-0521	9月14日	9月25日	請求	(2)上記(1)に関連して、座談会の人選が市から指名または依頼したのである場合、他の商店や企業等にも声をかけたのか否かが判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0522	9月14日	9月25日	請求	(3)この記事を上尾市HPIに掲載することについての決裁文書。	市長	広報広聴課	全部公開	
7-0523	9月14日	9月25日	請求	(4)この記事の「市長座談会」の記録。	市長	広報広聴課	全部公開	
7-0524	9月14日	9月25日	請求	(5)この記事の市長座談会の出席者は、『広報あげお』や、市民活動支援センターの情報誌で紹介されたり、あるいは、あげお未来創造市民会議委員であったり、ふるさと納税やシテイプロモーション事業などを通じて地域活性化に貢献し、市民の地域愛着を高める施策や研修を行っている方など、いずれも上尾市と親和的と思われる方たちではないかと請求人は考えています。そこで、なぜ「市内で情報発信に取り組んでいる普通の上尾市民」を座談会の出席者としていないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0525	9月15日	9月29日	請求	(請求人による通し番号2509-8) 【資料1】～【資料5】等に基づき、2025年7月10日の畠山市長の行動および市の交際費に関連し、後述の(1)～(5)の情報の開示を求めます。 開示の際は、面談のうえ必要に応じてコピを取らせていただきます。 (1)上記の【資料】から判別できる事実関係として、上平地区自治会連合会懇談会の会場は「カラオケ喫茶エトワール」(以下、「エトワール」)であり、市から交際費(=市の公金)が支出されていることが明らかになっています。 また、上平地区自治会連合会の事務局は、上平支所内にあり、市の職員が担当していることも判明しました。 そこで、2025.07.10の上平地区自治会連合会懇談会の会場を「エトワール」に決定した経緯が判別できる全ての文書・資料等(このことについて、メール等のやりとりがあれば、それも含めることをお願いします)。	市長	市民協働推進課	非公開	文書不存在
7-0526	9月15日	9月29日	請求	(2)「エトワール」で2025.07.10に開かれた上平地区自治会連合会懇談会に参加した上尾市職員の職・氏名が判別できる文書・資料等。	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号
7-0527	9月15日	9月29日	請求	(3)上記【資料3】は、上尾市交際費支出基準ですが、第5条第2項では次のように定められています(下線は請求人によります)。市交際費は、その支出内容や金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮して執行するとともに、その適正な執行のため、支出区分、支出対象及び支出額について適宜見直しを行うものとする。 請求人は、上述の事実関係(とりわけ、「懇談会」と称する宴席がカラオケ喫茶で開催されていること)からも、2025.07.10の上平地区自治会連合会懇談会への市交際費4,000円については、市民感覚に合致したものでないと考えています(というよりもむしろ、上述の市交際費の支出については、強い疑念が生じています)。そこで、上尾市として、2025.07.10の上平地区自治会連合会懇談会への市交際費4,000円の支出については、市民感覚に合致した適正な支出であり、問題は無いことが市民に合理的に説明できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0528	9月15日	9月25日	請求	(4)【資料2】・【資料4】により、上述の2025.07.10の上平地区自治会連合会懇談会には、畠山稔市長は17:30-19:30まで「エトワール」に滞在し、その後、市の公用車(クラウンマジェスタ)は市役所に戻っています。 そこで、19:30-21:45の2時間15分間の市長および公用車の動きが判別できる文書・資料等。	市長	総務課	非公開	文書不存在
7-0529	9月15日	9月25日	請求	(5)【資料5】の写真からは、「エトワール」には駐車場が見当たりません。そこで、17:30-19:30までの間、市の公用車(クラウンマジェスタ)はどこにいたのが判別できる文書・資料等。	市長	総務課	非公開	文書不存在
7-0530	9月15日	9月25日	請求	(請求人による通し番号2509-9) 【資料】に基づき、情報公開請求いたします(電子交付にてお願いいたします)。 上記文書は県教委宛てに発出されており、「域内の各市区町村防災担当課と所管の学校(各市区町村教育委員会)との学校給食施設等の活用に係る調整・検討状況」の提出が求められています。 そこで、上尾市と埼玉県の間で、このことについてのやり取りが判別できる文書・資料等。	市長	危機管理防災課	全部公開	
7-0531	9月15日	9月29日	請求	(請求人による通し番号2509-10) 以下の「8月分交際費明細書」と「上尾市交際費支出基準(別表)」に關し、後述の(1)～(6)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「8月分交際費明細書」が公表されており、「上尾市交際費支出基準」の別表には、「弔慰」については「原則として1万円以内の額」と記載されています。 そこで、「民生委員ご主人葬儀香典」について5,000円とした根拠が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0532	9月15日	9月29日	請求	(2)市民にHPで公表する際に、「ご主人」という表現をした理由が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0533	9月15日	9月29日	請求	(3)令和5年度以降の「弔慰」では、「上尾市国民健康保険運営協議会委員」「自治会長」など、本人と思われる方への香典も散見されます。 一方、家族関係については「ご母堂」「ご尊父」「実父」「ご主人」と表現されています。そこで、これらの表現は何に基づいているのかが判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0534	9月15日	9月29日	請求	(4)上記「弔慰」の内、民生委員や審議会委員等の「妻」への「弔慰」についてはどのように対応しているのか、また、その場合の表現(「配偶者」「妻」などの呼称)はどうしているのか判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	全部公開	
7-0535	9月15日	9月29日	請求	(5)市交際費の内、どのようにして「弔慰」のために香典を支出する必要があると判断するのか判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	全部公開	
7-0536	9月15日	9月29日	請求	(6)請求人は、「8月分交際費明細書」の「ご主人」という表現については、「ご主人＝男性」「奥様＝女性」という前提が含まれており、ジェンダー平等の観点から不適切であると考えています。この点についての上尾市長の見解が判別できる文書・資料等。なお、もしもこの項目について「文書不存在による非公開処分」あるいは、非公開決定通知書の備考欄に何らの説明が無い場合、現市長はこのことについて何らの見解も有していないと判断いたします。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0537	9月16日	9月29日	請求	(請求人による通し番号2509-11) 以下の【資料】に基づき、後述の(1)～(5)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)公表されている「市交際費」の内訳を見ると、令和5年10月以降、それまでの「慶祝」が「会費」に変更されています。その理由が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	全部公開	
7-0538	9月16日	9月29日	請求	(2)請求人は、コロナ禍以降の社会情勢の変化や、事実関係の把握が難しい(本人が言わない場合も多い)ことから、「弔慰」については市民感覚に合致していないと考えています。そこで、「弔慰」が必要な理由が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0539	9月16日	9月29日	請求	(3)「見舞い」として「市交際費」を支出した直近の例(令和5年9月以前も含む)および「見舞い」が必要な理由が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0540	9月16日	9月29日	請求	(4)「協賛」として「市交際費」を支出した直近の例(令和5年9月以前も含む)および「協賛」が必要な理由が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0541	9月16日	9月29日	請求	(5)「その他」として「市交際費」を支出した直近の例(令和5年9月以前も含む)が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0542	9月16日	10月30日	請求	(請求人による通し番号 2509-12) 「総会、研修会及び懇談会等で飲食を伴うもの」として支出した「市交際費」について、「飲食を伴う」場(会場)がどこであったのかが判別できる文書・資料等の開示を求めます。対象期間は令和5年10月以降、本請求書受理日までとし、「飲食を伴う」ということで支出したすべての市交際費を対象とします。 ただし、【参考資料】の2025年7月10日の上平地区自治会連合会懇談会については、別途情報公開請求により、懇談会会場は「カラオケ喫茶 エトワール」であることが判明しているため除きます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	市長	秘書政策課	一部公開	第2号・第3号
7-0543	9月16日	9月30日	請求	3月3日に子育て世帯訪問支援事業、上尾市オンラインサロン事業の問題点を指摘し議会で調査するよう要望したところ、4月16日に「要望内容に対し、代表者会議では、令和6年度の事業については、9月に開催する決算特別委員会で審査しますと意見をいただいている」との回答がありました。 上記の要望内容に対し、9月の決算特別委員会で審査がされたことがわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	非公開	文書不存在
7-0544	9月17日	9月24日	申出	いわゆる新型コロナウイルス予防接種ワクチン接種が開始された月から本請求日までの間における全住民の以下の情報すべて。 (未接種者も含む) 1生年月日または接種時点の年齢(1歳刻みが無理なら10歳刻み) 2性別 3死亡している場合その死亡日、または死亡日が出せないなら最後の接種から死亡までの日数(全て1日刻みが無理なら0から7日後1日刻みでそのあとは7日刻み、それが無理なら0から2日後と3から7日後に分けてその後は7日刻み、それが無理なら全て7日刻み。) 4転出している場合の転出日(「接種開始後の転出歴がある住民は開示対象から除く」という扱いでも可。転入日についても同様) 5転入している場合の転入日	市長	健康増進課	非公開	文書不存在
7-0545	9月17日	9月30日	請求	(請求人による通し番号2509-13) 上尾市HPに(9月10日更新)として、「第67回上尾市民体育祭を開催します!」という記事が掲載されています。そのポスター(【資料1】・【資料2】)に掲載されている〇〇氏関連の記述について、後述の(1)～(5)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)第67回上尾市民体育祭の「スペシャルゲスト」氏に対して、上尾市から何らかの対価(例:出演料または講師謝礼としての報償費など)が支払われる予定なのか否かが判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	全部公開	
7-0546	9月17日	9月30日	請求	(2)上記(1)で、〇〇氏に対して何らかの対価が支払われる場合、予算化がされていると思われます。そのことが令和7年度上尾市の予算書に計上されていることが判別できる文書・資料等(公表されている予算書のページ、項目など)。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0547	9月17日	9月30日	請求	(3)上記(1)で、〇〇氏に対して何らかの対価が支払われる場合、支払うための拠拠が判別できる文書・資料等。ただし、予算化されているというだけでなく、支払う理由そのものが判別できる文書・資料等であること。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0548	9月17日	9月30日	請求	(4)今までの情報公開請求により、〇〇氏に支払われる「ギャラ」は、その時その時で異なっていることを請求人は了知しています(ある時は10万円、別の時は5万円など)。上記(1)で〇〇氏に何らかの額が支払われる場合、〇〇氏についての「支払い基準」(または同僚等の基準や目安)の有無が判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0549	9月17日	9月30日	請求	(5)【資料2】で、〇〇氏の画像の右下に何らかの記述があることが判別できます。これは著作権の関係の表示ではないかと請求人は推量しますが、何と書いてあるのか、また、掲載した理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0550	9月20日	10月3日	請求	8月12日の〇〇と議事調査課長との面談の際、「コンプライアンス審査会」を改善するよう所管する部署に伝えて欲しいと要望したことについて、議事調査課長が所管する部署にどのように伝えたかがわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0551	9月21日	10月3日	請求	(請求人による通し番号2509-14) (1)上尾市において現在実施されている「イングリッシュサロン」(以下、SE)が『令和7年度 上尾市行財政3か年実施計画』(以下、この項目においては『3か年実施計画』と略記)に位置づいているかが判別できる文書・資料等(『3か年実施計画』に位置づいている場合は、事業名が判別できる文書・資料等であること)。なお、ESについては、別途情報公開請求の通知書受領の際に、「ESは英語教育ではない」旨指導課職員から説明を受けていることから、『3か年実施計画』の1-10には位置つかないものと請求人は考えていることを申し添えます。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0552	9月21日	10月3日	請求	(2)『令和7年度 上尾市行財政3か年実施計画』のP20の「5-1 学校施設更新計画推進事業」の、令和8年度1,076,525(千円)、及び令和9年度3,166,996(千円)の内訳(積算)額が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課新しい学校づくり推進室	全部公開	
7-0553	9月22日	10月6日	請求	9月22日に教育センター職員と面談した際に、公文書一部公開決定通知書(上教セ第642号)で特定した文書、「対応回数一覧表」以外に、「Aの心理的不安を把握する。そして、Aに寄り添いながら、その解決や解消を図っていく。」ことを心理士あるいは担当者が行っていたことがわかる文書を保有しているとのことですので、その文書を請求致します。	教育委員会	教育センター	一部公開	第2号
7-0554	9月22日	10月6日	請求	9月22日に教育センター職員と〇〇が面談した際に、どのような要望、指摘等があったかを記録した文書を請求致します。	教育委員会	教育センター	一部公開	第2号
7-0555	9月24日	10月6日	請求	令和6年6月に採択された上尾市の上不登校対策に関する請願で、「1.フリースクール等不登校児童生徒の支援を行う居場所の利用者への経済的支援を行うこと2.経済的支援の検討および運用に当たっては、上尾市上不登校対策推進委員会やその他の協議の場において、不登校児童生徒の支援に取り組む民間団体等の意見を聴取・反映する環境を整備すること」を請願しましたが、その請願に対し教育委員会がどのように対応し、どのような成果を出したかがわかる文書を請求致します。	教育委員会	教育センター	全部公開	
7-0556	9月26日	10月6日	請求	仲町公民館の利用申込み、利用料金、利用受付(利用優先順位を含む)等に関する規則、ルール等の記載されたもの一切	市長	市民協働推進課	非公開	文書不存在
7-0557	9月26日	10月6日	請求	仲町公民館の建設、維持、管理等にあたり、上尾市より交付された補助金、助成金、実施された融資制度等の「公的支援」に関する事項が記載されたもの一切	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号
7-0558	9月26日	10月10日	請求	9月26日の〇〇と議会事務局職員との面談について、どのようなやり取りがあったかがわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	一部公開	第2号
7-0559	9月29日	10月8日	請求	太平洋中学校・平方東小学校校舎等更新設計に係るアンケート調査(内容及び結果)	教育委員会	教育総務課新しい学校づくり推進室	全部公開	
7-0560	9月29日	10月9日	請求	(請求人による通し番号2509-15) 2025年9月の土曜日上尾市内の公民館(4か所)において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)2025年9月上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数が判別できる文書・資料等	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0561	9月29日	10月9日	請求	(2)上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」及び市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのが判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0562	9月29日	10月9日	請求	(3)2025年9月上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』の参加者数をHP等で公表したほうが参加生徒や保護者にとっては利便性が高いと思われる。それにもかかわらず、なぜ参加者数をHP等で公表しないのか、その合理的な理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0563	9月30日	10月10日	請求	(請求人による通し番号2509-16) 以下の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)上尾市教育委員会教育長の 2025(令和7)年9月および10月の勤務の状況が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0564	9月30日	10月10日	請求	(2)上記(1)については、月別の予定表が開示されると思われます。それに加えて、9月26日の教育長の勤務実態の詳細が判別できる文書・資料等。もしも月別予定表のみが開示されるのであれば、上尾市情報公開条例第26条に基づき、決定通知書の備考欄に「9月26日はどのような勤務であったのか」についての情報提供の記載をお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0565	9月30日	10月14日	請求	令和7年3月定例会 ー 02月21日 議案質疑 議案第48号 教育長再任についての市長答弁について、答弁書の作成過程及び起案者、決裁者がわかる文書を請求致します。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0566	9月30日	10月10日	請求	(請求人による通し番号2509-17) 以下の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)上尾市長の2025(令和7)年9月および10月の勤務の状況が判別できる文書・資料等(予定表等)。ただし、公表されている「市長の行動の記録」よりも詳細な(時系列での)勤務の状況が判別できる文書・資料等であること。	市長	秘書政策課	全部公開	
7-0567	9月30日	10月10日	請求	(2)上記(1)について、とりわけ、9月26日の午後についての勤務実態の詳細が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0568	10月1日	10月14日	請求	(請求人による通し番号2510-1) 【資料1】・【資料2】に関連して、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料1】・【資料2】により、「各課ごとの人当たり時間外労働時間一覧」に記載されている対象職員は、「管理職を除く正規(本採用)職員」であることがわかりました。そこで、【資料1】の各所属別の「対象職員数」および「時間外労働時間数が多い上位3人程度の時間数」がそれぞれ判別できる文書・資料等。	市長	職員課	一部公開	文書不存在
7-0569	10月1日	10月14日	請求	(2)【資料1】に算定されていない職員の内、各課ごとの課長・次長・部長の時間外勤務の状況が判別できる文書・資料等。	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0570	10月1日	10月14日	請求	(3)時間外勤務の縮減を目的として市役所内に設置されている(例)「働き方改革推進委員会」あるいは「時間外勤務削減対応委員会」または「時間外勤務の縮減に向けた上尾市職員の懇談会」など(名称は問わない)が設置されているか否かが判別できる文書・資料等。	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0571	10月1日	10月14日	請求	(4)前記(3)で、時間外勤務の縮減を目的として市役所内に委員会・懇談会などが設置されている場合、その会合における直近の資料。	市長	職員課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0572	10月1日	10月7日	申出	昭和61年度確認申請受付台帳No.215(上1126～15)	市長	建築安全課	一部公開	第2号
7-0573	10月1日	10月15日	請求	(請求人による通し番号2510-2) 令和7年9月議会において、湯本華奈子氏が教育委員として同意されました。 湯本氏については、下記【資料】から、現在もなお上尾市立上平北小学校の学校運営協議会委員にも就任していると思われます。この事実から、請求人は、市民として、「わざわざ学校運営協議会委員を教育委員に据える必然性があるのでしょうか？ 上尾市には他に適当な人材はいないということですか？そもそも、20年以上にわたり「全員一致・異議無し」という状況では、教育委員の人数は法定の4人で良いのでは？」と考えざるを得ません。そこで、次の(1)～(4)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在による非公開処分」とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条により、市民に対して丁寧な説明と情報の提供をお願いいたします。 (1) 上記の事実等を踏まえたうえで、「上尾市の教育委員である湯本華奈子氏が、特定の学校(上平北小学校)の学校運営協議会委員を兼ねることが何らの問題も無い」ことが判別できる文書・資料等の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在による非公開処分」とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条により、市民に対して丁寧な説明と情報の提供をお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0574	10月1日	10月15日	請求	(2) 市長が湯本華奈子氏を教育委員に就任させることについて議会の同意を得るにあたっての経緯が判別できる文書・資料等(教育委員会とのやり取りなどの証拠書類等)。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0575	10月1日	10月15日	請求	(3) 湯本華奈子氏はこのまま上平北小の学校運営協議会委員を継続するのか否かが判別できる文書・資料等。なお、もしも同校の学校運営協議会委員を辞任した(する予定を含む)のであれば、その経緯(辞任の理由を含む)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0576	10月1日	10月15日	請求	(4) 湯本華奈子氏が「上尾市長の被選挙権を有する者で、かつ、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有するもの」であることが市民に合理的に説明できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0577	10月3日	10月17日	請求	議事調査課職員が6月27日の電話で、決裁が完了していないと説明した「補記」の起案書がいつ作成されたかがわかるデータ、記録等を請求致します。	議会	議事調査課	非公開	文書不存在
7-0578	10月6日	10月20日	請求	(請求人による通し番号2510-3) 令和7年上尾市教育委員会9月定例会において「議案第45号上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」が「全員一致・異議無し」で原案のとおり決定しました。このことに関して、【資料】に基づき後述の(1)～(10)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 今回の上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、市教委として市内各校長にどのように伝えたのが判別できる文書・資料等(校長会における資料等が想定されます)。	教育委員会	学務課	全部公開	
7-0579	10月6日	10月20日	請求	(2) 今回の上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、市内の4校(上尾小・大石小・上尾中・大谷中)において校長が所属職員にどのように伝えたのが判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	全部公開	
7-0580	10月6日	10月20日	請求	(3) 「上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」は、令和7年10月1日から施行とされています。そこで、【資料】記載の(2)に関連して、上尾小・大石小・上尾中・大谷中の4校において、「コアタイム」がどのように設定されているかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0581	10月6日	10月20日	請求	(4) 【資料】記載の(3)において、始業時刻が朝の5時00分になると想定されるのはどのような場合であるのが判別できる文書・資料等。ただし、上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する案を作成した市教委として保有している文書・資料等であること。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0582	10月6日	10月20日	請求	(5) 【資料】記載の(3)において、終業時刻が夜の22時00分になると想定されるのはどのような場合であるのが判別できる文書・資料等。ただし、上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する案を作成した市教委が保有している文書・資料等であること。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0583	10月6日	10月20日	請求	(6) 【資料】記載の(4)において、「8時間を超える勤務時間を割り振る日は、休憩時間は60分与えなければならない」とされていますが、与えられた休憩時間について実際に取ることが担保されていることが判別できる文書・資料等。 ただし、市教委および上尾小・大石小・上尾中・大谷中の各校長が作成または保有している文書・資料等であること。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0584	10月6日	10月20日	請求	(7) 【資料】記載の(4)において、「休憩時間を与えなければならない」とされていますが、職員が休憩時間を取るには、男女別の独立した休憩室があることが必須条件です。そこで、上尾小・大石小・上尾中・大谷中の各校に「男女別の独立した 休憩室」があるかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0585	10月6日	10月20日	請求	(8) 【資料】記載の(4)において、「休憩時間を与えなければならない」とされていますが、休憩時間であるにもかかわらず、部活の活動時間と重なり、しかも校長の職務命令により部活の顧問に充てられている場合など、明らかに法律違反が認められる場合があると思われます。 そこで、休憩時間であるにもかかわらず、部活の活動時間と重なり、しかも校長の職務命令により部活の顧問に充てられている場合など、明らかに法律違反が認められる場合に、「校長あるいは市教委の責任」がどうなっているのか判別できる文書・資料等で市教委あるいは市内各中学校の校長が保有している文書・資料等。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0586	10月6日	10月20日	請求	(9) 前記の「校長あるいは市教委の責任」について、仮に「文書不存在により非公開」との処分が請求人に下された場合には、そのことをもって明らかに法律違反の状態にあると判断できますが、その場合に、市民としてどのような対応ができるのか判別できる文書・資料等で市長または上尾市教育委員会が保有しているもの。 なお、公開されている情報(法令を含む)である場合にはその旨ご教示ください。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0587	10月6日	10月20日	請求	(10) 【資料】記載の(5)に関して、「最長勤務時間数(勤務時間数の上限)は、設定しない」と記載されています。しかしながら、この文言は【資料】記載の(3)と明らかに矛盾します(最長時間数は5:00～22:00の17時間と考えられるため)。それにもかかわらず、なぜ「最長勤務時間数(勤務時間数の上限)は、設定しない」との記述としたのか、その合理的理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	全部公開	
7-0588	10月9日	10月16日	申出	①R7年度～R2年度地番図SHAPEファイルデータ	市長	資産税課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0589	10月11日	10月24日	請求	(請求人による通し番号2510-4) 請求人は2025.10.10付け上教総第732号文書(電子交付)により、西倉剛教育長の2025年9月・10月の勤務についての情報の開示を受けました。 このことに関し、後述の(1)～(9)までの情報の開示を求めます。開示の際は、面談のうえ、開示された資料を閲覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1)西倉剛教育長の2025.09.26 については、「振休(午後)」となっていますが、いつの分の振休(振替休)なのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0590	10月11日	10月24日	請求	(2)西倉剛教育長の2025年9月・10月の勤務については、「振休」は9月26日のみとなっています。一方、以下の土日祝日の勤務が判別できます。 ①9月7日 10:00上尾郷土こどもかるた大会 ②9月28日 9:30上尾市武道大会 ③10月5日 10:00上尾ワールドフェア・畔吉集会所まつり ④10月11日 10:00環境推進大会 ⑤10月11日 13:30上尾・楠川・伊奈暴力排除地域安全大会 ⑥10月12日 8:15市民体育祭 ⑦10月25日 9:30上尾市美術展覧会授賞式 ⑧10月25日 13:30金婚式・ダイヤモンド婚式典 ⑨10月26日 10:00MOA美術館上尾児童作品展表彰式 そこで、上記①～⑨の勤務についての「振休」がどのようになっているのか(予定を含む)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0591	10月11日	10月24日	請求	(3)西倉剛教育長が「振休」を取る場合の手続きがどのようになっているのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0592	10月11日	10月24日	請求	(4)2025年4月～8月までの間に西倉剛教育長が「振休」を取っていることが判別できる文書・資料等(取っている場合は、いつの分なのか判別できるもの)。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0593	10月11日	10月24日	請求	(5)2024年4月～2025年3月までの間に西倉剛教育長が「振休」を取っていることが判別できる文書・資料等(取っている場合は、いつの分なのか判別できるもの)。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0594	10月11日	10月24日	請求	(6)2023年4月～2024年3月までの間に西倉剛教育長が「振休」を取っていることが判別できる文書・資料等(取っている場合は、いつの分なのか判別できるもの)。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0595	10月11日	10月24日	請求	(7)西倉剛教育長が振休を取ったとされる2025年9月26日の午後は、市民団体から「給食署名」提出およびそれに伴う懇談が予定されていました。 そこで、西倉剛教育長自身が「9月26日は市民団体から給食署名が提出され、懇談が予定されている」ということについて、いつの時点で了解したのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0596	10月11日	10月24日	請求	(8)請求人は、今までの情報公開請求等の経験や資料等から、「西倉剛教育長は市民からの要望や質問が予定されている懇談会等には出席しないことを決めている」のではないかと仮説を立てており、この仮説が正しいか否か知りたいと考えています。そこで、西倉剛教育長が市民(教育行政に対して要望や意見を持っている普通の市民のことです)との懇談会に出席することについて、どのような姿勢なのか、どのように考えているのか判別できる文書・資料等。なお、もしも文書不存在による非公開処分とする場合には、上尾市情報公開条例第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0597	10月11日	10月24日	請求	(9)西倉剛教育長自身が、市民からのアンケートによる意見などではなく、一般市民(審議会や協議会委員などではなく、ごく普通の市民や保護者)から直接質問や意見を広聴するためにはどのような機会があるのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0598	10月11日	10月24日	請求	9月9日の決算特別委員会で、「オンラインサロン事業を1回行っただけであと5回は実施しないことをこども家庭保健課内で決定した」との答弁がありましたが、この決定がどのような理由、経緯でなされたかがわかる文書を請求致します。 また、この決定をこども家庭保健課がこども未来部長に報告したことがわかる文書を請求致します。	市長	こども家庭保健課	一部公開	文書不存在
7-0599	10月12日	10月24日	請求	(請求人による通し番号2510-5) 請求人が別途情報公開請求で入手した資料によれば、西倉剛教育長は2025.10.25に「金婚式典・ダイヤモンド婚式典」に出席する予定であることが判明しました。これに関連し、後述の(1)～(3)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)西倉剛教育長が市民を対象とした「金婚式典・ダイヤモンド婚式典」に出席(または参加)する理由・根拠は無いと請求人は考えます。 そこで、西倉剛教育長が市民を対象とした「金婚式典・ダイヤモンド婚式典」に出席(または参加)する理由・根拠が市民に合理的に判別できる文書・資料等。	市長	高齢介護課	非公開	文書不存在
7-0600	10月12日	10月24日	請求	(2)令和6年度中に、西倉剛教育長が市民を対象とした「金婚式典・ダイヤモンド婚式典」に出席(または参加)したか否かが判別できる文書・資料等。	市長	高齢介護課	一部公開	第2号
7-0601	10月12日	10月24日	請求	(3)前記(2)で、令和6年度中に、西倉剛教育長が市民を対象とした「金婚式典・ダイヤモンド婚式典」に出席(または参加)し、あいさつをしている場合、そのあいさつの全文が判別できる文書・資料等。	市長	高齢介護課	全部公開	
7-0602	10月12日	10月26日	請求	(請求人による通し番号 2510-6) 令和6年度(2024.06.08)に開催された「第31回上尾市中学生海外派遣研修結団式」の際の西倉剛教育長によるあいさつの内容が判別できる文書・資料等の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 ※「昨年度のあいさつ」ですので、よろしくお願いいたします。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0603	10月15日	10月28日	請求	(請求人による通し番号 2510-7) 西倉剛教育長の令和7年11月分の動静(予定)が判別できる文書・資料等の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0604	10月15日	10月29日	請求	(請求人による通し番号2510-8) 上尾市議会令和7年9月定例会決算特別委員会「職員課資料」の内、「39各課ごとの一人当たり時間外労働時間一覧【令和6年度】」を作成するにあたり基礎としたすべての資料。開示にあたっては、担当課(職員課を想定しています)の職員と面談し、閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 なお、請求人は当該基礎データの内、各課の職員の内、時間外勤務が多い職員(3名程度)がどの程度時間外勤務をしているかなどを知りたいため、この情報公開請求をおこなうものです。 以下、本情報公開請求についての補足です。 ※「一人当たり時間外労働時間」を算出するためには、誰が考えてもあたりまえですが、対象職員全員の時間外労働時間がわからなければ平均は出ません(つまり、各課の職員の内、時間外勤務数の多寡のデータは担当課が保有していることになります)。 ※本情報公開請求は、電子交付ではなく、直接全てのデータを閲覧させていただきますが、職名は必要ですが職員名はマスキングしてあっても問題ありません。 ※職員課への事前の質問で対象職員は正規(本採用)職員であることについては、請求人は了知しています。 ※通常勤務以外の勤務態様(産育休や病休など)の職員の場合、マスキングしてあってもかまいません。 ※職員課への事前の質問で対象職員は正規(本採用)職員であることについては、請求人は了知しています。 ※通常勤務以外の勤務態様(産育休や病休など)の職員の場合、マスキングしてあってもかまいません。	市長	職員課	一部公開	第2号
7-0605	10月16日	10月30日	請求	(請求人による通し番号2510-9) 2025.10.01 から教育委員に就任した湯本華奈子氏は、上平北小の学校運営協議会委員(会長)の職を辞任していることが明らかになっています。 この経緯については、請求人は何度が教育委員会事務局(教育総務課)に電話で確認をしています。その過程で、2025.10.14(火)(＝上平北小の第3 回学校運営協議会当日)の午前中に確認したところ、「湯本氏が学校運営協議会委員を辞任しているかどうか分からない」とのことでした。つまり、少なくとも2025.10.14 の時点では教育委員会宛てに湯本華奈子氏の上平北小学校運営協議会委員の辞届(あるいは願)は提出されていなかったことになりました。 その後2025.10.16(木)に教育総務課職員から電話をもらい、湯本氏が上平北小の学校運営協議会委員を辞任したことが知らされました。その内容としては、「9月30日付で上平北小の学校運営協議会委員を辞任する」というものでした。 以上の事実関係を踏まえたうえで、後述の(1)～(6)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)湯本華奈子氏から上尾市教育委員会宛てに提出された上平北小学校運営協議会委員を辞任する旨の届・願の類。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0606	10月16日	10月30日	請求	(2)前記(1)の届・願の類が市教委宛てに提出されたのは「実際にはいつなのか」その事実が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0607	10月16日	10月30日	請求	(3)上尾市立上平北小学校の校長に向けて「〇〇氏が学校運営協議会委員の職を辞任する」ということは「誰から」「いつ」「どのように」連絡が届いたのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0608	10月16日	10月30日	請求	(4)2025.10.14に開催された「上平北小学校第3回学校運営協議会」の席上、湯本華奈子氏の学校運営協議会辞任が伝えられたと思われませんが、そのことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0609	10月16日	10月30日	請求	(5)湯本華奈子氏は上平北小学校運営協議会の会長職にありますが、湯本氏の辞任後、会長職の後任についてどのように対応するのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0610	10月16日	10月30日	請求	(6)湯本華奈子氏が辞任後、上平北小学校運営協議会委員の欠員をどうするのか判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0611	10月17日	10月30日	請求	(請求人による通し番号2510-10) 【資料】のとおり、令和6年10月1日から教育委員に就任した岩鉄由美氏は、少なくとも令和6年11月29日の時点で太平中学校の学校運営協議会委員を辞任することが承認されています。このことに関して、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 【資料】R6.11.29令和6年度太平中学校第4回学校運営協議会会議録 (1)岩鉄由美氏が太平中学校の学校運営協議会委員を辞任したことが判別できる文書・資料等(上尾市教育委員会または太平中学校校長宛てに岩鉄氏から提出された辞任届・願の類、あるいは教育委員会として岩鉄氏の学校運営協議会委員辞任を承認したことが判別できる文書等が想定されます)。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0612	10月17日	10月30日	請求	(2)「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」により、学校運営協議会委員は年額5,000円の報酬額が支給されると定められています。そこで、年度途中で学校運営協議会委員を辞任した岩鉄由美氏が、当該報酬について上尾市に返還したことが判別できる文書・資料等(返還額とその根拠が判別できる文書・資料等であることが望ましい)。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0613	10月17日	10月31日	請求	10月16日に学校教育部次長より「9月22日に〇〇様と教育センター〇〇がお話した内容につきましては、詳細について報告を受けた」と回答がありました。 どのような詳細な報告を受けたかがわかる文書を請求致します。	教育委員会	教育センター	一部公開	第2号
7-0614	10月23日	11月6日	請求	(請求人による通し番号 2510-11) 【資料】に関連し、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「あげおワールドフェア2025があげお富士住建ホールで盛大に…(以下略)」と記述されていますが、請求人は、「『あげお富士住建ホール』という呼称については、市が推奨している」との印象を拭いきれません。 すなわち、『上尾市ネーミングライツ事業ガイドライン』に抵触していると考えていますが、なぜ「上尾富士住建ホール(上尾市文化センター)」と記載しないのが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0615	10月23日	取下げ	請求	(2)「今年度は、上尾市英語クラブイングリッシュサロンの参加者が…ステージ発表を行い…(以下略)」との記述がありますが、[イングリッシュサロン]の参加者があげおワールドフェア 2025でステージ発表を行うことになった経緯が判別できるすべての文書・資料等(とりわけ、発案者は誰であるのか、すなわち生徒たち自らの発案であるのか、それとも誰かの指示によるものなのか判別できる文書・資料等であること)。	市長	市民協働推進課	取下げ	
7-0616	10月23日	11月13日	請求	(3) あげおワールドフェア2025でステージ発表をした[イングリッシュサロン]の参加者をどのように選出したのか(全員が出演したのか、それとも一部の生徒たちなのか、また、選出の方法など)が判別できるすべての文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0617	10月23日	11月13日	請求	(4) あげおワールドフェア2025に[イングリッシュサロン]の参加者がステージ発表をおこなうに際し、「上尾市教育委員会として参加生徒を指導したり見守りをしたりするなどの関与があったのか否か」が判別できる文書・資料等(関与があった場合は、どのように関与したのか、また、当該職員の職・氏名・勤務の割り振りの有無について判別できる文書・資料等であること)	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0618	10月23日	11月13日	請求	(5) 昨年度、[イングリッシュサロン]の参加者があげおワールドフェア2024においてステージ発表などをおこなったか否かが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0619	10月23日	11月13日	請求	(6) 上尾市が雇用しているALTがあげおワールドフェア2025に参加していたか否かが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0620	10月23日	11月13日	請求	(7) 前記(6)でALTが[イングリッシュサロン]のステージ発表に参加(関与)している場合、契約上はどのようなになっているのか(当初の特記仕様書にあげおワールドフェアへの参加について記載されているのか、あるいは参加を想定していない場合は新たな雇用契約が結ばれているのか、など)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0621	10月23日	11月13日	請求	(8) あげおワールドフェア2025において、Let's Enjoy Englishなる取り組みがおこなわれたようですが、そのブースに[ジョイトークイーストジャパン]のALTが参加しているか否かが判別できる文書・資料等	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0622	10月23日	11月13日	請求	(9) 前記(8)でALTがLet's Enjoy Englishのブース参加している場合、契約上はどのようなになっているのか(当初の特記仕様書に記載されているのか、あるいは参加を想定していない場合は新たな雇用契約が結ばれているのか、など)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0623	10月28日	取下げ	請求	上尾市文化センターの指定管理者公募(R8～R12)に係る ・指定管理者候補者選定委員会議事録 ・各応募団体の採点結果 ・当社以外の応募団体の申請書の一部(様式3 事業計画書、様式4 提案事業計画書)	市長	市民協働推進課	取下げ	
7-0624	10月28日	取下げ	請求	イコス上尾の指定管理者公募(R8～R12)に係る ・指定管理者候補者選定委員会議事録 ・各応募団体の採点結果 ・当社以外の応募団体の申請書の一部(様式3 事業計画書、様式4 提案事業計画書)	市長	市民協働推進課	取下げ	
7-0625	10月28日	取下げ	請求	上尾伊奈斎場つつじ苑及び瓦葺ふれあい広場の指定管理者公募(R8～R12)に係る ・指定管理者候補者選定委員会議事録 ・各応募団体の採点結果 ・当社以外の応募団体の申請書の一部(様式6 事業計画書、様式10 瓦葺ふれあい広場提案・自主事業計画書)	市長	環境政策課	取下げ	
7-0626	10月28日	取下げ	請求	上尾市立公園指定管理者公募(R8～R12)に係る ・指定管理者候補者選定委員会議事録 ・各応募団体の採点結果 ・当社以外の応募団体の申請書の一部(様式3 事業計画書、様式4 提案事業計画書)	市長	みどり公園課	取下げ	
7-0627	10月28日	取下げ	請求	上尾市上尾丸山公園及び上尾市自然学習館外施設指定管理者公募(R8～R12)に係る ・指定管理者候補者選定委員会議事録 ・各応募団体の採点結果 ・当社以外の応募団体の申請書の一部(様式3 事業計画書、様式4 提案事業計画書)	市長	みどり公園課	取下げ	
7-0628	10月29日	11月12日	請求	(請求人による通し番号2510-12) 2025年10月に市内の公民館において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 2025年10月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催され(1) 2025年10月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0629	10月29日	11月12日	請求	(2) 上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)および市役所職員(教委関係者以外の職員、市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのか」が判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0630	10月29日	11月12日	請求	(3) 以前から『イングリッシュサロン』の参加者数をHP等で公表したほうが参加生徒や保護者にとっては利便性が高いと請求人は主張しており、このことについては「市長への政策提言」もおこなっています。 しかしながら、請求人のこの主張について、上尾市教育委員会として『イングリッシュサロン(ES)の参加者数を公表することは、○の理由により支障がある』とはひと言も説明がされていません。 そこで、「ESの加者を市のHPで公表することは支障がある」とする理由が判別できる文書・資料等の情報の開示を求めます。 なお、もしも本項目(3)について「文書不存在による非公開処分」とされる場合、請求人は「① ESの参加者数を確認するためには、市民は毎月毎月情報公開請求をする必要があること、また、② 市(教委)のHP等でESの参加者数を生徒・保護者・市民に公表することについて支障があるという根拠は存在しない」と判断いたします。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0631	10月30日	11月7日	申出	令和7年7月1日から令和7年9月30日までの住居表示新設受付簿及び該当する住居表示台帳 ※町名・街区符号が分かるように複写していただくようお願いいたします。 ※同街区で台帳が複数ある場合は該当する建物が記載されている台帳のみで構いません。	市長	市民課	全部公開	
7-0632	11月3日	11月13日	請求	(請求人による通し番号2511-1) 請求人は別途情報公開請求によって、上尾市の「交際費」に関し、支出区分「会費」の額や会場等が判別できる資料等を入しました。これに関して、会費を伴う「懇談会」等に際し、上尾市職員等がどのようにかかわっているのか(公務として出席しているのか否か、出席している場合の会費の出所など)知るために、後述の(1)～(10)の情報の開示を求めます。なお、開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 請求人が入手した資料によれば(以下の項目も同様)、2025.01.04に開催された「令和7年原市地区コミュニティ推進協議会新年交流会」について、市交際費が5,630円支出されています。そこで、①同交流会に出席した市職員の職・氏名(市長を除く)、②当該職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った5,630円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号
7-0633	11月3日	11月13日	請求	(2) 2025.01.07に開催された「上尾地区自治会連絡会・コミュニティ推進協議会合同新年会」に市交際費が6,928円支出されています。そこで、①同新年会に出席した市職員の職・氏名(市長を除く)、②当該職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った6,928円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0634	11月3日	11月13日	請求	(3) 2025.01.23に開催された「上尾市コミュニティ推進会議新春交流会」に市交際費が4,268円支出されています。そこで、①同交流会に出席した市職員の職・氏名(市長を除く)、②当該職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った会費4,268円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号
7-0635	11月3日	11月13日	請求	(4) 2025.03.09に開催された「全国スポーツ推進委員会優良団体表彰祝賀会」に市交際費が7,000円支出されています。そこで、①同祝賀会に出席した市職員の職・氏名(市長を除く)、②当該職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った会費7,000円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	教育委員会	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0636	11月3日	11月13日	請求	(5) 2025.04.10に開催された「令和7年度上尾地区自治会連絡会及び上尾地区コミュニティ推進協議会合同懇談会」に市交際費が7,018円支出されています。そこで、①同懇談会に出席した市職員の職・氏名(市長を除く)、②職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った会費7,018円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号
7-0637	11月3日	11月13日	請求	(6) 2025.04.12に開催された「令和7年度上平地区自治会連合会懇親会」に市交際費が4,000円支出されています。そこで、①同懇談会に出席した職員の職・氏名(市長を除く)、②職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った会費4,000円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号
7-0638	11月3日	11月13日	請求	(7) 2025.05.16に開催された「令和7年度上尾市スポーツ協会定期総会・懇親会」に、①西倉教育長が同懇親会に出席しているか否か、②西倉教育長が同懇親会に出席している場合、支払った会費5,000円の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	教育委員会	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0639	11月3日	11月13日	請求	(8) 前記2025.05.16に開催された「令和7年度上尾市スポーツ協会定期総会・懇親会」に市交際費が5,000円支出されています。そこで、①同懇談会に出席した市職員の職・氏名(市長および教育長を除く)、②職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った会費5,000円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	教育委員会	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0640	11月3日	11月13日	請求	(9) 2025.05.21に開催された「大石地区コミュニティ推進協議会総会・交流会」に市交際費が5,000円支出されています。そこで、①同懇談会に出席した職員の職・氏名(市長を除く)、②職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った会費5,000円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号
7-0641	11月3日	11月13日	請求	(10) 2025.07.01に開催された「上尾地区自治会連絡会・コミュニティ推進協議会合同暑氣払い」に市交際費が7,200円支出されています。そこで、①同懇談会に出席した職員の職・氏名(市長を除く)、②職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った会費7,200円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号
7-0642	11月3日	11月17日	請求	(請求人による通番番号 2511-2) 公表されている「市長の行動記録」によれば、2025(令和7)年1月9日の市長の行動は次のとおりとなっています。 一方、請求人が入手した2025(令和7)年1月9日の「1月分交際費明細書」および関連資料は、以下のようになっています。 上記の公表資料および公開された資料等に基づき、以下の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「市長の行動記録」として公表されている、2025年1月9日の「令和7年度と市長会・町村会新年懇談会」に市長が出席した時間帯が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	一部公開	第2号
7-0643	11月3日	11月17日	請求	(2) 2025年1月9日全日の「市長公用車」の運転日報(数字等の記述内容が明確に判別できる資料であること)。	市長	総務課	全部公開	
7-0644	11月3日	11月17日	請求	(3) 2025年1月9日の「令和7年度と市長会・町村会新年懇談会」について、会費の徴収の有無が判別できる文書・資料等。	市長	秘書政策課	一部公開	第2号
7-0645	11月3日	11月17日	請求	(4) 「1月分交際費明細書」に記載されている「令和7年本宮市新年賀詞交歓会」に出席した上尾市の関係者の職・氏名が判別できる文書・資料等(市長を含む)。	市長	秘書政策課	一部公開	第2号
7-0646	11月3日	11月17日	請求	(請求人による通番番号2511-3) 【資料1・2】に基づき、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料1】・【資料2】により、2025(令和7)年2月6日に開催された「上尾・伊奈・桶川教育委員会連絡協議会意見交換会」に「市交際費」として7,500円が支出されていることが判別できます。 そこで、上尾市教育委員会として「上尾・伊奈・桶川教育委員会連絡協議会意見交換会」に誰が(職・氏名)伊奈・桶川に出席したか、また、参加費の額および当該参加費をどこから支払ったのか(公費なのか自費なのか)判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0647	11月3日	11月17日	請求	(2)この公文書の発出日は、「令和7年1月吉日」と記載されていますが、請求人は「吉日」という語句を使用していることには、主に次の二つの理由により強い違和感を受けます。 ア. 公文書は、今回請求人が確認していることも含め、発出日を曖昧にすることは記録性や信頼性に欠けるため、「吉日」などと記載すべきではないこと。 イ. 「吉日」は儀礼的・私的な文書にふさわしい表現であり、教育委員会が公文書で使うべき語句ではないこと。 以上二つの理由からも、公文書で「吉日」という語句を使用すべきではないことは自明ですが、それにもかかわらず、公文書において「吉日」という語句を使用しても差し支えないとする根拠が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0648	11月3日	11月10日	請求	(請求人による通し番号2511-4) 下記【資料1】・【資料2】に関して、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「さいしん新栄会」が、上記新年会(懇親会)の会費の一部を上尾市の社会福祉基金に寄付をしたことが判別できる文書・資料等	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在
7-0649	11月3日	11月10日	請求	(2)【資料1】の案内文の文言には、「些少ではありますが、社会福祉基金にご寄付致したく、ご案内申し上げます」と明記されており、【資料2】のとおり、畠山市長はこの新年会(懇親会)に出席しています。 すなわち、「さいしん新栄会」は、事前に「社会福祉基金に寄付をする」と伝えただけで、市長に案内を出し、「会費」を受領し、その中から社会福祉基金へ寄付をしたこととなります。 そこで、この一連の流れが公職選挙法に違反していないことが判別できる文書・資料等。	市長	福祉総務課	非公開	文書不存在
7-0650	11月3日	11月13日	請求	(請求人による通し番号2511-5) 後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)2024.05.17に開催された「令和6年度上尾市スポーツ協会定期総会・懇親会」に、①西倉教育長が同懇親会に出席しているか否か、②西倉教育長が同懇親会に出席している場合、支払った会費5,000円の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	教育委員会	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0651	11月3日	11月13日	請求	(2)前記2024.05.17に開催された「令和6年度上尾市スポーツ協会定期総会・懇親会」に市交際費が5,000円支出されています。そこで、①同懇談会に出席した市職員の職・氏名(市長および教育長を除く)、②市職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った会費5,000円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0652	11月3日	11月17日	請求	(請求人による通し番号2511-6) 【資料】に基づき、後述の(1)～(5)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料】の文書の発出日は「令和6年4月吉日」となっていますが、この書き方だと、市民が市教育委員会の動向や姿勢等を知る際に、正確な情報が伝わりません。そこで、この文書の発出日の正確な日付が判別できる文書・資料等	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0653	11月3日	11月17日	請求	(2)【資料】の文書にかかる起案・決裁文書または同主旨の文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0654	11月3日	11月17日	請求	(3)【資料】の文書に記載されている、令和6年5月31日に開催された「教育委員会情報交換会」に出席した上尾市および上尾市教育委員会関係者全員の職・氏名が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0655	11月3日	11月17日	請求	(4)【資料】には、「会費5,000円」と記載されています。そこで、【資料】の「教育委員会情報交換会」の会費5,000円について、参加者はどこから支払ったのか(公費なのか、「自腹」なのか)が判別できる文書・資料等。なお、市長については、市交際費から支出したことが公表されているため除きます。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0656	11月3日	11月17日	請求	(5)【資料】の文書に記載されている「教育委員会情報交換会」については、定期的に開催されていると推測できます。そこで、【資料】と趣旨の「教育委員会情報交換会」(市長の出席は問いません)の開催(案内)文書。 対象期間は令和4年4月1日から現在(＝本情報公開請求書受領日)までとしますが、上記【資料】で判別できる分(＝令和6年5月31日開催)は除きます。	教育委員会	教育総務課	一部公開	文書不存在
7-0657	11月3日	11月13日	請求	(請求人による通し番号2511-7) 以下の【資料】等に基づき、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 上平地区自治会連合会主催の「新年会」「懇親会」「懇談会」は開催回数が非常に多く、2024(令和6)年1月以降については、【資料】を含め、以下のとおりとなっています。 (市長出席)令和6年1月17日「新年会」会場:エトワール 会費:4000円 (市長出席)令和6年4月6日「懇親会」会場:エトワール 会費:4000円 (市長出席)令和6年7月10日「懇談会」会場:エトワール 会費:4000円 (市長出席)令和7年1月15日「新年会」会場:エトワール 会費:4000円 (市長出席)令和7年4月12日「懇親会」会場:エトワール 会費:4000円 (市長出席)令和7年7月10日「懇談会」会場:エトワール 会費:4000円 (以下、情報公開請求の内容) (1)上記のとおり、上平地区自治会連合会主催の「新年会」「市長、地元市議会議員との懇談会(R6.07.10)」「懇親会」「懇談会」は令和6年1月から令和7年7月の1年半の間に6回を数えています。また、別途情報公開請求により、会場のエトワールは、「カラオケ喫茶」であることが判明しています。一方、政策やテーマに沿った市長と市民とのタウンミーティングはただの一度も開催されていません。これらの事実を踏まえて、なぜ畠山裕市長は上平地区自治会連合会主催のカラオケ喫茶での懇親会・懇談会には1年半の間に6回も出席しながら(しかもその参加は公費)その一方で、要望の多い市民とのタウンミーティングはなぜ開催しようとしなかったのかそれについての合理的な説明が判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0658	11月3日	11月13日	請求	(2)別途情報公開請求の結果、令和7年7月10日の「懇談会」には、市の職員が2名参加しており、参加費の4000円については「自腹」であることが判明しています。おそらく、他の5回の「懇親会」「懇談会」についても同様だと思われます。 すなわち、上平地区自治会連合会事務局となっている上平支所に異動となり、市長との「懇談会」の担当者となると同時に、年に何回もの「懇親会」への出席と、自腹で参加費を支払うことが前提となってしまう実態があると考えられます。そこで、こうした事実について畠山市長がどう考えているのか、職員にどう伝えているのか判別できる文書・資料等。	市長	市民協働推進課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0659	11月4日	11月18日	請求	上議第817号 令和7年11月4日 議会事務局長 【回答】 回答する必要がない質問ですが、録音を確認したところ、「議会事務局はまともな組織ではない」ことを認めた事実はありませんでした。 上記の回答が確認できる8月12日の面談時の録音データを請求致します。 また、録音確認者がわかる文書を請求致します。	議会	議事調査課	非公開	第2号・文書不存在
7-0660	11月5日	11月19日	請求	(請求人による通し番号2511-8) 以下の【資料1～4】に基づき、後述の(1)～(6)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料1】のとおりに、岩鉄由美氏から、上尾市教育委員会教育長宛に令和6年10月31日付で(学校運営協議会委員の)「辞任願」が提出されています。そこで、この「願」が承認されたことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0661	11月5日	11月19日	請求	(2)【資料2】のとおりに、湯本華奈子氏から、上尾市教育委員会教育長宛に令和7年9月30日付で(学校運営協議会委員の)「辞任願」が提出されています。そこで、この「願」が承認されたことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0662	11月5日	11月19日	請求	(3)【資料3】のとおりに、「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」別表により、学校運営協議会委員の報酬は「年額5,000円」と定められています。また、同条例第3条第3項により、「年額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給の始期及び終期は、年額を12で除して得た額をもって月額による報酬の額を定められているものとした場合における議会の議員の議員報酬の例による。」とされています。そこで、令和6年10月末で辞任願を提出している(ただし、承認されたか否かは今のところ不明)岩鉄由美氏に支払われるべき学校運営協議会委員の報酬の額が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0663	11月5日	11月19日	請求	(4)前記(3)と同様に、令和7年9月末で辞任願を提出している(ただし、承認されたか否かは不明)湯本華奈子氏に支払われるべき学校運営協議会委員の報酬の額が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0664	11月5日	11月19日	請求	(5)前記(4)に関し、湯本華奈子氏に対してすでに令和7年度の学校運営協議会委員としての報酬が支払われている場合、その事実が判別できる文書・資料等。 なお、今後支払われる予定の場合は、決定通知の備考欄にその旨情報提供していただくようお願いいたします。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0665	11月5日	11月19日	請求	(6)【資料4】上教指第1785-2号文書の備考欄に、情報提供として「岩鉄委員が報酬を辞退されたため、報酬は支払っておりません」と記載されています。 すなわち、「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」別表で定められている職員が「報酬の受取を辞退(または拒否)する」と表明し、それを(誰かが)是としたということになります。 委員によるこうした表明が有効であるのか(民法上の権利も含めて)、また、こうした表明がされた場合の手続きはどうなるのか、以上について(岩鉄由美氏の例を示したうえで)判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0666	11月5日	11月17日	請求	(請求人による通し番号2511-9) 【資料1・2】に基づき、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料1】(公文書①)について、「教育委員会情報交換会」に関するすべての文書・資料等(当日の次第や、配布されたすべての資料など)。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0667	11月5日	11月17日	請求	(2)【資料2】(公文書②)について、「上尾・桶川・伊奈教育委員会連絡協議会意見交換会」に関するすべての文書・資料等(当日の次第や、配布されたすべての資料など)。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号
7-0668	11月6日	11月20日	請求	(請求人による通し番号2511-10) 以下の【資料】に基づき、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)上記会議録に、市長政策室次長兼秘書政策課長の発言として、「この慶祝費が公職選挙法で禁止されております寄附行為と誤解を招いてしまった事例が発生した」と記載されています。 そこで、「この慶祝費が公職選挙法で禁止されております寄附行為と誤解を招いてしまった事例」の内容が判別できる文書・資料等。ただし、市民の氏名等個人情報を除きます。	市長	秘書政策課	一部公開	第2号
7-0669	11月6日	11月20日	請求	(2)上記会議録に、市長政策室次長兼秘書政策課長の発言として、「今後の取扱いについて検討する中で、上尾警察さんにもご相談させていただきまして(後略)」と記載されています。 そこで、上尾市から上尾警察に「ご相談」した事実が判別できるすべての文書・資料等(文書・資料等の中には、「ご相談」した結果だけでなく、上尾市から上尾警察に送信したメール等の控、電話等の記録、上尾警察からのメール等の控なども含むすべてのものであること)。	市長	秘書政策課	一部公開	第2号
7-0670	11月10日	11月18日	請求	(請求人による通し番号2511-11) 【資料1】～【資料4】に基づき、後述の(1)～(4)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (以下、情報公開請求の内容) (1)【資料1】の埼玉新聞記事が掲載されるに至った経緯が判別できる文書・資料等(上尾市が保有するすべての資料)。	市長	総務課	全部公開	
7-0671	11月10日	11月18日	請求	(2)【資料2】の上尾市HP(情報公開・会議の公開メニュー)では、2025.10.21に「第14回上尾市いじめ問題再調査委員会会議」の「開催結果」が掲載されているにもかかわらず、肝心のいじめ問題再調査委員会による「報告書(公表版)」が掲載されていません。同報告書については、総務課のページに行かなければ閲覧することができず、関心があっても多くの市民は総務課のページにたどり着かないことは明らかです。そこで、なぜこのような掲載の仕方になってしまったのか、その経緯や上尾市側の意図が判別できる文書・資料等。	市長	総務課	全部公開	
7-0672	11月10日	11月18日	請求	(3)【資料3】上尾市HP(トップページ)の新作情報においても、「いじめ問題再調査委員会」による「報告書(公表版)」が掲載されていません。これでは、いじめ問題について関心を寄せる多くの市民が「報告書」を読むのに著しく支障が出ています。そこで、なぜこのような事態(市HPのトップページになぜ掲載しないのか)になっているのか、その理由が判別できる文書・資料等。	市長	総務課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0673	11月10日	11月18日	請求	(4)【資料4】上尾市HP教育委員会のページ(新着更新情報)においても、「いじめ問題再調査委員会」による「報告書(公表版)」が掲載されていません。 一方、【資料1】の埼玉新聞記事では、「いじめ問題再調査委員会」は27日、畠山稔市長に調査報告書を提出した。市教委は同日、市ホームページで公表した。 と記述されています。 ところが、市ホームページで公表されているのは総務課のページであり、市教委のページはおろか、市HPのトップページ(新着情報)にも掲載されていないのは上述の【資料】のとおりです。 一方、埼玉新聞の記事では「市教委は同日、市ホームページで公表した」という記述になっており、市ホームページで公表したのは市教委となっています。 そこで、「いじめ問題再調査委員会」による「報告書」が公表されるにあたって、市教委がどのように関与したのかが判別できるすべての文書・資料等。 なお、請求人は「なぜ埼玉新聞の記事に「市教委はHPで公表した」と書かれているのか」について知りたいと考え、本情報公開請求をおこなっていますので、請求人の求める文書・資料等を渉猟していただくようお願いいたします。したがって、仮に「文書がない」とする場合においても、上尾市情報公開条例第26条に基づき、市民に対して丁寧な説明を求めます。	市長	総務課	全部公開	
7-0674	11月12日	11月25日	請求	(請求人による通し番号2511-12) 【資料】に基づき、後述の(1)～(6)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)星野良行議員の上記一般質問について、教育総務部長は、①で「これまで教育委員会へ3件の請願(があった)」と述べています。そこで、この3件の請願について、「いつ提出されて」「どのような請願であったのか」が判別できる文書・資料等(「どのような請願であったのか」については、請願名あるいは趣旨のみで可)。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0675	11月12日	11月25日	請求	(2)星野良行議員は「県内の他の市の教育委員会での請願や陳情の受付、処理状況について」質問しているにもかかわらず、教育総務部長は②で「南部教育事務所管内の12市町において」と答弁しています。そこで、「南部教育事務所に限定した理由(客観的に見て、さいたま市を意図的に除いているように見えます)」および「上尾市教育委員会として南部教育事務所管内以外の自治体についての請願や陳情への対応状況をどのように把握しているのか」が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0676	11月12日	11月25日	請求	(3)教育総務部長の答弁③にある「このうち2市」がどこののか、および当該2市において「教育委員会において請願の採択について審議した結果」がどうであったのかについて判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0677	11月12日	11月25日	請求	(4)教育総務部長の答弁④にある「1市」がどこののか、および当該1市において「教育委員会において請願に対する回答」をどのように決定したのか、その内容が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0678	11月12日	11月25日	請求	(5)教育総務部長の答弁⑤にある「1市」がどこののか、および当該1市において「教育長が専決でどのように回答したのか」が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0679	11月12日	11月25日	請求	(6)星野良行議員は、上記一般質問の⑥で、「せめて請願や陳情の取扱いに関する規定の整備はしていただきたいというふうに思っています。(中略)ぜひともご検討をよろしくお願いいたします」と述べています。そこで、この星野良行議員の一般質問がされた令和7年6月11日以降、本請求書受理日(令和7年11月12日または13日と想定します)までの5か月の間、上尾市教育委員会として、教育委員会への請願および陳情についてどのように検討してきたのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0680	11月12日	11月25日	申出	昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの間に、原市南小学校及び大石中学校の校舎として利用されていた建物にかかる、「平成17年度学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」等(以下、「調査結果等」という。)の記録 調査結果等が無い場合、前述の施設に関し、設計図や仕上げ表等(建物の使用建材などがわかる資料)の記録 すでに教育総務課(〇〇様)と事前調整していた件になります。 交付方法について、資料をPDFデータ化したときに、内容が判別できる状態のであれば、電子交付を希望します(国に提出する資料となりますため、可能な限り鮮明な状態で資料をいただきたいものです。)。 何らかの理由によりPDFデータでの電子交付が難しい場合には、郵送交付でも構いませんが、その際にはまずは担当〇〇までお知らせいただくようお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第2号・第3号
7-0681	11月14日	11月19日	申出	上尾市全域の地番図データ	市長	資産税課	全部公開	
7-0682	11月17日	11月28日	申出	上尾市消防本部の管轄区域における、消防法施行令別表第一に該当する防火対象物の、「所在地、対象物名称、用途(項分類)、棟名称・用途、階数、建物高さ、建築面積、延べ面積、構造、消防同意年月日、建築年月日、使用開始年月日、特定一階段等防火対象物の別」に係る情報のうち、一覧の電磁的記録で保有する最新のもの。ただし、電磁的記録が不存在の場合は電磁的記録でないものも含む。 ※csvやエクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。 ※ご提供頂く情報がいつ時点の情報であるかを教えてください。	消防長	予防課	一部公開	第2号
7-0683	11月17日	11月26日	申出	上平塚、中平塚、大谷北部第三、上尾道路沿道中新井・堤崎土地区画整理事業に係る、換地前後の地番が対照できる新旧(旧新)番地対照表(換地処分登記明細書又は土地区画整理法施行規定第13条に基づく各筆換地明細でも可)。 上尾道路沿道中新井・堤崎、大谷北部第二土地区画整理事業に係る、土地区画整理法施行規則第5条に基づく施行地区位置図、同規則第12条に基づく従前の宅地及び換地を示す換地図。 ※電磁的記録での開示を優先的に希望します。	市長	市街地整備課	全部公開	
7-0684	11月19日	12月8日	申出	平成22年道路(通路)取扱方針記録簿	市長	建築安全課	全部公開	
7-0685	11月21日	11月28日	請求	三井金属鉱業株式会社との道路つけ替え協議について	市長	建設管理課	一部公開	第3号
7-0686	11月25日	12月9日	請求	(請求人による通し番号2511-13) 上尾市・上尾市教育委員会・上尾市スポーツ協会・埼玉陸上競技協会の主催による2024年および2025年の「上尾シティハーフマラソン」(本請求書では[ACHM])に関して、【資料】に基づき、後述の(1)～(15)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、請求内容が2024年・2025年混在のため、それぞれ2024あるいは2025のように下線を付してあります。 (1)2024年の[ACHM]にかかる「決算報告書」および「監査報告書」。	教育委員会	スポーツ振興課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0687	11月25日	12月9日	請求	(2)【資料1】2025年[ACHM]公式HPIにより、[ACHM]の「主催」は上尾市・上尾市教育委員会・上尾市スポーツ協会・埼玉陸上競技協会の四者であり、「主管」は「上尾シティハフマラソン実行委員会」となっています。 そこで、[ACHM]の「主催」と「主管」との差異が判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0688	11月25日	12月9日	請求	(3)2025年[ACHM]の主催は上記の四者となっています。そこで、四者の役割の差異、とりわけトラブル等があった場合の最終責任は誰が負うのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0689	11月25日	12月9日	請求	(4)2025[ACHM]の「主催」四者による会合や打ち合わせに関する文書・資料等(会議・打合せ記録や資料等が想定されます)。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0690	11月25日	12月9日	請求	(5)2025[ACHM]の主催者および「主管」の合同の会合や打ち合わせに関する文書・資料等(会議・打合せ記録や資料等が想定されます)。	教育委員会	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0691	11月25日	12月9日	請求	(6)【資料2】により、2024年の[ACHM]には、「ゲストラナー」と「ゲスト」が呼ばれていることがわかります。そこで、 ①ゲストラナーの〇〇氏へのギャラ(出演料)と費用弁償(旅費等)の額 ②ゲストの〇〇氏へのギャラ(出演料)と費用弁償(旅費等)の額 ③ゲストの〇〇氏へのギャラ(出演料)と費用弁償(旅費等)の額 ④ゲストの〇〇氏へのギャラ(出演料)と費用弁償(旅費等)の額 ⑤ゲストの〇〇氏へのギャラ(出演料)と費用弁償(旅費等)の額以上が判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0692	11月25日	12月9日	請求	(7)【資料3】のとおり、2024年・2025年ともに、ランナーのゼッケンの上部にはUD TRUCKS、下部にはアイデア設計の各ロゴや企業名が表示されています。そこで、なぜランナーのゼッケンに企業名が表示されているのか、その経緯や理由が説明されている文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0693	11月25日	12月9日	請求	(8)請求人は、[ACHM]のゼッケンの約半分を使って企業名やロゴを大きく表示する必要は無いのではないかと考えますが、ゼッケンに企業名やロゴを表示する必要性が判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0694	11月25日	12月9日	請求	(9)【資料4】の各スポンサーが2025[ACHM]に寄付した、または寄付する予定の金額が判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	一部公開	第3号
7-0695	11月25日	12月9日	請求	(10)【資料5】の各「協賛企業①」が2025[ACHM]にどのような形で協賛しているのが判別できる文書・資料等(12企業等それぞれの協賛状況が判別できる文書・資料等であること)。	教育委員会	スポーツ振興課	一部公開	第3号
7-0696	11月25日	12月9日	請求	(11)【資料6】の各「協賛企業②」が2025[ACHM]にどのような形で協賛しているのが判別できる文書・資料等(20企業等それぞれの協賛状況が判別できる文書・資料等であること)。	教育委員会	スポーツ振興課	一部公開	第3号
7-0697	11月25日	12月9日	請求	(12)【資料7】のとおり、令和6年度は13,800千円＝1380万円が[ACHM]実行委員会補助金として予算化されています。そこで、この補助金についての「予算額の積算額」および「決算の額」が判別できる文書・資料等(市が補助した額がどう使われているか判別できる文書・資料等であること)。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0698	11月25日	12月9日	請求	(13)【資料8】のとおり、令和7年度は10,400千円＝1040万円が[ACHM]実行委員会補助金として予算化されています。そこで、この「予算額の内訳(積算額)」が判別できる文書・資料等。なお、令和6年度と比較して減額となっている理由が判別できるものであること。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0699	11月25日	12月9日	請求	(14)現状では、上尾市の税金が[ACHM]実行委員会に補助金として支出されていることが判明しています。そこで、当該補助金がその後どう使われたかについて市民が検証するにはどうしたらよいのが判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	一部公開	第3号
7-0700	11月25日	12月9日	請求	(15)上記(1)で開示請求した、2024年の[ACHM]にかかる「決算報告書」がどのように市民等に公表されているのが判別できる文書・資料等。なお、もしも公表されていない場合には、その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0701	11月25日	12月9日	請求	(請求人による通し番号2511～14) 上尾市のHP「トピックス」の以下の記述に関連して、後述の(1)～(6)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「あげお産業祭」についての市の予算額が判別できる文書・資料等。	市長	商工課	全部公開	
7-0702	11月25日	12月9日	請求	(2)令和7年度上尾市一般会計予算の「歳出」を見ても、「あげお産業祭」としての予算額が見当たりません。そこで、令和7年度の「歳出」のどの費目から支出しているのが判別できる文書・資料等。	市長	商工課	全部公開	
7-0703	11月25日	12月9日	請求	(3)上記(2)で指摘したとおり、「あげお産業祭」の予算額を市民として知りたいと考え、上尾市一般会計予算の「歳出」の内訳を見ても予算額はわかりません。そこで、なぜ「あげお産業祭」についての予算額を「歳出」の内訳として市民に示さないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	市長	商工課	全部公開	
7-0704	11月25日	12月9日	請求	(4)あげおPR大使「ハライチ」への出演料(報償費等)、費用弁償(交通費等)の額が判別できる文書・資料等。	市長	商工課	非公開	文書不存在
7-0705	11月25日	12月9日	請求	(5)上記(4)に関連して、実際に「ハライチ」側に出記出演料や交通費等を支払ったことが判別できる文書・資料等。	市長	商工課	非公開	文書不存在
7-0706	11月25日	12月9日	請求	(6)「あげお産業祭」の主催者は誰なのか、また、そのことについて市民にどのように周知されているのが判別できる文書・資料等。	市長	商工課	全部公開	
7-0707	12月1日	12月15日	請求	(請求人による通し番号2512～1) 2025年11月に市内の公民館において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 なお、請求人は情報公開請求における電子交付については高く評価していますが、このところ、電子交付の際に送付されたパスワード(PW)ではファイルが開けないという事実が頻発しています。資料送付の際は、後送されるPWでファイルを開くことができるかについて十分確認のうえ送付していただくようお願いいたします。 (1)2025年11月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0708	12月1日	12月15日	請求	(2)上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」および市役所職員(教委関係者以外の職員、市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのが判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0709	12月1日	12月15日	請求	(請求人による通し番号2512-2) 【資料1】～【資料4】に基づき、上尾市内の「いじめ重大事態」に関する、後述の (1)～(11)までの情報の開示を求めます。開示の際は、面談により文書・資料等を閲覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、本情報公開請求のいずれの項目においても、仮に「文書不存」による非公開」の処分とされた場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報の提供をお願いいたします。 (1)「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」第11条により現在上尾市に設置されている「上尾市いじめ問題調査委員会」の会合が令和6年度および令和7年度(令和7年度は本請求書受理日まで)に開催されたことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0710	12月1日	12月15日	請求	(2)教育委員会定例会において「いじめ重大事態調査報告書」が報告されていますが、傍聴不可であり、会議録も非公開となっています。なお、「いじめ重大事態調査報告書」が報告されたのは次の「教育委員会定例会」席上です。 R6年9月＝1件 R6年10月＝2件 R7年2月＝1件 R7年3月＝4件 R7年5月＝2件 R7年10月＝1件 R7年11月＝1件が各報告されています。 そこで、これらの「いじめ重大事態調査報告書」について、「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」により設置されている「上尾市いじめ問題調査委員会」がどのように関与したのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存
7-0711	12月1日	12月15日	請求	(3)【資料1～資料4】は「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ重大事態についての調査主体について上尾市がどのように定めているかを示した資料です。これらの資料により、上尾市では、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態について上尾市立の小学校又は中学校における調査が困難な場合に、当該重大事態に「いじめ問題調査委員会」が調査を行うものとして定められています。 すなわち、条例上、重大事態で学校による調査が困難な場合は、弁護士や医師 など第三者を含む「いじめ問題調査委員会」が調査主体となると定められており、教育委員会事務局はあくまでも補助的役割にとどまります。 そこで、上尾市教育委員会として、「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」第3章の各条文をどのように理解しているのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存
7-0712	12月1日	12月15日	請求	(4) 請求人の得た情報では、R6年度に起きた「いじめ重大事態」に関し、上尾市教育委員会事務局(指導課および市教育センター)の職員4・5名による「(仮)グループ」(※参照)を「いじめ問題(いじめ重大事態)調査委員会」と称しているとのことですが、その「(仮)グループ」を設置している理由や設置の経緯、「(仮)グループ」の名称、及び当該「(仮)グループ」が発出しているすべての公文書(会合の回数等を含む)が判別できる文書・資料等。 ※請求人がいう「(仮)グループ」とは、上尾市が設置している各課のグループとは異なり、あくまでも「事務局職員の一部(4・5名)」による、いじめ問題に対応するための集合体」のことです。なお、グループ構成職員名＝武田直美指導課長／松林剛志主幹(後に離脱)／石橋正人主幹／大津浩一副主幹／幸田奈美副主幹他とされています。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0713	12月1日	12月15日	請求	(5)請求人の得た情報では、前記(4)における教育委員会事務局内の「(仮)グループ」には、スクールソーシャルワーカー(複数名)(以下、SSW)、教育心理専門員、教育相談員(複数名)が入っているとのこと。 そこで、「(仮)グループ」内での、これらSSWなどの役割がどのようなものであるのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	存否応答拒否	
7-0714	12月1日	12月15日	請求	(6)前記(5)において、SSWなどが作成した資料が判別できる文書・資料等。ただし、学校名・児童生徒名・保護者名は黒塗り可。	教育委員会	指導課	存否応答拒否	
7-0715	12月1日	12月15日	請求	(7)令和6年度に市内小・中学校において、「触法事案」として警察が介入した「いじめ事案(重大事態を含む)」の有無が判別できる文書・資料等(事案が有る場合には、当該「触法の内容」が判別できる文書・資料等であること)。ただし、被害者側の学校名・生徒名・保護者名等は黒塗り可(警察が調査している事実がわかれば、大半が黒塗り可)。 なお、それでも「全面非開示」の対応をする場合は、上尾市情報公開条例第26条による情報提供をお願いいたします。	教育委員会	指導課	存否応答拒否	
7-0716	12月1日	12月15日	請求	(8)上尾市立上平北小学校に係るいじめ問題調査委員会及び上尾市教育委員会学校教育指導課長が、いじめ被害者の保護者に回答した書面の内、以下の文書。 (8)-1令和7年10月24日付「重大事態調査及び報告書作成に関する要請書に対する返答書」保護者の全文引用付き	教育委員会	指導課	存否応答拒否	
7-0717	12月1日	12月15日	請求	(8)-2 令和7年10月24日付「要請書に対する返答書」保護者の全文引用付き	教育委員会	指導課	存否応答拒否	
7-0718	12月1日	12月15日	請求	(8)-3 令和7年11月6日付「再要請書に対する返答書」保護者の全文引用付き	教育委員会	指導課	存否応答拒否	
7-0719	12月1日	12月15日	請求	(8)-4 令和7年11月20日付「要請書への回答に関する再回答要請書に対する返答書」保護者の全文引用付き ただし、いずれも被害者側の学校名・生徒名・保護者名等は黒塗り可。	教育委員会	指導課	存否応答拒否	
7-0720	12月1日	12月15日	請求	(9)令和6年12月に上尾市立上平北小学校において校長名で配布された、「学級のいじめ等にかかる調査への御協力について」文書(または同趣旨の文書)。	教育委員会	指導課	存否応答拒否	
7-0721	12月1日	12月15日	請求	(10)前記の文書が発出された目的、経緯等が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	存否応答拒否	
7-0722	12月1日	12月15日	請求	(11)前記の文書が発出したことにより児童・保護者からの反応が判別できる文書・資料等。ただし、児童名・保護者名等は黒塗り可。	教育委員会	指導課	存否応答拒否	
7-0723	12月2日	12月12日	請求	(請求人による通し番号2512-3) 下記【資料】のとおり、請求人は令和7年10月20日付け上教学第580-1号文書の備考欄にて「フレックス制の運用に係る設定事項については、各校現在作成中であり、11月13日(木)を〆切にして報告を求めているところ」との教示を受けました。 そこで、以下の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「上尾市立小・中学校管理規則の一部を改定する規則」は、令和7年10月1日から施行とされています。そこで、上尾小・大石小・上尾中・大谷中の4校において「コアタイム」がどのように設定されているかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0724	12月2日	12月12日	請求	(2)「上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」は令和7年10月1日から施行とされているにもかかわらず、「コアタイム」の報告の切が11月13日では、明らかに「10月1日から施行」というのは整合性がありません。 この事実関係について、上尾市教育委員会としての見解(=11月13日であろうが10月1日であろうが、規則上は何の問題も無い、などの見解等)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	学務課	非公開	文書不存在
7-0725	12月17日	12月19日	請求	令和7年度募集事務実績報告等について	市長	総務課	一部公開	文書不存在
7-0726	12月17日	12月19日	請求	自衛官等募集案内の広報誌への掲載について	市長	総務課	全部公開	
7-0727	12月18日	12月26日	請求	「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」 教育委員会と生活困窮者自立支援制度担当の部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行っていることがわかる文書	市長	生活支援課	非公開	文書不存在
7-0728	12月18日	12月26日	請求	生活困窮者に対し自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう教育委員会等に対し協力を促したことがわかる文書	市長	生活支援課	非公開	文書不存在
7-0729	12月18日	12月26日	請求	生活困窮者自立支援制度の相談支援員等が、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行うなど学校関係者とながりを構築していることがわかる文書 以 令和6年度、7年度分を請求します。	市長	生活支援課	非公開	文書不存在
7-0730	12月19日	12月26日	請求	(請求人による通し番号2512-4) 請求人は、2025年12月18日(木)の10:47～12:40まで、情報公開請求のために上尾市役所1階の情報公開コーナーにて、上尾市教育委員会事務局(指導課)の松林剛志主幹および飯島幸司副主幹と面談をいたしました。その際の面談記録(とりわけ、上述の2名の指導課職員の発言が明確に判別できる面談記録であること)の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 なお、公開にあたっては、年末年始を挟むことになりますが、面談の席上、松林主幹は「何なら、この場で飯(飯島副主幹のこと)が今書いている記録をコピーしてもらってもいい」と述べていることから、すぐにでも面談記録は開示されるものと思われます。したがって、不必要に「年末年始なので開示が遅れる」などと理由をつけることなく、速やかに開示していただくよう、お願いいたします。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0731	12月19日	12月26日	請求	(請求人による通し番号2512-5) 現在、上尾市職員(教育委員会職員を含む。以下同じ)が共有している「カスタマーハラスメント(※)とは何か」の内容が判別できる文書・資料等。 なお、開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 請求人が求めている「カスタマーハラスメントとは何か」が判別できる文書・資料等とは、上尾市職員が市民等との面談等(電話での発言やメールの文言を含む)の際に、市民等から発せられる言葉や態度が「ハラスメント」に該当するか否かが判別できるもので、上尾市職員が現在共有しているものを指します。なお、実施機関ごとに分かれている場合には、その旨ご教示ください。	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0732	12月19日	1月14日	申出	別紙、「水道メーターの有効期限切れ」の件に関し、貴市が水道利用者に対する「水道料金」に係る実施内容(水道料金の返還等)に関する行政文書(水道メーターの交換や職員のコンプライアンス同意などは含みません)	水道事業(市長)	業務課	一部公開	第2号
7-0733	12月20日	12月26日	請求	(請求人による通し番号2512-6) 【資料1・資料2】および教育委員会定例会会議録に基づき、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は電子交付にてお願いいたします。 本情報公開請求は、請求人による仮説、すなわち ①R7年5・6月に市民等に向けて教育に関するアンケートは実施されているが、その結果は『第4期上尾市教育振興基本計画(案)』に反映されていない。 つまり、市民等アンケートは、アンケート実施という実績作りのためのものである。 ②現在市民等から意見を求めている『第4期上尾市教育振興基本計画(案)』についても、今後市民が提出した意見が反映されることは無い。 当然ながら、請求人も上記『第4期上尾市教育振興基本計画(案)』には高い関心を寄せており、「どうしたら上尾の教育が本来の教育のあり方になるのか」について真摯に考え、アンケートに記入し、提出するわけですが、教育委員会定例会を待望すると、請求人が提出した上記仮説①②を考慮するを得ません。 そこで請求人の仮説が正しいかどうかを知るためにおこなうものです。したがって、仮に後述の文書・資料等について「文書不存在による非公開」という処分が下された場合には、請求人の仮説が正しいということをご告知ください。 (1)【資料1・2】は、現在市民等から意見を求めている『上尾市教育振興基本計画(案)』からの引用です。この中で、「教育に関する市民アンケート及び児童生徒アンケート結果」が掲載され、アンケートの目的は次のとおりとなっています。 以上の事実から、『上尾市教育振興基本計画(案)』(以下、『基本計画案』)を公表するにあたり、R7年5月～6月に実施した市民等からのアンケート結果をどのように『基本計画案』に反映したのかについて判別できる文書・資料等。 なお、【資料2】にある以下の記載 これらについては、単にその他の意見を大雑把に羅列しただけであるため、意見を反映したとは到底言えるものではありません。 また、令和7年9月および10月の教育委員会定例会の会議録を読んでも、単に市民等からアンケートを実施したという事務局からの発言は認められるものの、「市民等アンケートを具体的に『計画案』に反映させた」との説明は全くありません。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0734	12月20日	12月26日	請求	(2)現在市民等から意見を求めている『上尾市教育振興基本計画(案)』について、市民が提出した意見をどのように反映させるのか、その具体的手順が判別できる文書・資料等の開示を求めます。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0735	12月22日	1月5日	請求	〇〇〇〇 2025.11.4の事故報告書・経過報告書	市長	高齢介護課	一部公開	第2号・第3号
7-0736	12月24日	1月7日	申出	別添34街区の住居表示台帳及び22の街区の配置がわかる図面。 ※町名・街区符号が分かるように複写していただくようお願いいたします。 ※個人情報情報は除く。	市長	市民課	全部公開	
7-0737	12月24日	1月7日	請求	道路河川課東担当さんの、当家から半径1キロメートル以内の道路工事計画を教えてください。 令和8年度に2件の工事があることは伺っております。 構想段階、計画段階のものまで含めて、全ての工事計画を教えてください。 工事の場所、部材、およびその日程等、工事に関わる全ての情報をお願いします。	市長	道路河川課	一部公開	第6号・第7号
7-0738	12月25日	取下げ	申出	学校が市教委へ提出した教諭によるハラスメント行為に関する文書	教育委員会	学務課	取下げ	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0739	12月26日	1月9日	請求	「上尾市いじめ問題調査委員会 調査に関する請願」に対する処理経過・結果報告で、教育委員会、学校の処分については、再調査が終了した時点で可否を判断する、としています。教育委員会、学校の処分について、再調査が終了した時点から可否を判断している内容、経緯がわかる文書を請求します。	教育委員会	学務課	非公開	第7号
7-0740	1月5日	1月16日	申出	公開質問状ご提出にあたってのご挨拶	議会	議会総務課	全部公開	
7-0741	1月6日	1月20日	請求	(請求人による通し番号 2601-1) 後述の(1)～(5)までの情報について、電子交付による開示を求めます。 文書・資料等の開示にあたっては、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を渉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。 それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 (1) 文末の【資料1】のとおり、最も新しい上尾市教育委員会発行の「いじめ重大事態マニュアル」は、令和7年1月改訂となっています(これを①とします)。 また、従前の「いじめ重大事態マニュアル」は令和6年2月に改訂されています(これを②とします)。 そこで、令和6年2月から同年12月までに認定された「いじめ重大事態」については、前記①・②のどちらのマニュアルに基づき対応されているのか、および当該マニュアルに基づいて対応した理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0742	1月6日	1月20日	請求	(2)教育委員会定例会において、「いじめ重大事態調査報告書」が、R6年9月からR7年11月までの間に12件報告されています(ただし、市民による傍聴は非公開・会議録は非開示とされています)。そこで、これらの報告書の発出者が誰であるか判別できる文書・資料等(発出者のみが判別できれば可。市内小中学校の校長が発出者である場合、学校名は黒塗り可)。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0743	1月6日	1月20日	請求	(3)上尾市では、「いじめ防止対策推進法」第28条に基づき『上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例』が制定されており、その第12条では、「調査委員会は、法28条第1項に規定する重大事態について上尾市立の小中学校又は中学校における調査が困難な場合に、当該重大事態について調査を行うものとする」と定められています。 そこで、令和6年2月から同年12月までに認定された「いじめ重大事態」について、「調査が困難な場合」に該当するか否かという判断は誰がおこなったのか、および「調査が困難な場合」に該当する件数が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	一部公開	第2号
7-0744	1月6日	1月20日	請求	(4) 文末【資料2】は、上尾市教育委員会から請求人に対して発出された「上教指第2113-13号文書」です。同文書には、「当該公開情報に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に該当するため、上尾市情報公開条例第10条の規定により公開できない」と記述されています。 一方、2025.12.18に請求人は別途情報公開請求に基づき、決定通知書を受領しその説明を受けるために上尾市教育委員会指導課の職員2名と面談しました。 その「面談記録」(【資料3】)によれば、指導課職員は当該文書(＝令和6年12月に上尾市立〇〇小学校において校長名で配布された「学級のいじめ等にかかる調査への御協力について」文書)について、以下のように説明しています。 * (当該文書)保護者は持っている。 * (いじめ重大事態)の調査において必要なため配布した。 * (アンケート)は事案に合わせて作成をしている。 * (校長名で出すように)教育委員会をお願いをした。 これらの説明から、令和6年12月に上尾市立〇〇小学校において校長名で配布された「学級のいじめ等にかかる調査への御協力について」文書は存在することになります。したがって、請求人は上教指第2113-13号文書の非公開理由[上尾市情報公開条例第10条の規定により公開できない]は誤りであると断定します。 以上の事実関係から、「上教指第2113-13号文書の非公開理由」と2025.12.18の指導課職員の説明に齟齬が生じていることは明らかですが、そのことについての上尾市教育委員会の見解が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0745	1月6日	1月20日	請求	(5) 2025.12.25に開催された市議会「全員協議会」の席上、議員から「いじめ重大事態は現在何件あるのか」と問われて、学校教育部長および指導課長は「5件である」旨回答しています。続けて議員からの「その5件の調査主体はどこか」との質問に学校教育部長は「4件は学校、1件は教育委員会」と回答しています。 一方、2025.12.18に請求人は別途情報公開請求に基づき、決定通知書を受領しその説明を受けるために上尾市教育委員会指導課の職員2名と面談しました。その席上、請求人が「いじめ重大事態は現在何件あるのか」と確認すると、指導課職員は回答を拒否しています。 そこで、全く同じ質問(＝いじめ重大事態は現在何件あるのか、という質問)にもかかわらず、なぜ議員には具体的な件数を回答して、市民からの質問には回答しないのか、そのことが合理的に説明できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0746	1月7日	1月20日	請求	(請求人による通し番号2601-2) 後述の情報について、電子交付による開示を求めます。 文書・資料等の開示にあたっては、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を渉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。 それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 (以下、今回の情報公開請求の内容) 市内各小・中学校が「上尾市立〇〇学校いじめ防止基本方針」(改訂版を含む)を作成(または改訂)するうえでの留意点等について、上尾市教育委員会として各学校に連絡したことが判別できる文書・資料等で直近のもの(連絡文書や送信したメールなどが想定されます)。なお、市内全校への連絡だけでなく、一部の学校への連絡も含まれます。	教育委員会	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0747	1月7日	1月20日	請求	(請求人による通し番号2601-3) 後述の(1)～(4)の情報について、電子交付による開示を求めます。 文書・資料等の開示にあたっては、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を渉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。 それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づく丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください(本請求書の担当課は総務課を想定しています)。 (1) 請求人は、上尾市における事務の管理および執行にあたっては、法的根拠に基づいてその処理がされるものと考えています。しかしながら、上尾市の一部の実施機関による事務の執行において、条例が定められているにもかかわらず、当該条例が無視されている実態があります。 そこで、上尾市における事務の執行について条例が定められている場合、実施機関(あるいは実際に当該事務を執行する機関)は、その条例を遵守する義務があることが判別できる文書・資料等。	市長	総務課	非公開	文書不存在
7-0748	1月7日	1月20日	請求	(2)上尾市の実施機関(あるいは実際に事務を執行する機関)が定めた事務処理上の「対応マニュアル」の有効性が判別できる文書・資料等(具体的には、当該事務執行のために定められている既存の条例の内容と「対応マニュアル」との間に齟齬がある場合です)。	市長	総務課	非公開	文書不存在
7-0749	1月7日	1月20日	請求	(3)上尾市の実施機関が定めた ①『方針(R5年11月改訂)』 ②『対応マニュアル(R6年2月改訂)』 ③『対応マニュアル(R7年1月改訂)』があります。また、 ④『(既存の)条例(R5年10月より以前に制定)』が存在しています。 このような状況において、事案の発生がR6年11月(＝上記②と③の間)である場合、遵守すべきは④>①>②>③の順であると請求人は考えます。 そこで、『条例』・『方針』・『対応マニュアル』の関係性(遵守すべき順位)が判別できる文書・資料等の開示を求めます(本請求書冒頭で述べたとおり、文書不存在の場合は、請求人の知りたい情報について上尾市情報公開条例第26条による情報提供をお願いいたします)。	市長	総務課	非公開	文書不存在
7-0750	1月7日	1月20日	請求	(4)上尾市教育委員会が定めた『いじめ重大事態対応マニュアル』は、教育委員会の会議(定例会・臨時会)を経ておらず、しかも『条例』よりも基準(水準)を下げるなど、中身の変更がおこなわれています。 そこで、『条例』よりも基準(水準)を下げた『対応マニュアル』を定めるにあたり、教育委員会から上尾市の担当課に報告・連絡・相談があったことが判別できる文書・資料等。 なお、この項目が「文書不存在による非公開」という処分になった場合、請求人は基準(水準)の下がった『対応マニュアル』を定めるにあたり、教育委員会は市長部局(担当課)に何らの相談もしないかと判断いたします。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0751	1月7日	1月20日	請求	(請求人による通し番号2601-4) 本請求書文末の【資料】は『令和6年度上尾市教育センターの手引き』の表紙です。 この『手引き』および関連する事項にかかる後述の(1)～(4)について、電子交付による開示を求めます。 文書・資料等の開示にあたっては、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を渉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。 それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づく丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 (1)『令和7年度上尾市教育センターの手引き』(文末【資料】と同様のもの)。	教育委員会	教育センター	全部公開	
7-0752	1月7日	1月20日	請求	(2)前記(1)の『手引き』が令和7年度は発行されていない場合、なぜ発行しなかったのかの経緯や理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育センター	非公開	文書不存在
7-0753	1月7日	1月20日	請求	(3)上尾市教育センター管轄のすべての会計年度任用職員の「職名」が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育センター	全部公開	
7-0754	1月7日	1月20日	請求	(4)前記(3)にかかる会計年度任用職員の労働条件・待遇などが判別できる文書・資料等(新規採用をする場合の資金・報酬などが判別できる文書・資料等で可)。	教育委員会	教育センター	全部公開	
7-0755	1月9日	1月22日	請求	(請求人による通し番号2601-5) 本請求書文末【資料】は、公表されている『令和7年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書』P74「第三者評価者からの意見・提言」からの引用です。 この記述に関して、後述の(1)～(5)の情報についての開示を求めます。 開示の際は、担当課との面談により文書・資料を閲覧し必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、文書・資料等の開示にあたり、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を渉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づく丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 (1)【資料】に「令和7年度当初上尾市PTA連合会を退会した学校は11校」とあります。そこで、この11校の学校名が判別できる文書・資料等。	教育委員会	生涯学習課	全部公開	
7-0756	1月9日	1月22日	請求	(2)【資料】に「上尾市PTA連合会として行事の精選や中止を予定している」とあります。そこで、市P連のどの行事や業務が減ったのか判別できる文書・資料等(令和6年度と令和7年度の市P連の行事や業務が比較できる文書・資料等が想定されます)。	教育委員会	生涯学習課	全部公開	
7-0757	1月9日	1月22日	請求	(3)【資料】の記述から、数字の上では三分の一の学校が上尾市PTA連合会を脱会していることになり、その結果、会計年度任用職員として任用されている「家庭教育支援員」の業務も単純に計算すれば三分の二に減っていると思われるので、そのことが判別できる文書・資料等の開示を求めます。	教育委員会	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0758	1月9日	1月22日	請求	(4)【資料】の「連合会を脱退(上部組織からは休会としてほしい、と要望あり)」という記述の「上部組織」とは何か判別できる文書・資料等。	教育委員会	生涯学習課	全部公開	
7-0759	1月9日	1月22日	請求	(5)【資料】の「学校内では継続しているようだ」という記述の内容が判別できる文書・資料等(＝市P連からは脱退しているが、学校内ではPTA組織が依然として活動している学校があることが判別できる文書・資料等)。	教育委員会	生涯学習課	一部公開	第7号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0760	1月9日	1月23日	請求	(請求人による通し番号2601-6) 本請求書文末の【資料1】【資料5】等に基づき、後述の(1)～(4)の情報についての開示を求めます。開示の際は、電子交付による開示を求めます。 文書・資料等の開示にあたっては、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を渉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。 それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づく丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 (1)上尾市が「会計年度任用職員」として任用している「学校図書館支援員」は、【資料1】「上尾市会計年度任用職員の種類及び職名に関する規則」 【資料2】「上尾市立小・中学校管理規則」 【資料3】「上尾市教育委員会事務局組織規則」という記述がされているにもかかわらず「学校図書館支援員」という記述がされていないが、その理由が合理的に説明できる文書・資料等。 (2)【資料4】のとおり、上尾市は「学校図書館支援員」を募集しています。 そこで、「学校図書館支援員」とは「職名」であるのか、それとも別の呼称(あるいは俗称)であるのかが判別できる文書・資料等(別の呼称あるいは俗称である場合にはその呼称の根拠となる文書・資料等であること)。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0761	1月9日	1月23日	請求	(3)「学校図書館支援員」の採用候補者または任用した後に、本人に向けて「学校図書館支援員は職名ではない」旨言えていることが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0762	1月9日	1月23日	請求	(4)【資料5】は、上尾市HP(教育委員会のページ)からの引用です。 この中の特別支援学級補助員については、上述の【資料1】・【資料2】それぞれ規則に記載されていますが、「アップビスマイルサポーター」および「スクール・サポート・スタッフ」については、【資料1】～【資料3】のいずれの規則にも掲載されていません。その理由が合理的に説明できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0763	1月9日	1月23日	請求	令和7年12月25日の上尾市議会全員協議会「上尾市いじめ問題再調査委員会の調査報告書について」において、被害者への謝罪について教育長より「保護者と相談する」との発言がありました。発言に沿って保護者と相談したことがわかる文書を請求します。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0764	1月13日	1月27日	請求	令和7年10月1日から令和7年12月31日に付番された住居表示台帳及び付番された年月日がわかるもの(住居表示台帳に記載されている場合は不要) ※町名・街区符号が分かるように複写していただくをお願いします。 ※同街区で台帳が複数ある場合は該当する建物が記載されている台帳のみで構いません。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0765	1月14日	1月16日	申出		市長	市民課	全部公開	
7-0766	1月15日	1月29日	請求	(請求人による通し番号2601-7) 本請求書文末の【資料1】【資料5】等に基づき、後述の(1)～(6)の情報についての開示を求めます。開示の際は、電子交付による開示を求めます。 文書・資料等の開示にあたっては、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を渉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。 それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づく丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 【文末の資料1～資料5の説明】 ※アーカイブ復元機能により上尾市HP(教育委員会のページ)を復元してあります。 【資料1・2】は2025.04.09時点、【資料3・4】は2025.07.08の時点です。 また、【資料5】は2026.01.15における上尾市HP(教育委員会のページ)です。 ※【資料2】と【資料4】は、それぞれの時点において公表された『上尾市立〇〇小学校における重大事態に関する調査報告書』の1枚目となっています。 (1)2024.12.24更新として『令和6年9月13日付け上尾市立〇〇小学校における重大事態に関する調査報告書』をHPに掲載することとした「決裁書」または同意旨の文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0767	1月15日	1月29日	請求	(2)2025.04.09の時点では掲載されていた上記(1)『令和6年9月13日付け上尾市立〇〇小学校における重大事態に関する調査報告書』が、2025.07.08の時点では削除されています。その経緯が判別できるすべての文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0768	1月15日	1月29日	請求	(3)2025.06.23更新として『令和7年4月15日付け上尾市立〇〇小学校における重大事態に関する調査報告書』をHPに掲載することとした「決裁書」または同意旨の文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0769	1月15日	1月29日	請求	(4)2025.07.08の時点では掲載されていた上記(3)『令和7年4月15日付け上尾市立〇〇小学校における重大事態に関する調査報告書』が、2026.01.15の時点では削除されています。その経緯が判別できるすべての文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0770	1月15日	1月29日	請求	(5)教育委員会定例会において「いじめ重大事態調査報告書」が「傍聴人を排したうえで、しかも会議録は全て非公開」という形で令和6年9月以降現在までに少なくとも12件報告されています。しかしながら、HPで公表された『重大事態に関する調査報告書』は上記2件のみとなっています。その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0771	1月15日	1月29日	請求	(6)『いじめ重大事態調査報告書』をHPで公表するにあたっての諸条件等が判別できる文書・資料等(公表する期間が定められているのか否かを含む)。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0772	1月15日	1月29日	請求	(請求人による通し番号2601-8) 『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)2025年12月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催されたESの参加者数が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0773	1月15日	1月29日	請求	(2)上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」および市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのかが判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0774	1月20日	1月22日	申出	住居表示台帳(住居表示実施地区のうち23地区) 別紙参照	市長	市民課	全部公開	
7-0775	1月20日	取下げ	申出	件名：マンホール耐震化実施設計業務(開札日：令和7年9月1日)の金入り設計書の情報公開をお願いいたします。	市長	下水道施設課	取下げ	
7-0776	1月27日	2月5日	請求	令和8年1月23日に埼玉新聞で報道されたいじめ重大事態において、学校が「いじめ防止対策推進法第二十三条6」に沿って、所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めたことがわかる文書を請求します。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0777	1月27日	2月9日	請求	(請求人による通し番号 2601-9) 市教育センター関連で、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料1】は、現在の上尾市HP(教育委員会のページ)からの引用です。 この中の「・2025年7月1日更新 上尾市教育センターの手引き(学校向け)」を上尾市HP(教育委員会のページ)に掲載するにあたっての決裁文書(または同趣旨の文書・資料等)。 ※HPに掲載するにあたっての決裁文書(または同趣旨の文書・資料等)であり、『手引き』自体の決裁文書ではありません。	教育委員会	教育センター	全部公開	
7-0778	1月27日	2月9日	請求	(2) 下記【資料2】は、請求人が国立国会図書館の「アーカイブ復元機能」により復元した、2025年7月8日付けの上尾市HP(教育委員会のページ)です。 これにより、「・2025年7月1日更新 上尾市教育センターの手引き(学校向け)」については掲載されていないことが判別できます。 そこで、 ①・2025年7月1日更新上尾市教育センターの手引き(学校向け)が、なぜ2025年7月8日時点で掲載されていないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育センター	非公開	文書不存在
7-0779	1月27日	2月9日	請求	②2025年7月8日時点で掲載されなかったにもかかわらず、今現在「2025年7月1日更新」と表示することができた理由が判別できる文書・資料等。 (今現在掲載したのであれば、「2026年1月〇日更新」になるはずです)	教育委員会	教育センター	非公開	文書不存在
7-0780	1月27日	2月10日	請求	イスク上尾の指定管理公募(R8～R12)に係る ・指定管理者候補者選定委員会議事録 ・各応募団体の採点結果 ・当社以外の応募団体の申請書の一部(様式3 事業計画、様式4 提案事業計画書)	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号
7-0781	1月27日	2月10日	請求	上尾市文化センターの指定管理者公募(R8～R12)に係る ・指定管理者候補者選定委員会議事録 ・各応募団体の採点結果 ・当社以外の応募団体の申請書の一部(様式3 事業計画書、様式4 提案事業計画書)	市長	市民協働推進課	一部公開	第2号
7-0782	1月27日	2月10日	請求	上尾伊奈斎場つつじ苑及び瓦葺ふれあい広場の指定管理者公募(R8～R12)に係る ・指定管理者候補者選定委員会議事録 ・各応募団体の採点結果 ・当社以外の応募団体の申請書の一部(様式6 事業計画書、様式10 瓦葺ふれあい広場提案・自主事業計画書)	市長	環境政策課	一部公開	第2号・文書不存在
7-0783	1月27日	2月10日	請求	上尾市立公園指定管理者公募(R8～R12)に係る ・指定管理者候補者選定委員会議事録 ・各応募団体の採点結果 ・当社以外の応募団体の申請書の一部(様式3 事業計画書、様式4 提案事業計画書)	市長	みどり公園課	一部公開	第3号・第6号
7-0784	1月27日	2月10日	請求	上尾市上尾丸山公園及び上尾市自然学習館外施設指定管理者公募(R8～R12)に係る ・指定管理者候補者選定委員会議事録 ・各応募団体の採点結果 ・当社以外の応募団体の申請書の一部(様式3 事業計画書、様式4 提案事業計画書)	市長	みどり公園課	非公開	文書不存在
7-0785	1月28日	2月10日	請求	(請求人による通し番号 2601-10) 本請求書は、市のHPに掲載されている情報や資料等に関するものです。 したがって、市教育センターの更新年月日に言及していますが、あくまでも例示であることから、請求の宛先(実施機関)については、教育委員会を想定しておらず、実施機関としての上尾市長を想定していることを申し添えます。その前提を踏まえ、後述の(1)・(2)の情報の開示を電子交付にてお願いいたします。 《前提:資料の説明》 【資料1】は、現時点での上尾市HP(教育委員会のページ)からの引用です。 下から2行目に「・2025年7月1日更新 上尾市教育センターの手引き(学校向け)」と掲載されているのが判別できます。 【資料2】は、請求人が国立国会図書館の「アーカイブ復元機能」により復元した、2025年7月8日付けの上尾市HP(教育委員会のページ)です。これにより、【資料1】で例示した「・2025年7月1日更新 上尾市教育センターの手引き(学校向け)」については掲載されていないことが判別できます。 【資料3】も、「上尾市教育センターの手引き(学校向け)」が2025年7月1日の時点で実際にはHPに掲載されていなかったことが判別できる文書です(備考欄参照)。 以上の【資料1】～【資料3】等を踏まえ、以下の情報公開請求をいたします。 (1)【資料1・3】により、現在市HP(教育委員会／市教育センターのページ)に掲載されている「・2025年7月1日更新 上尾市教育センターの手引き(学校向け)」については、請求人の指摘により、2026(令和8)年1月7日以降に掲載されることが判明しました。このことから、「更新年月日」は2025年7月1日ではなく、2026年1月7日以降になると考えられますが、実際には「・2025年7月1日」と遡及して更新年月日が記載されています。そこで、上尾市のHPにおいては、技術的にこうしたことが可能であるのか判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	全部公開	
7-0786	1月28日	2月10日	請求	(2)実際には掲載されていなかった情報を、遡及した更新年月日を加筆して、いかにも以前(その時点)から掲載していたように見せかけるのは、実施機関による「情報の改ざん」にあたるのではないかと請求人は考えています。そこで、市の実施機関によるこうした対応が「情報の改ざん」にあたるのか否かが判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0787	1月30日	2月13日	請求	(請求人による通し番号2601-11) 「イングリッシュサロン」(以下、引用を除きESと略記)に関連し、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 2026年1月に上尾公民館・原市民公民館・大石公民館・大谷公民館で開催されたESの公民館別参加者数が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0788	1月30日	2月13日	請求	(2) 上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)および市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのか」が判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0789	1月30日	2月13日	請求	(3) 市HP(教育委員会のページ)に「上尾市英語クラブイングリッシュサロン活動の様子」が2026.01.30更新として掲載されています。その中で、「上尾市英語クラブイングリッシュサロンは、誰でも、気軽に「生きた英語」を楽しめる小さな外国をテーマに、英語によるコミュニケーションに特化して活動している。中学生を対象にした部活動地域クラブの一つです」との記述があります。しかしながら、「誰でも、気軽に」と言いながら、同一の文の中で「中学生を対象とした」と対象者を限定しているのは明らかに矛盾し、整合性に欠けます。 そこで、これらの記述が矛盾しないことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0790	1月30日	2月13日	請求	(4) 上述のHP での記載「上尾市英語クラブイングリッシュサロンは……中学生を対象にした部活動地域クラブの一つです」との記述から、ESは部活動地域クラブであることが判別できます。一方で、公表されている「上尾市における部活動の 地域移行に向けた基本方針」P14には以下の記述があります。 このとおり、AGEO 地域クラブの果たす役割として、「教員の働き方改革の推進(とりわけ、中学校教員の時間外在校等時間の減少)」が掲げられています。 そこで、令和7年度におけるESの活動が、どのように「教員の働き方改革の推進」に寄与したのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0791	1月30日	2月12日	請求	令和7年12月25日の全員協議会において、市長より寝屋川方式について勉強するとの発言がありました。 令和7年12月25日以降に、市長及び市長部局で、寝屋川方式についてどのようなメンバーでどのような勉強をしたかがわかる文書を請求します。	市長	秘書政策課	非公開	文書不存在
7-0792	1月30日	2月13日	請求	(請求人による通番号 2601-12) 上尾市地域公共交通活性化協議会公募市民委員の選考に関し、後述の情報の開示を求めます。開示の際は担当課と面談し、開示文書・資料等を閲覧させていただきます。そのうえで、必要に応じてコピーをさせていただきます(請求人個人の情報の開示に関しては、請求人本人であると識別が可能な証明書類を面談日に持参いたします)。 (1)上尾市地域公共交通活性化協議会会長名で出された令和7年12月26日付事務連絡(＝下記[資料])にかかる決裁文書または同趣旨の文書・資料等。	市長	交通防犯課	一部公開	第2号
7-0793	1月30日	2月13日	請求	(2)前記(1)の「事務連絡」には、公券市民委員に応募した市民が知りたい情報(例：応募者は何人であったのか、落選した理由や状況等)が何一つ記載されていません。そこで、この事務連絡を応募者に発出するにあたり、上尾市地域公共交通活性化協議会会長あるいは委員、もしくは交通防犯課の職員から「応募者の人数は記載すべきである」あるいは「落選理由や状況も書くべきでは」などの意見が出されたはずであると請求人は考えています。 そこで、上述の「事務連絡」発出にあたり、そうした意見は誰からも出なかったのかが判別できる文書・資料等。なお、もしもこの項目について「文書不存在」による非公開の処分とする場合においても、上尾市情報公開条例第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします。	市長	交通防犯課	非公開	文書不存在
7-0794	1月30日	2月13日	請求	(3)令和7年10月23日に「令和7年度第2回上尾市地域公共交通活性化協議会」が開催され、会議録が公表されています。このことに関連し、以下の校審について情報公開請求します。 (3-1) 令和7年度第2回上尾市地域公共交通活性化協議会で「令和8年度上尾市地域公共交通活性化協議会委員の構成について」の議事が「質疑・意見なし」で承認されています。この議事の資料「上尾市地域公共交通活性化協議会公募委員選考要領」に次の記述があります。「選考委員会は、上尾市地域公共交通活性化協議会会長、及び会長が指名した委員4人の計5人とする」 そこで、この4人の委員の「所属」が判別できる文書・資料等。	市長	交通防犯課	非公開	第2号
7-0795	1月30日	2月13日	請求	(3-2) 前記(3-1)で「会長が指名した委員」と明確に記述されていることから、請求人は、当該4人の委員の指名は、会長の恣意的判断ではないか(会長の意見に同調する委員を指名しているのではないかと)懸念しています。 そこで、「会長が指名した委員4人」がそれぞれ公募委員の選考にあたって客観性かつ的確な判断力を有していることが判別できる文書・資料等。 なお、もしもこの項目について「文書不存在」による非公開の処分とする場合においても、上尾市情報公開条例第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします。	市長	交通防犯課	非公開	文書不存在
7-0796	1月30日	2月13日	請求	(3-3)「上尾市地域公共交通活性化協議会公募委員選考要領」について、[5. 採点](1)の「審査項目」とは何かが判別できる文書・資料等。	市長	交通防犯課	全部公開	
7-0797	1月30日	2月13日	請求	(3-4)「上尾市地域公共交通活性化協議会公募委員選考要領」について、[4. 審査項目]の(2)「※実現性と持続性のある内容か」「※費用対効果や財源、収支率を加味した内容か」を判断する際の客観的資料や基準が判別できる文書・資料等。	市長	交通防犯課	全部公開	
7-0798	1月30日	2月13日	請求	(3-5)「上尾市地域公共交通活性化協議会公募委員選考要領」について[5. 採点]の基準の中に「経歴として高く評価できる」「経歴として概ね評価できる」「経歴なし」とあり、明らかに「経歴」を有している者が有利となっています。一方で、審査項目の(3)に「公共交通に関わった職歴」「研究機関等での研究履歴」が重視されています。つまり、職歴や研究履歴を有している者を偏重していると思われますが、その理由が判別できる文書・資料等。	市長	交通防犯課	非公開	文書不存在
7-0799	1月30日	2月13日	請求	(4) 上尾市地域公共交通活性化協議会の会長および委員が会議等に出席した場合等に報酬(または同趣旨の手当等)が支払われている場合、その報酬等の額および財源が判別できる文書・資料等。	市長	交通防犯課	非公開	文書不存在
7-0800	1月30日	2月13日	請求	(5)「上尾市地域公共交通活性化協議会公募委員選考要領」にしたがって、請求者本人の採点結果の開示を求めます(全応募者に対する各審査委員の採点の内訳を含む)。	市長	交通防犯課	非公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0801	2月6日	2月19日	請求	(請求人による通し番号2602-1) 請求人は、令和7年11月12日付で、次の情報公開請求をおこないました。 【請求人による通し番号2511-12】 星野良行議員は、上記一般質問の⑥で、「せめて請願や陳情の取扱いに関する規定の整備はしていただきたいというふうに思います。(中略)ぜひともご検討をよろしくお願いします)」と述べています。そこで、この星野良行議員の一般質問がされた令和7年6月11日以降、本請求書受理日(令和7年11月12日または13日と想定します)までの5か月の間、上尾市教育委員会として、教育委員会への請願および陳情についてどのように検討してきたかが判別できる文書・資料等。 上記情報公開請求に対しては、次の「公文書非公開決定通知書」が交付されました。 すなわち、星野良行議員が「(上尾市教育委員会への)請願や陳情の取扱いに関する規定の整備はしていただきたいというふうに思います。(中略)ぜひともご検討をよろしくお願いします)」と令和7年6月11日の議会一般質問で発言(要望)していることについて、当該情報公開請求書受理日(令和7年11月12日)までに上尾市教育委員会としてどのように検討してきたのかについては「文書不存在による非公開処分」とされました。そこで令和7年11月13日以降、本請求書受理日(令和8年2月6日または2月9日と想定されます)までに上尾市教育委員会への請願や陳情の取扱いに関する規定の整備について上尾市教育委員会としてどのように検討してきたかが判別できる文書・資料等。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 なお、本情報公開請求について、「文書不存在による非公開」処分とする場合には、上尾市情報公開条例第26条による積極的な情報提供をお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	一部公開	第6号
7-0802	2月10日	2月17日	申出	1.上尾市個人情報保護制度ガイドライン	市長	総務課	全部公開	
7-0803	2月10日	2月17日	申出	2.保有個人情報開示請求事務手引書	市長	総務課	全部公開	
7-0804	2月11日	2月25日	請求	(請求人による通し番号2602-2) 下記【資料】に基づき、後述の情報公開請求をおこないます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 以下、本情報公開請求の内容 上記【資料】の備考に「(前略)本件については、ページ作成担当部署である教育センターに修正対応を指示するとともに、全所属に対し上尾市公式ホームページにおける情報公開日の適切な運用について、周知しました」と記載されています。 そこで、 (1)教育センターに修正対応を指示したことが判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	非公開	文書不存在
7-0805	2月11日	2月25日	請求	(2)全所属に対し上尾市公式ホームページにおける情報公開日の適切な運用について周知したことが判別できる文書・資料等。	市長	広報広聴課	全部公開	
7-0806	2月16日	3月2日	請求	(請求人による通し番号2602-3) 【資料】に基づき、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)上記「議案の審議」の内、「議案第10号」にかかる決裁文書。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0807	2月16日	3月2日	請求	(2)前記「議案第10号」策定に関して参考とした他の自治体の規則等が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0808	2月16日	3月2日	請求	(3)前記「議案第10号」策定に関して、市議員から連絡があったことが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0809	2月16日	3月2日	請求	(請求人による通し番号2602-4) 「教育委員会の会議の公開・非公開」に関し、各項目で示した【資料】に基づき、後述の(1)～(14)の情報の開示を求めます。開示の際は担当課と面談し、開示文書・資料等を閲覧させていただき、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1)上記【資料1】「議案第1号」について、なぜ傍聴人を退出させたうえで非公開の審議としなければならなかったのか、その理由がわかる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0810	2月16日	3月2日	請求	(2)上記【資料1】「議案第2号」について、なぜ傍聴人を退室させたうえで非公開の審議としなければならなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0811	2月16日	3月2日	請求	※前記【資料1】の「教育委員会1月定例会議案1号」を非公開の審議とした理由が、「上尾市情報公開条例第7条第6号」(【資料3】)に基づいていた場合、上記【資料2】の○数字の各箇所について、以下の情報の開示を求めます。 (3)【資料2】の①(第12条において、「学校」という)について審議する際、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」となることが判別できる文書・資料等(「おそれ」の中身が市民に合理的に説明されるものであること)。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0812	2月16日	3月2日	請求	(4)【資料2】の②「法第28条第1項」を削除して「第14条第3項」とすることについて審議する際、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」となることが判別できる文書・資料等(「おそれ」の中身が市民に合理的に説明されるものであること)。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0813	2月16日	3月2日	請求	(5)【資料2】の③「学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議するとともに、」の文言を挿入することについて審議する際、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」となることが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0814	2月16日	3月2日	請求	(6)【資料2】の「上尾市立の小学校又は中学校」を削除して「(4)学校」に文言を変更することについて審議する際、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」となることが判別できる文書・資料等(「おそれ」の中身が市民に合理的に説明されるものであること)。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0815	2月16日	3月2日	請求	(7)【資料2】の附則に⑤「この条例は、公布の日から施行する。」との文言を挿入することについて審議する際、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」となることが判別できる文書・資料等(「おそれ」の中身が市民に合理的に説明されるものであること)。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0816	2月16日	3月2日	請求	(8) 上述の【資料1】「議案第1号」について傍聴人を退室させようとして非公開の審議としたにもかかわらず、上記【資料4】のとおり総合教育会議では、傍聴者を退室させずに上述の「一部改正の条例の中身」を公開しています。 誰がどう考えても、これらの事実は、教育委員会として整合性に著しく欠けると思われますが、どうしてこのような事態になったのかが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0817	2月16日	3月2日	請求	(9)【資料5】は、2020(令和8)年1月定例会の「報告事項2」です。 そこで、この「教育委員会の会職の公開・非公開の基準について」は、現在も変更されていないのか、それとも変更されたのかが判別できる文書・資料等。 なお、もしもこの項目に関して「文書不存在による非公開」処分が請求人に対して下される場合であっても、上尾市情報公開条例第26条による丁寧な情報提供をお願いします。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0818	2月16日	3月2日	請求	(10)前記(9)の【資料5】「教育委員会の会議の公開・非公開の基準について」が変更されていない場合、「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではないということにご留意ください」という文言が現在も生きていることとなります。一方、教育委員会定例会でこの文言が報告されて以降、教育長および教育委員の入れ替わりがあり、現在も継続している教育委員は小池委員のみとなっています。 そこで、「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではないということにご留意ください」について、2020(R2)年4月定例会以降入れ替わった教育長や教育委員に伝えられていることが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0819	2月16日	3月2日	請求	(11) 上記「教育委員会の会議の公開・非公開の基準について」(【資料5】)において、「出席委員の三分の二以上で決したときは非公開とすることができるとされている」との説明がされています。一方、例月の教育委員会定例会では、昨年度までの会議録には「全員から異議無しの声」などと事実とは全く異なる様子が記されていましたが、請求人の指摘により、現在の会議録の表記となっています。 これらの事実を踏まえて、司会進行役の教育長が、審議を非公開にする際に、「出席委員の三分の二以上で決したので非公開の会議とします」とは発言していません。その理由が市民に明確に説明できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0820	2月16日	3月2日	請求	(12) 上記のとおり、岡野教育長(当時)は、2013年9月6日の市議会一般質問で「先ほど部長が答弁いたしましたとおり、公開、非公開の扱いにつきましては、上尾市の定めによる審議会等の会議の公開に関する指針及び上尾市情報公開条例にのっとり進めてまいります」と答弁しています。 そこで、この答弁の趣旨が現在(本請求書受理日)まで継続しているか否かが判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0821	2月16日	3月2日	請求	上記【資料7】のとおり、「審議会の会議の公開に関する指針」では、「会議を開催する日の1週間前までに…(中略)…市のホームページに掲載するものとする」とされていますが、上尾市教育委員会(とりわけ定例会)の開催予告は、「上尾市教育委員会会議規則」により、「開会日の5日前」に告示する旨定められています。 そこで、以下の情報の開示を求めます。 (13)「審議会の会議の公開に関する指針」では、会議の開催予告は1週間前とされていますが、「上尾市教育委員会会議規則」では会議開催予告は5日前となっています。その理由が判別できる文書・資料等。 なお、教育委員会として定めた「規則」が「指針」よりも優先するということである場合には、なぜ「規則」が「指針」より優先されるかについての理由であること。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0822	2月16日	3月2日	請求	(14) 上記に関連して、教育委員会として定めた「規則」は、教育委員会として定めた「対応マニュアル」よりも優先することが判別できる文書・資料等。なお、文書不存在による非公開処分とする場合には、上尾市情報公開条例第26条による丁寧な情報提供をお願いします。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0823	2月18日	3月2日	請求	(請求人による通し番号2602-5) 下記【資料】[市HP(教育委員会のホームページ)教育委員会第1回臨時会の結果概要について]に基づき、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、面談のうえ、文書・資料等を閲覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1)上記【資料】記載の「議案第9号」を非公開の審議とした根拠が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0824	2月18日	3月2日	請求	(2) 上記【資料】記載の「議案第9号」を公開の審議とした場合、「どのようなおそれがあるのか」、「どのような支障があるのか」が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0825	2月18日	3月2日	請求	(3) 上記【資料】記載の「議案第7号・第8号・第9号」それぞれを非公開の審議とすることについて、出席委員の三分の二以上が賛成したこと(非公開審議とすることの賛意をどのように確認したのかを含めます)が判別できる文書・資料等。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0826	2月20日	3月4日	請求	(請求人による通し番号 2602-6) 令和8年1月29日付け上教総1178号文書「教育委員会に対する市民からの請願に関する規程整備状況調査について」各自自治体から入手した回答が判別できる文書・資料等。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	全部公開	
7-0827	2月25日	3月2日	申出	平成16年道路(通路)取扱方針記録簿 No.4	市長	建築安全課	全部公開	
7-0828	3月7日	3月23日	請求	(請求人による通し番号 2603-1) 以下の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)令和7年度中(本請求受理日まで)に市長・教育長・各部課長等が「コンプライアンス研修」を受けたことが判別できる文書・資料等。	市長	職員課	一部公開	文書不存在
7-0829	3月7日	3月23日	請求	(2) 前記(1)の研修の研修資料が判別できる文書・資料等。	市長	職員課	一部公開	文書不存在
7-0830	3月12日	3月26日	請求	令和6年度11月に重大事態として認定された〇〇小学校におけるいじめ事案の調査のために設置された「上尾市〇〇小学校に係るいじめ問題調査委員会」について、開催された会議、協議、審議等に関して各回の開催日時及び参加者の所属・職名がわかる文書 ※上尾市情報公開条例第7条(2)ウ	教育委員会	指導課	存否応答拒否	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	実施機関	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0831	3月17日	3月31日	請求	令和8年2月1日から3月17日までの間に上尾市消費生活センターが受け付けた、〇〇氏による「コンソート104号室」の退去精算に関する相談に係る一切の文書(相談票、受付記録、対応記録、交渉記録、電話対応記録、メール送受信記録及び添付資料を含む)。各相談の受付日時、相談内容の要旨及び主張の概要、提供資料の有無、オーナー(〇〇)への連絡に至った経緯及び判断過程、対応経過が時系列で確認できるもの。また、本件相談に関連して作成又は取得された内部検討資料、指示書、共有記録その他これに準ずる記録も含む一式とする。	市長	消費生活センター	一部公開	第2号
7-0832	3月7日	3月23日	請求	(請求人による通し番号 2603-1) 以下の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)令和7年度中(本請求受理日まで)に市長・教育長・各部課長等が「ハラスメント研修」を受けたことが判別できる文書・資料等。	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0833	3月7日	3月23日	請求	(2) 前記(1)の研修の「次第」が判別できる文書・資料等。	市長	職員課	非公開	文書不存在
7-0834	3月29日	4月10日	請求	(請求人による通し番号 2603-2) 「上尾市学校運営協議会規則」第4条に基づき、令和7年度中(本請求書受理日まで)に市内全小中学校の学校運営協議会から上尾市教育委員会に対して意見が述べられたことが判別できる文書・資料等(該当する全ての意見であること)。	教育委員会	指導課	非公開	文書不存在
7-0835	3月29日	4月10日	請求	(請求人による通し番号2603-3) 「イングリッシュサロン」(以下ESと略記)に関連し、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 2026年2月および3月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催されたESの公民館別参加者数が判別できる文書・資料等。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0836	3月29日	4月10日	請求	(2) 上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」および市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのかが判別できる文書・資料。	教育委員会	指導課	全部公開	
7-0837	3月31日	4月14日	請求	道路(通路)取扱方針記録簿 No.40 平成14年9月10日 表紙の写し	市長	建築安全課	全部公開	
7-0838	3月31日	4月9日	請求	自衛官募集等の推進に係る募集事務の細部について(依頼)	市長	総務課	一部公開	第7号